

望ましい環境の保全と創造をめざして

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

環境審議会答申への対応と
次年度の施策展開（平成28年度版）

平成27年度に実施した取り組みの評価と平成29年度の施策展開



平成29年3月

茅ヶ崎市

表紙：ルリビタキ(メス)

全長 14cm ほど。オスはからだ全体が青色ですが、メスは尾だけ青色です。

茅ヶ崎市自然環境評価調査において、茅ヶ崎らしい自然に生育・生息する「指標種」とされています。繁殖期には木の中や枝先で高く澄んだ丸みのある声で、「キョロ キョロ キョロリ」とさえずります。

※指標種とは、茅ヶ崎らしい自然に生育・生息する代表的な種を指標種として選定しています。ここで、「茅ヶ崎らしい自然」を構成する代表的な環境としては、北部を中心に残されている「樹林」や、原っぱ等の「草地」、小出川や千ノ川、駒寄川等の川辺や、市内の小さな細流、湿地等の「水辺」、クロマツ林や砂浜のある「海岸」、畑や水田の「農地」が挙げられます。

はじめに

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」は、茅ヶ崎市環境審議会や公募による市民会議の委員の皆様から数々の貴重なご意見をいただき、平成22年度に策定しました。

本計画は、平成23年度を初年度とした32年度までの10年間の計画となっており、28年度は計画期間の折り返し地点となりました。

これまで、本計画をはじめとする諸計画に基づき、望ましい環境の実現に向けて市民・事業者の皆様とともに施策を推進してまいりました。しかしながら、進捗している施策がある一方、進捗が遅れが見られる施策もあります。

毎年実施しています進行管理では、前年度に取り組んだ施策の進行状況をまず担当課が振り返り、その後、環境審議会委員の皆様による審議を経て、9月に答申という形で集約したご意見をいただいております。

平成28年度の環境審議会答申におきましては、これまでの進捗状況に対して、「大きな進展が見られた重点施策」、「高い評価が維持されてきた重点施策」、「低い評価が継続してきた重点施策」を主として、重点施策ごとに評価をいただきました。

この答申につきましては、環境審議会委員の皆様にご尽力いただき、短期間で審議を重ねて取りまとめいただいたものとなります。

ご覧いただいておりますこの報告書では、環境審議会の答申を踏まえて市が検討いたしました次年度(平成29年度)以降の施策展開をお示しております。

重点施策を所管するそれぞれの担当課が答申の内容をしっかりと受け止め、次年度以降の取り組みに反映できるよう努めるとともに策定予定である茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画への対応についても検討を進めてまいります。

今後は、本計画の目標の達成を目指しつつ改定の準備を進める重要な期間となってきます。より良い環境を次世代に引き継いでいくために、本市の環境基本計画に基づいた環境行政の着実な推進に努めてまいりますので、市民、市民団体、事業者等の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

平成29年3月

茅ヶ崎市長 服部 信明

目次

I. 平成 27 年度における目標の達成状況および重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 29 年度の施策展開	3
1 体系図	4
2 目標と実績(総括表)	6
3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)	8
4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理について	10
もっと知りたい!ちがさきの環境	12
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	16
1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	42
2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	
2.2 生物多様性の保全方針の策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	50
3.1 4R の推進	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	67
4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	82
5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	
5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	
5.3 学校における環境教育の充実	
II. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 28 年度版)に対する答申	97
III. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 28 年度版)に対する 市民意見への回答	107
(参考) 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧	109

I . 平成 27 年度における目標の達成状況及び 重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 29 年度の施策展開

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、1年間の取り組みを振り返り、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出を行い、次年度以降に取り組むべき事項を検討することとしています。

本章では、平成28年6月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」にて報告した平成27年度の取り組み状況に対する茅ヶ崎市環境審議会からの評価を踏まえて、市が検討した平成29年度の施策展開の内容をお示ししています。

1 体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域(※)の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。 10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

(※)コア地域:「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根字
しみずやと へいだゆうしんてん あかばねあざ
じゅうさんず ながやと なめがや やなぎやと やなぎしま
 十三区、長谷、行谷、柳谷、柳島の7地域のこと。

本計画策定時に掲げた次の目標は、進行管理の中で一部変更しています。(下線部は変更箇所)

- 目標 9 市民 1 人 1 日当たりの資源物を除いたごみの排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに 603gにします。
 目標 11 生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
 目標 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
 目標 14 地域の CO₂排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 524 千t CO₂(平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。

重点施策	重点施策の推進を支え、補完する施策
1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成・実施 2 財政担保システムの確立 3~12 各コア地域における施策	1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進
13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生 14 農業支援による農地の保全・再生 15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化 1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進 1.2(3)水環境の保全 1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用
16 自然環境の保全に向けた条例の制定 17 保全すべき地域の指定 18 自然環境庁内会議の設置	2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導 2.1(2)快適で安全な住環境の確保
19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全 2.2(2)海岸の自然環境の保全
21 リフューズ(要らないものを買わない・断る) 22 リデュース(ごみの排出を抑制する) 23 リユース(繰り返し使う) 24 リサイクル(資源として再生利用する)	3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続 3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり
25 地産地消の推進 26 環境に配慮した農業の普及促進	3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進 3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発
27 情報発信・啓発活動の推進 28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援 4.1(2)市における率先的な取り組み
30 乗合交通の利便性向上 31 徒歩・自転車利用の促進	4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減
32 庁内の環境意識の向上 33 庁内における人材育成	5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進
34 意識啓発・人材育成 35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進 5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減 5.2(3)環境に関する活動の支援
36 地域と連携した環境教育 37 学校における取り組みの支援	5.3(1)学校における環境教育の推進

(*) 平成 27 年度は本計画の中間年度に当たることから、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて一部目標及び重点施策の見直しを行っております。

3 目標と実績(総括表)

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課	ページ	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1	コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	平成27～29年度に実施予定	景観みどり課	p16
		2	各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	一部達成	景観みどり課	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3	緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(＊)。 ＊ 緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5%	29.5% (平成22年度)	景観みどり課	p36
		4	経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。(＊) ＊ 平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha	352ha (平成26年度)	農業水産課	
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5	平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	平成29年4月施行予定	景観みどり課	p42
		6	平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	—	景観みどり課	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	未策定	景観みどり課	p47
		8	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	未作成		
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9	市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。	574g	651g (平成27年度)	資源循環課	p50
		10	リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	34.7%	22.4% (平成27年度)	資源循環課	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗	28店舗 (平成27年度)	農業水産課	p60
		12	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。	15品目以上	16品目 (平成27年度)	学務課	
13	環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。	—	—	農業水産課			

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課	ページ
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。	約1,165千tCO ₂ (変更前)	—	環境政策課	p67
			約1,492千tCO ₂ (変更後)	約1,581千tCO ₂		
	15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。	—	—	環境政策課		
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。	455.5回	441.1回(平成27年度)	都市政策課	p76	
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。	—	—	環境政策課／ 景観みどり課	p82
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課	p87
	5.3 学校における環境教育の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課	p92

●目標と重点施策の進捗状況の見直しについて

本計画では平成32年度を目標年度として、平成23年度より各種施策を実施しています。

目標と重点施策については、達成状況の確認や社会状況・情勢の変化を踏まえた妥当性等の検証を行い、必要に応じて計画期間中においても変更を行います。

なお、平成27年度は本計画の中間年度に当たることから、目標の進捗状況に対する中間評価と見直しを実施し、下記のとおり変更を行いました。

変更前 目標2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
 変更後 目標2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実情に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

変更前 目標5 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
 変更後 目標5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

変更前 目標6 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
 変更後 目標6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

変更前 目標7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
 変更後 目標7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。

変更前 目標8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
 変更後 目標8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

変更前 目標15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO₂排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
 変更後 目標15 エネルギー使用量を削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

変更前 重点施策18 重点施策名「自然環境庁内会議の設置」
 変更後 重点施策18 重点施策名「自然環境庁内会議の効果的な運用」

4 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)

評価基準: A=極めて順調に進んでいる B=概ね順調に進んでいる
C=ある程度進んでいる D=あまり進んでいない
E=今後、積極的な取り組みが必要

(*) 施策実施担当課については、実際に施策の推進状況を確認する中で取り組みを実施している課を掲載しており、「環境基本計画(2011年版)」に掲載している担当課とは異なる場合があります。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ	
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	環境政策課 景観みどり課	C	C	p18	
		2 財政担保システムの確立	財政課 景観みどり課	D	D	p20	
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	B	B	p22	
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】					
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p24	
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】					
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根字十三区】	景観みどり課	B	C	p26	
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	D	D	p28	
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	農業水産課 環境政策課 景観みどり課 下水道河川建設課	E	E	p30	
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 環境保全課 景観みどり課	C	C	p32	
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】					
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	p34	
		1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 道路建設課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	B	C	p38
		14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	B	B	p40	
		15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮					

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ			
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	C	C	p43			
		17 保全すべき地域の指定							
		18 自然環境庁内会議の設置	景観みどり課				B	B	p45
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	E	E	P48			
20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成									
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	p52			
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課	B	B	p54			
		23 リユース(繰り返し使う)	市民相談課 資源循環課 環境事業センター	C	C	p56			
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課 環境政策課 資源循環課 環境事業センター	B	B	p58			
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	保育課 農業水産課 学務課	A	A	p62			
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	C	C	p65			
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	拠点整備課 環境政策課	B	B	p69			
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	B	p72			
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター	A	A	p74			
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	p78			
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	B	B	p80			
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	B	p84			
		33 庁内における人材育成							
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 社会教育課				B	B	p88
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課				C	C	p90
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課				B	B	p93
37 学校における取り組みの支援		環境政策課 学校教育指導課							

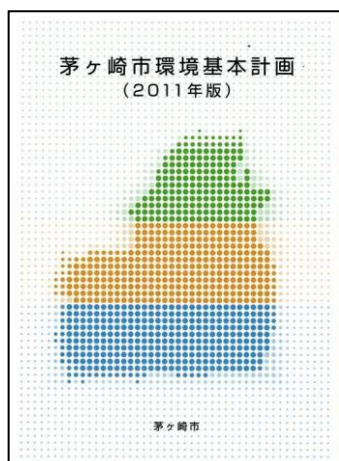
茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、5つのテーマごとに施策の柱を設け、特に力を入れる施策(重点施策)を挙げています。また、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、施策の柱ごとに目標を設定しています。

次ページからは、これまでの目標の進捗状況、平成27年度の重点施策の進捗状況についての環境審議会評価と、その評価に対する市の対応及び平成29年度の施策展開を掲載しています。

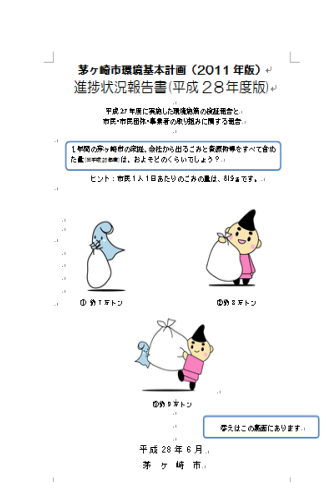
各施策のページに掲載されている「環境審議会評価」は、平成28年9月に茅ヶ崎市環境審議会から提出された答申から抜粋したものです。

なお、「平成27年度の取り組み概要と担当課評価」については、平成28年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成28年度版)」に掲載しています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(平成23年3月策定)および「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成28年度版)」(平成28年6月発行)は、市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご参照ください。



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」
(平成23年3月策定)



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成28年度版)」
(平成28年6月発行)

もっと知りたい！ ちがさきの環境

市では茅ヶ崎の自然や環境のデータを詳しくまとめた資料を発行しています。ご希望の方は各担当課にお問い合わせください。

『茅ヶ崎の環境』



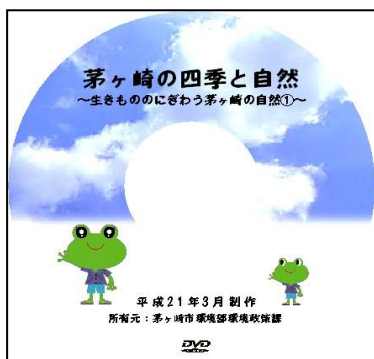
大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下といった公害の現況に関するデータについて掲載。市役所環境保全課で配布しています。

『清掃のあらまし』



ごみ排出量やリサイクル率などの統計データ、ごみの減量化・資源化事業について掲載。市役所資源循環課で配布しています。

『茅ヶ崎の四季と自然(DVD・VHS)』



市内7カ所のコア地域を中心に、季節の動植物や、谷戸の環境などについての解説を収録。市役所環境政策課で貸出ししているほか、市ホームページで動画配信しています。

『茅ヶ崎茅産茅消マップ』



市内の「農家軒先直売所」、「観光農園」、「花き生産者直売所」を地図で紹介。市役所農業水産課で配布しています。

凡例 (重点施策)

・施策の概要(どのようなことに取り組む施策か)を記載しています。

・これまでに取り組んできた主な取り組みや生じている課題を抜粋し記載しています。

・茅ヶ崎市環境審議会委員による評価と、評価にあたってのコメントについて、「評価できる点」と「今後検討すべき課題」に分け、箇条書きで記載しています。
 ※内容については、平成28年9月に茅ヶ崎市環境審議会よりいただいた「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成28年度版)に対する答申」より抜粋しています。

・環境審議会委員による施策評価および答申に対する市の対応について、「平成28年度中に対応・実施しているもの」、「平成29年度以降に対応予定のもの」、「その他」の3項目に分けて記載しています。
 ・「その他」欄には特記事項などを記載しています。

重点施策 ○○ ▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

■ 概要

- ・▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
- ・▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
- ・▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

イ 課題

- ・▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲
- ・▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	
評価できる点	
今後検討すべき課題	

環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
平成29年度以降に対応予定のもの
その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) ○○

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
△△△△△△△△△△△△△△	→			●●課
△△△△△△△△△△△△△△	→		継続 予定	××課

(2) □□

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
△△△△△△△△△△△△△△	→			●●課
△△△△△△△△△△△△△△	～～より実施予定			××課

- ・平成29年度に実施する具体的な取り組みとスケジュール、担当課について項目別に記載しています。
- ・取り組みを実施する年度を矢印で示しています。
- ・平成30年度以降も取り組みを継続する予定のものについては、「継続予定」としています。
- ・特記事項がある場合にはその旨を記載しています。
- ・担当課欄には、取り組みを実際に行う部署名を記載しています。また、市以外の主体が行っている取り組みについては、その名称等を記載しています。

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度 予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
▲▲▲▲▲	○○千円	××千円	△△千円	●●課
▲▲▲▲▲	○○千円	××千円	△△千円	××課

- ・平成29年度の当初予算案の金額を事業ごとに記載しています(事業ごとの記載が困難な場合はこの限りではありません)。
- また、当初予算案は変更になる可能性があります。

■重点施策の変更履歴 (～平成27年度)

年度(平成)	内容
○○	・△△△△△△△△△△△△△△△△△△

- ・目標指標と同様、計画の進行管理の中で変更が生じた場合に、いつどのような変更を行ったのか記載しています。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標1

コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。
【目標担当課:景観みどり課】

目標2

各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までにコア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
【目標担当課:景観みどり課】

■目標1の進捗状況

- 各地域における指標種の生育・生息状況(コア地域7カ所および城之腰・汐見台地区)モニタリング調査(自然環境評価調査) ※表中の数字は確認した指標種数を示す

年度(平成)	清水谷	平太夫新田	赤羽根十三区	長谷	行谷	柳谷	柳島	城之腰(参考)	汐見台(参考)
15～17年度(※1)	53	25	38	21	59	60	22(※3)	29	17(※3)
23年度(※2)	53	25	36	21	56	59	28(※3)	29	17(※3)
確認した指標種数の変化	0	0	-2	0	-3	-1	6	0	0

※1 全市的に実施。

※2 コア地域7カ所および城之腰・汐見台地区で実施。

※3 柳島、汐見台は海岸指標種のみの数値。

■目標1の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし(詳細は重点施策①および③～⑫を参照)

■目標2の進捗状況

コア地域名	保全管理計画	活動組織	達成状況の概要等
しみずやと 清水谷	あり	あり	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に特別緑地保全地区へ指定。 平成25年度に保全管理計画を作成。 平成26年度に市民団体「清水谷を愛する会」と協定締結。 市民団体「清水谷を愛する会」による保全管理作業を実施。
へいだゆうしんでん 平太夫新田	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に保全管理計画を作成予定。 市占用地域で市民団体「相模川の河畔林を育てる会」が保全管理作業を実施。
あかばねあざしゆうきんず 赤羽根字十三区	あり	なし(有志あり)	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に特別緑地保全地区へ指定。 平成27年度に保全管理計画を作成。 有志による保全管理活動を実施。
ながやと 長谷	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング調査を実施。 一部で学校建設が予定されているが、土地利用計画が未確定。
なめがや 行谷	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> 環境市民会議「ちがさきエコワーク」の「茅ヶ崎の自然環境を考える会」や「茅ヶ崎野外自然史博物館」による保全管理活動を実施。
やなぎやと 柳谷	あり (神奈川県)	あり (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画を作成(平成20年度神奈川県作成)。 保全管理作業の実施(神奈川県公園協会、茅ヶ崎里山公園倶楽部、市民団体、市)
やなぎしま 柳島	あり (柳島キャンプ場内)	市 (柳島キャンプ場内) 神奈川県 (砂浜や飛砂防備保安林)	<ul style="list-style-type: none"> 柳島キャンプ場における保全管理計画を作成(平成24年度)し、その計画に基づく保全管理作業を実施。 柳島キャンプ場外におけるモニタリング調査の実施。 砂浜や飛砂防備保安林について神奈川県による保全管理を実施。

■目標2の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	目標を「各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

重点
 施策

① コア地域ごとの保管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施

■概要

- ・各コア地域に即した保管理体制を構築し、保全管理計画を作成します。
- ・保全活動組織が円滑に運営できるよう、必要な支援を行います。
- ・コア地域の自然環境の保全が効果的に進められているか、市民と連携してモニタリング調査を行い、改善策を講じながら取り組みを進めます。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・赤羽根字十三区については、保全作業に参加している市民やみどり審議会等で意見をいただきながら、平成28年3月に保全管理計画を作成しました。
- ・保全管理計画作成済みの清水谷、柳谷及び柳島については、保全管理計画に基づく活動を推進しました。
- ・平太夫新田の保全管理計画作成に向け、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と意見交換を実施しました。

イ 課題

- ・各地域の関係者に、当該地の自然環境保全に対して十分な理解を得られるよう、清水谷など先進地域の紹介などを時間をかけて協議等を行っていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水谷、柳谷、柳島で保全管理計画に基づき活動が行われている。他の地点でも保全管理計画の作成に取り組んでおり、進捗がみられる。 ・赤羽根字十三区については保全管理の体制と計画の策定が完了し、新たに自然環境評価調査に係る取組が実施された。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の「自然環境保全」に関して理解を得ることは、一番最初にやるべきことと感じる。 ・一部のコア地域で進捗が見られるが、残りの5つのコア地域については新たな進展が見られない。評価は全7つのコア地域で行う必要がある。 ・課題の整理が不十分である。各場所の保全の方向性・考え方や各年度でのスケジュール、重点地点等が明確でない。赤羽根字十三区の保全管理計画が策定されたが、将来像が示されていない。保管理体制も十分でなく、今後の改善が望まれる。 ・市民参加の多様な手法を検討し、一緒に活動することを行政側から積極的に働きかけることが必要である。市民から意見を募集し反映できるような体制が望まれる。 ・課題が残されているにもかかわらず執行残があるので予算の使い方について団体と話し合いながら進めてほしい。 ・自然環境評価調査員養成講座も実践的な講座の実施が望まれる。参加者による評価調査への協力や、保全管理団体を担う人材の養成システムが望まれる。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成28年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報ちがさき環境基本計画特集号」を発行し、各コア地域における自然環境の重要性、貴重性を市民の方に広くお知らせしました。平成26年度は「清水谷」、平成27年度は「柳谷」について周知し、平成28年度は「赤羽根字十三区」について掲載しました。 ・清水谷・柳谷・柳島・赤羽根字十三区については、関係者と打合せを行いながら、保全管理計画に基づく活動を推進しました。 ・平太夫新田については、保全管理計画の策定に向けて、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」との意見交換を実施するとともに、河川管理者や関係者と協議を行っています。 ・コア地域の自然環境の状況を把握するため、自然環境評価調査を実施しています。 ・自然環境評価調査員については、リーダー・サブリーダーを中心に協力いただきながら、調査を通じて新たな調査員を養成しています。 ・「清水谷を愛する会」と連携し、清水谷の保全及び安全管理にかかる優先順位について、予算執行状況を勘案しながら決定し、保全作業を進めました。
<p>平成29年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報ちがさき環境基本計画特集号」を年1回発行しており、引き続き、各コア地域の記事を掲載し、自然環境の重要性、貴重性を周知します。 ・清水谷・柳谷・柳島・赤羽根字十三区については、引き続き保全管理計画に基づく活動を推進します。また、平太夫新田についても28年度内の策定を目指している保全管理計画に基づいて活動を推進する予定です。 ・長谷については土地所有者の意向を踏まえて検討を行います。 ・行谷については県の洪水調整施設整備事業の動向を踏まえた検討を行います。 ・平成29年度に自然環境評価調査の結果を取りまとめます。 ・清水谷については、引き続き、市民団体「清水谷を愛する会」と連携をし保全及び安全管理を実施していきます。

その他

・各地域の関係者に、当該地の自然環境保全に対して十分な理解を得られるよう、時間をかけて協議等を行っていく必要があります。
 ・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の将来像については、保全管理計画において「貴重な生態系を保全することで、多様な生きものの生息・生育空間を確保し、将来に引き継ぐ場所とする。」としています。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)各コア地域に即した保全管理体制や保全管理計画の構築・作成

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
保全管理計画の作成及び活動組織体制の確立(平太夫新田)	→			景観みどり課

(2)保全活動の実施及び支援

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
「保全管理計画」に基づく活動の推進(清水谷、柳谷、柳島、赤羽根字十三区)	→			景観みどり課 公園緑地課
「清水谷を愛する会」と連携した保全作業と物品購入等の支援(清水谷)	→			
市民団体による保全作業の支援(平太夫新田)	→			
市民有志との協働による保全作業(赤羽根字十三区)	→			
「広報ちがさき環境基本計画特集号」によるコア地域の周知	→			環境政策課

(3)市民と連携したモニタリング

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
市民と市職員によるモニタリング調査			→	景観みどり課
自然環境評価調査を通じた調査員の養成	→			
自然環境評価調査	→			
自然環境評価調査の結果集計と公表結果		実施 予定		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
広報ちがさき環境基本計画特集号発行	856千円	856千円	0千円	環境政策課
赤羽根字十三区周辺保全費	10,410千円	43,035千円	▲32,625千円	景観みどり課
コア地域の維持管理経費	699千円	799千円	▲100千円	
自然環境評価調査	5,724千円	4,320千円	1,404千円	

■重点施策1の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	各地域の状況等を踏まえ、地域別に優先度を設定し目標達成に向けたスケジュールを変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

重点
 施策

② 財政担保システムの確立

■ 概要

- ・失われる危険性のある貴重な自然を有する地域の公有地化等へ効果的に緑のまちづくり基金を充てられるよう、基金活用の優先度などを示すルールづくりを行います。作成の際には基金使用の透明性に留意します。
- ・保全活動の円滑な推進の支援や、環境負荷低減のために使用できる財源など、新たな方策についても検討し、継続的な財源確保の仕組みを構築します。

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・ふるさと納税制度の受け入れ先として「良好な自然環境を形成している緑地の取得または取得した緑地の維持管理に関する事業」を選択できるよう調整を行ったことにより、今後もふるさと納税制度から継続的に寄附を受け入れられる見込みです。

イ 課題

- ・緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくりについて、重点施策16「自然環境の保全に向けた条例の制定」および重点施策17「保全すべき地域の指定」の内容を踏まえながら、検討する必要があるため、具体的な内容には至っていません。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の活用や社会資本整備総合交付金の申請準備などの進展が僅かに見られた。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・資金使用の透明性を確保するための資金運用ガイドライン作成が遅れている。今後のガイドライン作成に当たっては市民参加を実施する進め方を検討することが望まれる。 ・重点施策16,17の条例制定と連携した具体的な取組である地域指定の検討に至っていない。 ・今後、ふるさと納税の他にも、例えば「個人からの100円基金」などを設ければ、茅ヶ崎の「みどりは自分たちのもの」との意識向上になるのではないかと考える。 	
↓	
環境審議会評価に対する市の対応	
平成28年度中に対応・実施しているもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区指定に伴う、交付金活用の準備を実施しました。 	
平成29年度以降に対応予定のもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」について、基金活用の対象や活用に係る意思決定の過程等について検討を進め、「緑のまちづくり基金運用ガイドライン」作成の検討を進めます。 	
その他	

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
保全すべき「みどり」の範囲の明確化	→	→	継続 予定	景観みどり課
緑のまちづくり基金運用ガイドラインの作成	→	→		

(2) 継続的な財源確保に向けた取り組み

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
国および県の補助金の情報収集と活用に向けた準備	→	→	継続 予定	景観みどり課
事業者による継続的な寄附	→	→		
新たな事業者による寄附の確保	→	→		
ふるさと納税の活用	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
緑のまちづくり基金積立金	370千円	1,751千円	▲1,381千円	景観みどり課

■重点施策2の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
27	各地域の状況等を踏まえ、地域別に優先度を設定し目標達成に向けたスケジュールを変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

重点 施策	<p>③ 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】</p> <p>④ 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】</p>
----------	---

■概要

- ・周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生します。
- ・駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指します。
- ・水源地の保全を図ります。
- ・清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。
- ・周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・市民団体「清水谷を愛する会」が実施する保管理計画に基づく保全作業を支援し、自然環境の保全を推進しました。
- ・遊水機能土地保全補助金制度については、土地所有者への補助を通じて33,827.84㎡(堤分)の水田の保全に寄与しました。
- ・市民の森の適正な管理を行うことで自然環境の保全および市民へのレクリエーションの場を提供することができました。
- ・(仮称)小出第二小学校用地の現状におけるスポーツ施設としての利用状況について情報共有を図りました。

イ 課題

- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き地権者の理解を得ながら水田の保全をしていく必要があります。
- ・倒木等の可能性のある樹木については、市民団体と連携しながら早期発見に努め、安全安心を確保する必要があります。
- ・土地所有者や周辺住民に協力や理解を得る必要があります。
- ・(仮称)小出第二小学校用地の具体的な活用に向けた検討には至っていません。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水谷は7つのコア地域の中ではトップリーダー的な存在感を示しており、とくに水環境の保全に係る進展が見られた。市民団体と協力した保管理が継続して行われている。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水谷については他のコア地域のモデルとなるために他にできることはないか検討されたい。 ・特緑になった場合の土地利用について、明確なルール作りを今後とも土地所有者と協議して進めて行く必要がある。 ・特緑の保管理を公園緑地課にするならば、職員や予算等も増やす等の改善が必要である。 ・沈殿分離槽の清掃業務委託について予算額相当の清掃実施がされていない。 ・清水谷からの作業日報に基づく改善策等については徹底して欲しい。新たに協定地として保全活動する場所に植樹し、みどりを増やす試みも計画に反映するべきと考える。 ・小学校用地の活用についての具体的な詳細検討に関する進展がない。引き続き土地所有者の理解を得ながら保全活動を進めていくことが必要である。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成28年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水谷の保管理に関する課題への対応として、市民団体「清水谷を愛する会」と公園緑地課・景観みどり課との打ち合わせを実施しました。 ・「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」により、里山保全事業として保全活動を実施しており、清水谷及び平太夫新田での保全作業を行いました。 ・特緑の保管理については、庁内で連携して調整を進めています。沈殿分離槽の清掃については、適正に実施します。 ・市民の森ワーキングを毎月定例的に実施、手作りによる整備や維持管理を継続的に実施しています。 ・(仮称)小出第二小学校用地の周辺環境及び類似施設の状況や用地の活用について、教育委員会内部検討会議を開催しました。
<p>平成29年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水谷の保全について、引き続き「清水谷を愛する会」との連携のもと行っていきます。 ・特緑の保管理については、引き続き、庁内で連携した取り組み調整を進めていきます。沈殿分離槽についても適正に実施していきます。 ・市民の森の保全については、市民団体「市民の森ワーキング」と連携して引き続き行っていきます。 ・(仮称)小出第二小学校用地の周辺環境及び類似施設の状況や用地の活用について、教育委員会内部検討会議を引き続き開催し、検討を継続します。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 清水谷の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
市民団体「清水谷を愛する会」と連携・協力した保全管理	→	→	継続 予定	公園緑地課 景観みどり課
事業者による里山保全作業への協力	→	→		公園緑地課
市民の森の法面管理	→	→		公園緑地課

(2) 水源地の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
沈殿分離槽の管理	→	→	継続 予定	公園緑地課
合併浄化槽の普及及び汚水流入への対策	→	→		公園緑地課 景観みどり課

(3) 清水谷周辺の自然環境の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
市民の森およびその周辺の維持管理	→	→	継続 予定	公園緑地課
遊水機能土地保全事業	→	→		下水道河川 建設課
土地利用に対する環境配慮への指導	→	→		景観みどり課

(4) 周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
教育委員会内部検討会議の開催	→	→	継続 予定	教育政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
清水谷の維持管理(清水谷負担金・清掃業務委託費等)	13,285千円	13,285千円	0千円	公園緑地課
市民の森の維持管理(管理人賃金、修繕料等)	5,638千円	5,688千円	▲50千円	公園緑地課
遊水機能土地保全事業費(堤分)(※)	1,692千円	1,678千円	14千円	下水道河川 建設課

(※)「清水谷」としての算出は困難なため、便宜上堤地区全体の数値で計算し算出しています。

■重点施策3・4の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	なし

重点 施策	⑤ 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保管理体制のルール、システムを確立します。【平太夫新田】 ⑥ 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】
----------	---

■概要

- ・水害防備保安林および移植樹林の保管理体制のルール、システムを確立します。
- ・地域の方たちとの連携による管理体制を確立します。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」が実施する生物の生息・生育に配慮した保管理体制作業への協力を継続的に行っています。
- ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と平太夫新田の自然環境を周知する看板を設置しました。

イ 課題

- ・過去に行われた堤防のアスファルト工事について、関係団体等への情報提供が不足していたことから、今後工事が行われる際は、国から情報収集し、庁内関係課と連携し速やかに情報共有する必要があります。
- ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」との意見交換を実施しているものの、具体的な検討に至っていない保管理体制の作成作業を進める必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点 ・予算0円でもある程度進んでいる。 ・「現地の植生の希少性の周知」では、希少種の保全のための除草作業とともに地域住民への周知の看板もだしている。 ・河川管理者、市民団体との情報の共有化が継続して実施された。	
今後検討すべき課題 ・今年度保管理体制計画の策定に向けて、市民団体や地域住民・自治会等の意見交換の場など市民参加で取り組む必要があると思う。保管理体制計画は、茅ヶ崎市が占有している場所だけでなく、コア地域全体を視野にいた、基本的な方針を決めて推進していく必要がある。 ・関係機関との情報共有、意見交換を踏まえた具体的な管理計画の策定の準備段階にきている。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・保管理体制計画の策定に向けて、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」との意見交換を実施しました。また、地元自治会、河川管理者である国土交通省や庁内関係課への情報提供も行っています。 ・市が占有する地域の保管理体制活動について、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と国との意見交換の場を設けました。 ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」に対する活動支援（広報紙やホームページ等による活動の周知）を行いました。 ・鶴嶺公民館において、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の協力により、会の活動と平太夫新田の自然環境を紹介するパネルを設置しました。 ・「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」により、里山保全事業として保全活動を実施しており、清水谷及び平太夫新田での保全作業を行いました。 ・相模川の堤防整備等の状況について、国から収集した情報を庁内関係課に対し情報提供しました。
平成29年度以降に対応予定のもの ・市民団体「相模川の河畔林を育てる会」に対する活動支援（広報紙やホームページ等による活動の周知）を引き続き行っていきます。 ・当該地域と市民団体「相模川の河畔林を育てる会」の活動について地元自治会等への周知を図ります。 ・市が占有する地域の保管理体制活動について、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と国との意見交換の場を設けます。 ・引き続き、相模川の堤防整備等の状況について、国から情報を収集しながら、庁内関係課に対し情報提供を行います。
その他 ・平太夫新田は河川区域であり、保全に対して一定の担保がなされています。また、大部分が民有地であることから、保管理体制計画の対象範囲を「相模川左岸の河川区域内の国有地のうち、緑地の保全のために茅ヶ崎市が占有している場所」としたいと考えています。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 水害防備保安林および移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
関係機関との情報共有	→	→	→	広域事業政策課 景観みどり課
保全管理計画作成に向けた国や市民団体との協議	→			景観みどり課
活動組織体制の確立と保全管理計画の作成	→			

(2) 地域との連携による管理体制の確立

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
保全管理活動の支援(広報紙、ホームページによる周知、参加者募集、資材や物品の提供)	→	→	→	景観みどり課 公園緑地課 環境政策課
現地の植生の希少性の周知	→	→	→	景観みどり課
地元自治会等への周知	→	→	→	景観みどり課 環境政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置無し				

■重点施策5・6の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	なし



平太夫新田景観



オドリコソウ

重点
 施策

⑦ 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根字十三図】

■概要

・湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・特別緑地保全地区指定に向けた詳細な測量を実施しました。
- ・平成28年3月30日に特別緑地保全地区に指定するとともに保全管理計画を作成しました。
- ・市民有志との協働により保全管理作業を継続的に行っていただくことができました。

イ 課題

・赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の自然環境を保全するためには、保全管理計画に基づいて継続的に作業を行う必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点 ・特緑の指定に向けた詳細測量が行われ、保全管理計画が作成された。継続的に保全管理が行われるめどが立った。市民との協力ができている。	
今後検討すべき課題 ・概要に記載されているように、ネットワークを重視した「隣接する藤沢市と連携した」に係る取組は実施されていない。川は上流・下流といった形で藤沢市と関わってくるので積極的に取り組みを行うべきである。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・保全活動に参加する有志市民や土地所有者と打合せを行いながら、保全管理計画に基づく活動を推進しました。 ・地区の自然環境を周知するための自然観察会を実施しました。(平成28年10月3日、参加者6名) ・都市緑地法に基づく用地取得等の手続きを進めるとともに、当該地の西側道路上に生息・生育する希少性が高い植物や昆虫などのより良い保全のための検討を行いました。
平成29年度以降に対応予定のもの ・土地所有者の理解を得て、定期的に保全管理作業を実施します。 ・引き続き、都市緑地法に基づく用地取得等の手続きを進めるとともに、当該地の西側道路上に生息・生育する希少性が高い植物や昆虫などのより良い保全について、関係者等と協議を行います。
その他 ・赤羽根字十三図には湧き水を源流とした細流が流れており、良好な動植物の生息・生育環境を形成しておりますが、藤沢市へ流入すると大部分が3面コンクリートの水路や暗渠で段差もあることから、現在は動植物が藤沢市から茅ヶ崎市へ入ってくる環境ではないので連携の有効性が少ないと思われます。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)水源地、樹林地の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
保全管理計画の作成	平成28年度運用開始			景観みどり課
保全管理体制の検討	→		継続予定	
市民との保全管理作業	→			
地区の自然環境の周知	→			
保全作業者との協議	→			

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
赤羽根字十三区周辺保全費(再掲)	10,410千円	43,035千円	▲32,625千円	景観みどり課

■重点施策7の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



開かれた湿地



地区を流れる細流



ヒメシロネ

重点
 施策

⑧ 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保全部管理等）を要望していきます。【長谷】

■概要

・土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放（環境学習の場、野鳥観察、市民による保全部管理等）を要望していきます。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

・地権者に当該土地の自然環境の重要性について、継続して理解を求めています。また、モニタリング調査を継続し、移植した稀少植物が活着していることを確認できています。

イ 課題

・今後もモニタリング調査を継続するために地権者の土地利用について状況を把握しつつ、管理保全部体制について検討を行う必要があります。
 ・長谷のほとんどの土地が学校用地であり、工事スケジュールが未確定であることから、保全部管理計画について土地所有者と具体的な協議ができない状況です。今後も継続的なモニタリング調査を行い地権者に当該地域の保全の重要性について継続して理解を求める必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	D
評価できる点 ・継続的なモニタリングが行われており、土地所有者との具体的な協議が行われた場合、保全部管理計画の方向性は考えられる。 ・27年度の新たな取組として、学校跡地のクズの駆除が行われた。	
今後検討すべき課題 ・土地所有者の学校法人と連絡を密にし、建設計画を把握し、当該地の重要性を伝えていく必要がある。 ・土地所有者がどのような決定をしても、茅ヶ崎市としての対応を検討しておく必要がある。 ・稀少植物の移植や駆除についての有効性を確認しているのであれば、それらから得られた知見、情報を基にした保全部管理計画や工事工程の策定に向けた環境配慮書(仮称)等を作成、提案するような積極的で具体的な対応が課題となる。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・土地所有者の協力を得て、自然環境評価調査を実施しました。また、調査後に特徴的な貧栄養表土の保全のため、クズ等の管理を行いました。併せて、土地所有者へ当該地の自然環境の重要性について説明を行いました。
平成29年度以降に対応予定のもの ・土地所有者の協力を得て、当該地の自然環境の調査を実施します。
その他 ・当該地の保全については、土地所有者による事業計画がある程度定まってきた際に具体的な検討を行います。それまでは、モニタリング調査や自然環境評価調査の結果など、検討の基礎となるデータを管理していきます。 ・平成24年度に移植を行った植物(長谷にあった希少な植物を、同じ敷地内の別の場所に移植)について保全を図るため、周辺部分を剪定するなど管理を行います。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 現地のモニタリング調査

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
モニタリング調査による自然環境の現状把握	→	→	継続 予定	景観みどり課
特徴的な貧栄養表土の保全	→	→		

(2) 土地所有者との協議、要望

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
土地利用状況の把握	→	→	継続 予定	景観みどり課
土地所有者に自然環境保全への理解を得る取り組み	→	→		

(3) 土地利用後の樹林や草地等の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
保全管理計画の作成および活動組織体制の構築	土地利用の方向性がある程度定まってきた後に具体的な検討を実施。			景観みどり課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置無し				

■重点施策8の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



貧栄養表土の草地と樹林



クルマバツタ

重点 施策	⑨ 生物の生存基盤など多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】
----------	---

■概要

- ・生物の生存基盤など多面的機能を持つ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。
- ・水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、一体的な保全を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・環境市民会議「ちがさきエコワーク」の「茅ヶ崎の自然環境を考える会」等の有志により、生物の生息・生育に配慮した細流の草刈等を行いました。
- ・行谷も含め、みんなの環境基本計画特集号において、コア地域について広く周知を図りました。
- ・ボランティア制度の周知を図った結果、援農ボランティア新規登録者は16名、新規斡旋成立件数は6件ありました。
- ・遊水機能土地保全補助金制度については、土地所有者への補助を通じて43,049.00㎡(行谷分)の水田の保全に寄与しました。

イ 課題

- ・神奈川県「相模川水系小出川・千の川河川整備計画」による河川整備により、自然環境への影響等が考えられるため、整備方法などについて県との調整を行っていく必要があります。
- ・遊水機能土地保全事業については、引き続き土地所有者の理解を得ながら事業を維持・継続していくことが重要です。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	E
評価できる点 <ul style="list-style-type: none"> ・周知の結果、数件だがボランティアの斡旋は行われている。 ・細流での外来種の除草、在来種のための保全作業も実施された。 ・県からの「相模川水系小出川・千の川河川整備計画の遊水地の位置選定に関する意見聴取」に対して、環境保全の観点を含めた意見を提出した。 	
今後検討すべき課題 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な環境の保全が重要なため、水田、畑、樹林等の一体的な保全を徹底する。 ・エコワークが解散し、この場所の保全活動ができるのか難しい状況である。行谷の照葉樹林は、保全活動がされておらず荒廃が進んでいる。今後の保全方法等の方向性を具体的にした上で、県と整備方法等を議論すべきである。 ・県河川整備計画に沿った、土地所有者、市民団体、援農ボランティア等の連携、調整、協働による実効性の高い取組を急ぐ必要がある。 ・行谷が分断されないよう方向性や施策を進めていき、情報については随時出してほしい。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・営農活動を継続していただくため、生産組合回覧をはじめ、環境フェアやみんなの消費生活展等の機会を活用し援農ボランティア制度の周知を図るとともに、援農ボランティア育成講座(年18回)の開催や、ボランティアがほしいという農業者と、ボランティアをしたという援農ボランティアとのマッチングを行っています。 ・神奈川県「相模川水系小出川・千の川河川整備計画」(遊水地)に基づく洪水調節施設の整備について神奈川県と協議するとともに、神奈川県における検討状況について随時庁内関係課への情報提供を行いました。
平成29年度以降に対応予定のもの <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き営農活動を継続していただくため、援農ボランティア制度を運用します。 ・耕作放棄地解消ボランティア活動の候補地探索、土地所有者との交渉、ボランティアへの活動参加の呼びかけと実施、土地所有者へ農地を農地として保全するための土地活用の支援を行っていきます。 ・引き続き、行谷地区での洪水調節施設(遊水地)の整備について、庁内関係課との情報共有を図りながら神奈川県と協議を行います。
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保管理計画の策定や保管理体制の構築に向けた具体的な検討は、県の動向を踏まえた検討を行います。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
土地所有者に対する援農ボランティア制度、耕作放棄地解消ボランティア制度についての周知	→	→	→	農業水産課

(2) 水田や畑、樹林等の多様な環境の一体的な保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
遊水機能土地保全事業	→	→	継続 予定	下水道河川建設課
広報特集号による市民への周知	→	→		環境政策課
洪水調整施設の整備についての調整	→	→		広域事業政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
遊水機能土地保全事業(行谷分)	2,215千円	2,181千円	34千円	下水道河川建設課
広報ちがさき環境基本計画特集号発行(再掲)	856千円	856千円	0千円	環境政策課

■重点施策9の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点 施策	⑩ 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】 ⑪ 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】
----------	--

■概要

- ・神奈川県と連携した県立茅ヶ崎里山公園の保全を図ります。
- ・柳谷周辺地域を含めた保全を図ります。
- ・家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・茅ヶ崎里山公園内の自然環境について、公園管理者である神奈川県をはじめとする関係者との連携により、生態系に配慮した保全を進めることができました。
- ・市民団体「柳谷の自然に学ぶ会」の協力を得て、「里山はっけん隊！」を開催し、次世代を担う子どもたちやその保護者に対して自然環境の大切さについて伝えることができました。
- ・里山公園外周道路の整備において、関係団体等の意見をいただきながら自然環境に配慮し、予定された延長約130mの道路改良工事をを行いました。

イ 課題

- ・道路整備にあたっては、引き続き地元住民や関係団体等と連携を図りながら、自然環境に配慮しながら工事を進めていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点	
・茅ヶ崎里山公園の保管理体制を保全管理計画に従って、神奈川県公園協会、里山公園倶楽部、市民団体等との協働で自然環境の保全活動を継続した。	
今後検討すべき課題	
・茅ヶ崎里山公園の周辺地域については、県の保全管理計画を順守しつつ、7つのコア地域の1つである柳谷エリアとして、「市独自の自然環境の保全、創出」をめざす取組を検討する必要がある。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
・自然環境の保全を推進する取り組みのひとつとして、環境学習事業「里山はっけん隊！」を開催し、里山の魅力を楽しんでいただくとともに、保全を行っていくことの大切さをお伝えしました。 ・特定外来生物アライグマについて、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく計画的な捕獲等を支援するため、従事者証を交付するとともに、はこわなの貸出及び捕獲個体の殺処分委託等を行いました。 ・茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」へ参画し、県や市民などと協力して、保全管理に関わっています。 ・来年度以降予定されている茅ヶ崎里山公園外周道路整備について、関係機関や庁内関係課との協議や関係団体への報告を行っています。
平成29年度以降に対応予定のもの
・引き続き第3次神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく計画的な捕獲等について支援してまいります。 ・継続して茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」へ参画し、県や市民などと協力して、保全管理に関わっていきます。 ・引き続き、茅ヶ崎里山公園外周道路の整備方法について関係機関や関係団体と随時協議を行います。
その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 神奈川県と連携した茅ヶ崎里山公園の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」に基づく保全管理	→	→	継続 予定	景観みどり課 (神奈川県)
茅ヶ崎里山公園運営会議「保全部会」への参画	→	→		景観みどり課
特定外来生物アライグマの捕獲支援			生息確認や被害の申出に応じた従事者証の 交付及びはこわな貸出等の支援(随時)	環境保全課 (神奈川県)

(2) 公園周辺地域の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
周辺地域における自然環境配慮方法(道路整備等)の打合せ(随時)	→	→	継続 予定	広域事業政策課

(3) まとまりのある樹林地等の良好な里山景観の保存

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
生け垣の築造への助成	→	→	継続 予定	景観みどり課
環境学習事業「里山はっけん隊！」を通じた里山の魅力の周知	→	→		環境政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
生け垣の築造に関する助成制度	1,200千円	2,277千円	▲1,077千円	景観みどり課
里山はっけん隊！	192千円	177千円	15千円	環境政策課
特定外来生物処分委託費	913千円	1,440千円	▲527千円	環境保全課

■重点施策10・11の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



芹沢の池



西尾根の林

重点
 施策

⑫ 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】

■概要

- ・海岸侵食による砂浜の減少を防止します。
- ・クロマツ林や海浜植生の保全に努めます。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・海岸管理者である神奈川県が継続的に養浜事業を行っており海岸侵食による砂浜の減少を防止できました。
- ・国・県へ要望を行った結果、継続して養浜事業が実施されることとなりました。
- ・柳島地区の希少植物の保全を行なうとともに、キャンプ場利用者に対し、自然環境の紹介、学習の機会の提供を行い、地区の自然を周知することができました。
- ・計画に基づく保管理等により、柳島キャンプ場内のクロマツ林や海浜植生等は、良好な状態を保つことができました。

イ 課題

- ・キャンプ場の閑散期の利用者を増やし、周知を図る対象者も増やす必要があります。
- ・養浜材の質的向上にむけて、今後も引き続き県へ要望する必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・県の養浜事業に際しての自然環境への配慮、海浜植生の保全等の取組が継続して実施された。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が増えた場合の環境への影響を減らすための取り組みや、近隣住民への配慮も考慮するとよい。 ・国や県への働きかけとして、砂が付きやすい様に出島等(テトラポット)の建設を提案してはどうか。 ・これまで実施された植生モニタリング、管理(希少種の保全、移植、外来種の駆除など)の知見を集計整理して、市民への周知、啓発活動に反映させることが重要である。 ・利用者増加のため、キャンプ場利用者へアンケートをとって様々な意見を求めることが望まれる。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・養浜事業に関しては県流域海岸企画課・砂防海岸課、藤沢土木事務所汐見台庁舎なぎさ港湾課と連携をとり事業を実施しております。また、漁業者や市民の意見を検討し計画するよう要望しております。 ・柳島キャンプ場の保管理について、管理者との協議を行い、保管理の質の向上を図りました。 ・現地のモニタリング調査を引き続き実施するとともに、外来種の除去についても対応を継続していきます。 ・柳島キャンプ場内の自然環境保全エリア内における希少植物の保全を実施していきます。 ・柳島キャンプ場にアンケートボックスを設置し、利用者の意見を参考にしながら運営しています。 ・ミニコミ自然ミュージアムにて、柳島地区における希少生物等をキャンプ場利用者で紹介することにより、地区の自然の周知に努めています。
平成29年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・現地のモニタリング調査を引き続き実施するとともに、外来種の除去についても対応を継続していきます。 ・引き続き、柳島キャンプ場内の自然環境保全エリア内における希少植物の保全を実施していきます。 ・利用者のアンケート結果を考慮しつつキャンプ場の運営を行います。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸侵食対策は、市単独で行えるような事業ではなく国・県が主体となって実施しなければ解決できない事業です。また、海岸だけでなく相模川流域全体を考慮した計画により事業実施しなければならないものです。国や県に対しさまざまな要望はお伝えしておりますが、県域全体・国全体を考慮して事業実施をされておりますのですべてが要望とおとりとなることは難しいと思われま ・現在、海岸における構造物の建設は砂が堆積する部分と侵食される部分とが発生する点や景観的な点から取り入れておりません。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 海岸浸食による砂浜の減少防止

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
養浜事業	→	→	継続 予定	農業水産課 (神奈川県)
国、県に対する養浜事業推進の要望	→	→		農業水産課

(2) クロマツ林や海浜植生の保全

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
現地のモニタリング調査および保全管理	→	→	継続 予定	景観みどり課
海浜植生を移植した植栽帯の管理	→	→		景観みどり課 (神奈川県)
移植したチガヤ、クロマツの保全(県管理地)	→	→		公園緑地課
計画に基づく柳島キャンプ場内の海浜植生保全	→	→		
ミニコミ自然ミュージアムの管理	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
柳島キャンプ場管理運営経費	24,468千円	25,531千円	▲1,063千円	公園緑地課

■重点施策12の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



ミニコミ自然ミュージアム展示品

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

目標3

緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5% (約1,019ha)以上確保します。

【目標担当課:景観みどり課】

※緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度には市域の35.2%でしたが、平成17年度には市域の31.0%となっています。このまま推移すると平成32年度には、市域の25.8%程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により、市域の28.5%以上確保することを目標としています。

目標4

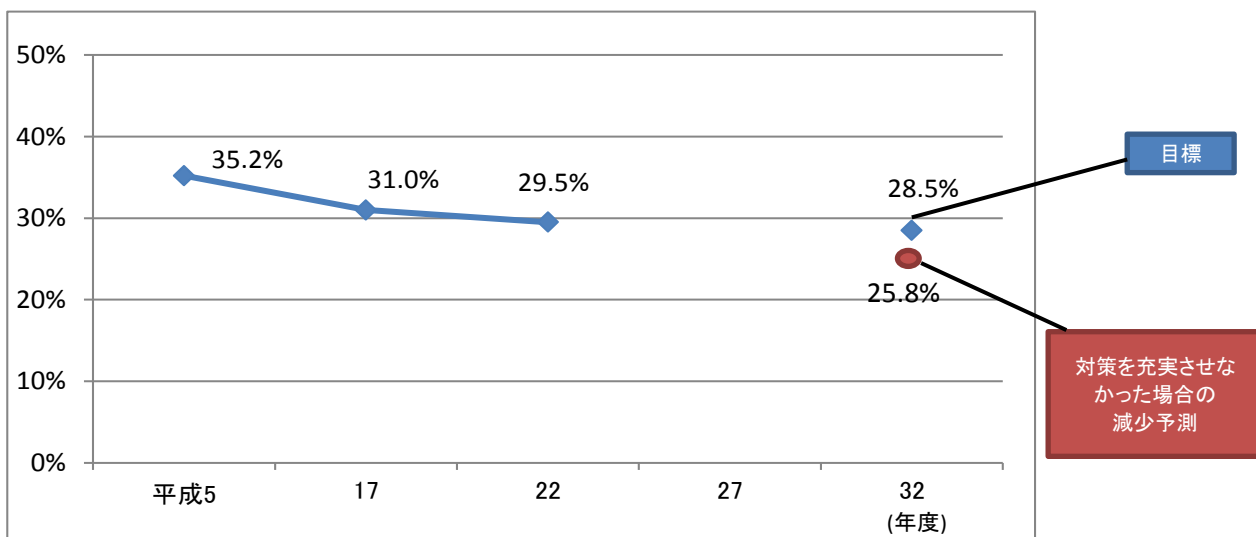
経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。

【目標担当課:農業水産課】

※平成19年度の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度には、335ha程度まで減少することが予想されますが、各施策実施により348ha確保することを目標としています。

■目標3の進捗状況

●市域の緑被率および緑被面積の推移 ※人工草地(ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇など)は除く。



(参考) 緑地面積(都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、法、条例、協定等による地域制緑地)

	平成20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	30年度目標
緑地面積(ha)	625.28	646.49	645.62	646.73	649.22	787.75
緑地割合(%)	17.49	18.08	18.05	18.09	18.15	22.03

・緑被面積…緑被率は市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。緑被地は航空写真を基に樹木地、農耕地、自然草地、水面を抽出しています。

・緑地面積…都市公園、公共施設緑地(青少年広場等)、民間施設緑地(ゴルフ場・社寺境内地等)、地域制緑地(特別緑地保全地区・生産緑地・保存樹林など法や条例、協定等によるもの)

*ある程度土地利用の改変が少なく、担保された土地である緑地面積を参考として記載しました。

*緑地面積の平成30年度の目標は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で目標としている数値です。

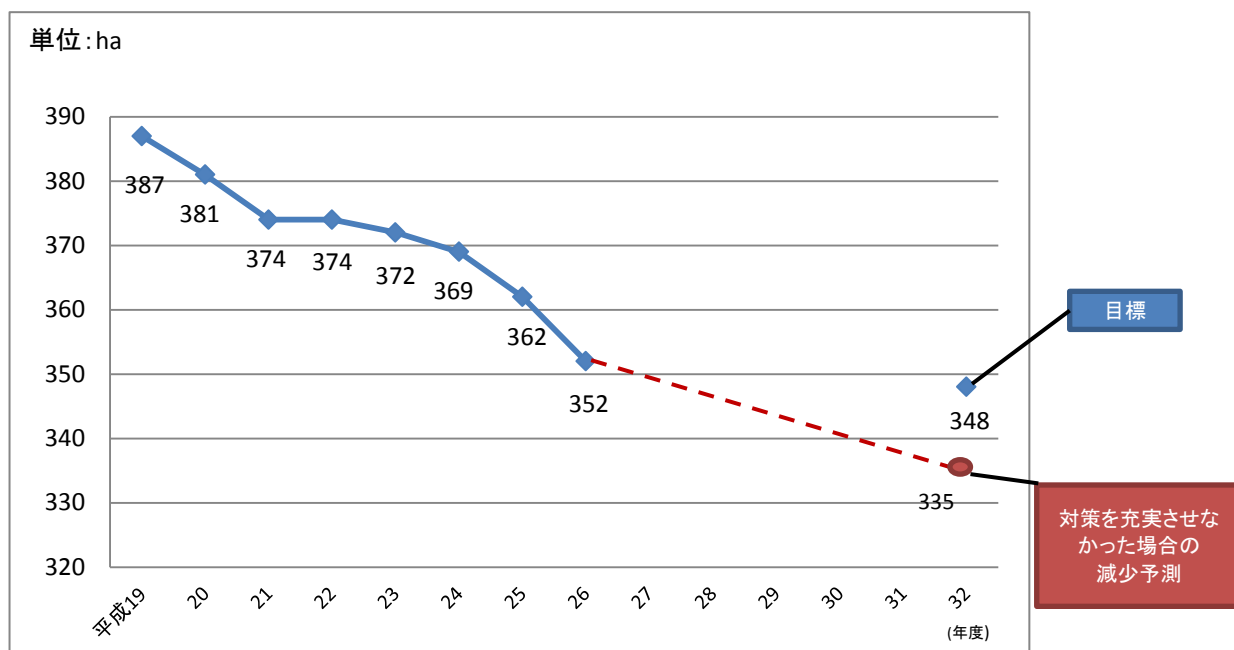
■目標3の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

■目標4の進捗状況

●経営耕地面積の推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
面積	374ha	372ha	369ha	362ha	352ha



■目標4の変更履歴 (～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点
 施策

⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

■概要

・良好な自然景観の形成要素である斜面林や農地、河川・海岸・沼地などの水辺、社寺林・屋敷林等について、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全を図ります。
 ・既にもどりが失われてしまった地域については生物多様性に配慮した対策を行い、現状の自然環境の保全を図るとともに、新たなみどりのネットワーク化を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

・レンゲ草種子を市内の水田281aに播種していただき、緑肥による地力の向上を図りました。
 ・千ノ川流域整備については、地元自治会等と調整を図りながら、予定どおり管理用通路の樹木植栽を完了することができました。
 ・遊水機能土地保全事業については、土地所有者への補助を通じて412,111.48㎡の水田の保全に寄与しました。
 ・グリーンバンク制度を継続的に実施することで、市民にみどりの提供を図りました。
 ・街路樹の適正な剪定等を行うことで、市内のみどりの保全を図りました。
 ・文化財保護審議会の委員の方々からご教示いただきながら、市指定重要文化財(天然記念物)の保全に努めました。しかしながら、枯死のため、「成瀬家のモッコク」「藤間家のキャラボク」の市重要文化財指定を3月31日に解除しました。

イ 課題

・今後、制定する保存樹林・樹木の条例の運用にあわせ、基準の見直しを行う必要があります。
 ・台風や大雨、昨年度は小出川の氾濫等により、播種した種子が流出してしまうということがありました。
 ・千ノ川流域整備については、「千ノ川整備実施計画」に基づきコンクリート護岸による整備を実施しながら、管理用通路の樹木植栽など周辺環境にも配慮していきます。
 ・遊水機能土地保全事業については、引き続き地権者の理解を得ながら事業を維持・継続していく必要があります。
 ・街路樹の剪定希望が多く、今後剪定希望箇所数が増えることが考えられることから、予算の範囲内で実施するためには、優先順位を検討する必要があります。
 ・近年の酷暑や台風等の風水害、また都市化や塩害等、生育に厳しい環境があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各環境に対してその環境に合わせた対策を行っている。 ・文化資料館整備基本計画を策定し、歴史文化と自然環境との一体的な保全、調和を図った。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の剪定は毎年のことなので計画的に行う必要がある。藤沢市との境目の街路樹は同時期に行うのが望ましい。 ・みどりのネットワーク化を図るなら、公園や街路樹などの繋がりも考える必要がある。 ・天然記念物の指定解除は成果ではない。 ・昨年の進捗状況報告書と同じく重点施策16の条例の制定に沿った保存樹林、樹木の基準見直しが実施されておらず、顕著な進展は見られない。 	



環境審議会評価に対する市の対応

平成28年度中に対応・実施しているもの

・レンゲ草種子の配布希望を取り、希望された市内米農家に配布しました。
 ・「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直し(目標5及び重点施策⑬)において、市民緑地制度の位置づけ、みどりの保全地区制度、保存樹林・樹木の指定要件の見直しを行いました。今後は、29年4月の施行に向けて規則等の整備や周知を行います。
 ・「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の緑化基準に関する規定を見直し、緑化基準の対象となる特定開発事業の範囲を拡大しました。今後は、29年4月の施行に向けて規則等の整備や周知を行います。
 ・生け垣の築造への助成制度について、より利用しやすい制度となるよう補助対象の見直しなどの制度改正を検討しています。
 ・チャドクガが発生する既存の樹種を見直し、常緑樹の設置による延焼遅延機能の向上や有効幅員を拡幅する鉄砲道の街路樹リニューアル工事を実施しています。(平成30年度まで継続)
 ・街路樹の剪定については、歩行者や自転車の安全な通行、車道からの見通しなど交通安全に配慮すべき箇所を優先的に行っています。また、地元自治会から剪定要望がある場合は、現地を確認し、優先性を判断したうえで剪定を行なっています。藤沢市境における同時期の剪定については、今後の検討課題とします。
 ・市指定重要文化財(天然記念物)である「鶴嶺八幡社の參道松並木」について、マツの全数調査を行い、松並木の状況把握を行いました。その結果に基づき、倒木の危険性のあるもの、剪定の必要性があるものを抽出し、対応を行いました。

平成29年度以降に対応予定のもの

- ・レンゲ草種子の配布を希望される米農家に対し、引き続き配布ができるよう、進めてまいります。
- ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」及び「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の運用を行います。
- ・引き続き、交通安全、地元自治会の要望等を勘案しながら、優先性を判断し剪定を実施します。また、藤沢市との連携も図ってまいります。
- ・市指定重要文化財(天然記念物)について、剪定等の処置を施し、適切な管理と保護に努めます。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全と創出

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
農地の保全	→	→	→	農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	→	→	→	景観みどり課
生け垣の築造への助成	→	→	→	
記念樹配付	→	→	→	
グリーンバンク制度	→	→	→	公園緑地課
斜面林の保全	→	→	→	
街路樹の管理	→	→	→	
街路樹緑化の推進	→	→	→	継続 予定
海岸のみどりの保全と再生	→	→	→	景観みどり課
千ノ川流域整備における周辺環境に配慮した樹木植栽	→	→	→	下水道河川 建設課
遊水機能土地保全事業	→	→	→	
市指定天然記念物活用事業	→	→	→	社会教育課
指定文化財(天然記念物等)の保護管理	→	→	→	
文化資料館移転整備基本計画における自然環境への配慮	→	→	→	

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
水田保全対策事業費(レンゲ草種子購入)	143千円	144千円	▲1千円	農業水産課
保存樹林、保存樹木への助成	38,342千円	38,292千円	50千円	景観みどり課
生け垣の築造への助成(再掲)	1,200千円	2,277千円	▲1,077千円	
記念樹配付	560千円	600千円	▲40千円	
グリーンバンク制度	74千円	140千円	▲66千円	公園緑地課
街路樹の管理	34,342千円	27,342千円	7,000千円	
遊水機能土地保全事業(市内全域分)	21,213千円	21,213千円	0千円	下水道河川 建設課
市指定天然記念物活用事業	14千円	43千円	▲29千円	社会教育課
指定文化財等の維持管理	485千円	519千円	▲34千円	

■重点施策13の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全
 施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点 施策	⑭ 農業支援による農地の保全・再生 ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮
----------	--

■概要

- ・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
- ・耕作放棄地を再生し、市民農園や体験学習の場等として活用していきます。
- ・土地所有者の協力を得ながら生物多様性に配慮した土地利用を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・農業振興施策としての地産地消推進事業等のソフト事業及び農地保全のためのソフト事業、ハード事業等の事業を並行して進めました。結果として、地産地消推進事業における市民への周知を図るための各種イベントや、体験型事業として市内親子に農業・漁業の体験を通じて学んでいただく「農業・漁業体験プロジェクト」や「買い物ツアー」の実施を通じて、周知を図りました。
- ・農地保全策としては、耕作できなくなった農地を様々な調整を通じて幹旋し、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を行うことで農用地利用集積を図るとともに、援農ボランティア制度の運用や、市民農園新規開設支援等により、良好な農地の保全を図りました。
- ・地産地消推進事業については、1つのイベントにより即効果が図れるものではなく、イベントの定着化も一つの効果として見ていく必要があると考えます。今回で4回目となった藤沢市、寒川町と合同で行った「湘南花の展覧会」において、お客様と話をしていくうえで、実感したこともあります。

イ 課題

- ・農家の高齢化、後継者不足による遊休農地の増加傾向は進んでいます。耕作されない農地でも、地権者からは「今のままでいい」という方も多く、先祖代々の土地を他人に貸すことに強い抵抗を覚える方が多くいらっしゃるが現実ではありますが、丁寧な説明と信用に足る調整に努めてまいります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点 ・一定数の援農ボランティアの幹旋の成立など、農業支援による農地の保全・再生の取組が継続して実施された。	
今後検討すべき課題 ・農業委員会が行う農地転用等の施策は、茅ヶ崎市では歯止めがなく、資材置き場や駐車場(モータープール)などに変わってしまっている。今後農業生産物を道の駅などで売るならば、耕作放棄地の有効活用に本腰を入れるべきである。 ・耕作放棄地における「生物多様性への配慮」の取組については進展は見られなかった。 ・在来種と外来種についての取扱方針は決定されたので啓蒙活動を推進する。市民には耕作放棄地の現状を周知すること、耕作者には希少種保護・外来種駆除についての説明を継続的に取り組んでいただきたい。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・農業振興施策としての地産地消推進事業等のソフト事業及び農地保全のためのソフト事業、ハード事業等の事業を並行して進めています。 ・農地保全策としては、意欲ある営農者や新規就農者への農用地利用集積を図るとともに、援農ボランティア制度の運用や、市民農園新規開設支援等により、良好な農地の保全を図り、農業生産基盤である老朽化した農業用排水路の維持、整備を進めています。 ・耕作放棄地解消ボランティア制度の運用により、市内2か所の耕作放棄地を解消し、その後市民農園の新規開設支援を実施しました。2月中には、もう1件の耕作放棄地解消ボランティア活動を実施し、その後、市民農園新規開設支援を4/1開設を目途に実施します。
平成29年度以降に対応予定のもの ・農業振興施策としての地産地消推進事業を引き続き推し進めます。 ・農地保全策としては、意欲ある営農者や新規就農者への農用地利用集積を図るとともに、援農ボランティア制度、耕作放棄地解消ボランティア制度の運用や、市民農園新規開設支援等により、良好な農地の保全を図ります。 ・農業生産基盤の維持、整備に努めます。
その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 農地の継続利用を促すための農業支援

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
援農ボランティアの斡旋	→		継続 予定	農業水産課
援農ボランティア育成講座	→			
かながわ農業サポーターの支援	→			
「人・農地プラン」による農地の保全・有効活用	→			
農薬使用低減や土壌改良、水田景観の保全をねらいとした緑肥推進事業	→			
農業委員会と連携した農地利用状況調査に基づく、農地の抽出と地権者への交渉	→			
農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定	→			
市民農園の新規開設支援	→			
JAとの連携	→			
地産地消の推進(重点施策⑳を参照)	→			
農地中間管理事業の機構からの依頼業務	→			

(2) 耕作放棄地の再生と市民農園や体験学習の場等としての活用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
農業・漁業体験プロジェクトでの遊休農地の活用	→		継続 予定	農業水産課
耕作放棄地解消ボランティア活動の調整・実施	→			

(3) 土地所有者の協力を得た上での生物多様性に配慮した土地利用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
耕作放棄地解消時における現地立会	→		継続 予定	農業水産課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
援農ボランティア	379千円	379千円	0千円	農業水産課
耕作放棄地解消ボランティア	238千円	238千円	0千円	
農業・漁業体験プロジェクト	135千円	135千円	0千円	

■重点施策14・15の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	・概要「水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。」を「水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の 仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用の ルールづくり

目標5

平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標6

平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課:景観みどり課】

■目標5の進捗状況

・茅ヶ崎市みどり審議会で「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しの考え方について協議を行い、平成28年3月にパブリックコメントを実施しました。平成29年4月の条例施行に向けて関連する要綱の整備や条例の周知を行っていきます。

■目標5の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	・目標5の目標年度を「平成24年度(2012年度)」から「平成29年度(2017年度)」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

■目標6の進捗状況

●指定および位置づけ

コア地域	・本計画において、自然環境上特に重要な地域を優先的に保全するため、「コア地域」として清水谷(堤)、平太夫新田、赤羽根字十三回、長谷(甘沼)、行谷、柳谷(芹沢)、柳島の7地域を位置づけています。
特別緑地保全地区	・平成24年3月に清水谷を指定しました。 ・平成28年3月に赤羽根字十三回を指定しました。 ・平成21年度策定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、他の指定候補地として、行谷、長谷、赤羽根斜面林を位置づけています。
湘南海岸保全配慮地区	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの保全について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの創出について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎南東部緑化重点地区	
保存樹林・保存樹木 (重点施策⑬参照)	・緑豊かなまちづくりを推進するために、一定の基準を満たす樹林地、樹木の所有者に対し、保全に関する助成を行っています。 ・保存樹林指定(助成)件数:32件、面積計45,920.69㎡ ・保存樹木指定(助成)件数:24件 *いずれも平成27年度時点

■目標6の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	・目標6を「保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり
 施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

重点 施策	⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定 ⑰ 保全すべき地域の指定
----------	--

■概要

- ・市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例を制定します。
- ・貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るため、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において位置づけた特別緑地保全地区の指定候補地のほか、指定候補地周辺やその他の自然環境保全上重要な地域を保全すべき地域として指定します。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・平成29年4月施行を目途に、「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しの考え方についてパブリックコメントを実施しました。
- ・平成28年3月に赤羽根十三図を特別緑地保全地区に指定しました。

イ 課題

- ・保全すべき地域の指定について、「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直し後に市独自の「みどりの保全地区」の制度を定める必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点 ・赤羽根の特緑については、詳細測量を実施して保全地区を指定した。 ・緑の保全及び緑化の推進に関する条例の制定に向けたパブリックコメントを実施した。	
今後検討すべき課題 ・速やかに条例を制定して、条例に沿った保全地区の指定を実施する必要がある。また、施行した際の変化について市民に説明することが今後の課題である。 ・条例については、市民意見を反映する方法を検討する必要がある。この点については当審議会としてもどう関わっていくかを検討する必要がある。	




環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しにおいて、市民緑地制度の位置づけ、みどりの保全地区制度の創設、保存樹林・樹木の指定要件の見直しを行いました。今後は、29年4月の施行に向けて規則等の整備や周知を行います。 ・「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の緑化基準に関する規定を見直し、緑化基準の対象となる特定開発事業の範囲を拡大しました。今後は、29年4月の施行に向けて規則等の整備や周知を行います。
平成29年度以降に対応予定のもの ・「広報ちがさき環境基本計画特集号」を年1回発行しており、各コア地域の記事を掲載し、自然環境の重要性、貴重性を周知していきます。 ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」及び「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の運用を行います。
その他


平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容





(1)市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例制定

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の運用		運用開始	継続予定	景観みどり課

(2)貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るための地域指定

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に係る新たな保全を図るための制度運用		運用開始	継続予定	景観みどり課

(3)貴重な自然環境を有する地域の周知

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
自然環境評価調査の結果集計と公表結果			継続 予定	景観みどり課
環境基本計画広報特集号を活用したコア地域の重要性、貴重性の周知				環境政策課
広報紙やホームページを通じた周知				景観みどり課
観察会等の開催				

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
みんなの環境基本計画特集号発行(再掲)	856千円	856千円	0千円	環境政策課

■重点施策16・17の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	進捗状況に合わせてスケジュールを変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

重点
 施策

⑩ 自然環境庁内会議の設置

■ 概要

- ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。
- ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・課題解決に向けた議論と情報交換を行いました。
- ・平成27年9月に自然環境庁内会議の設置要綱を改正し、環境基本計画(2011年版)の中間見直しにおいて、目標を「自然環境庁内会議の効果的な運用」と修正しました。

イ 課題

- ・市内に残された貴重な自然環境の保全のため引き続き積極的な議論と情報交換を行う必要があります。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点 ・自然環境に係る庁内会議の要綱を改正して迅速な運用に努めた。	
今後検討すべき課題 ・自然環境庁内会議の役割はいまだ不十分と考える。自然環境の保全に配慮した行政の迅速な遂行に向け、さらなる情報の共有、連携をめざす必要があり、必要に応じて学識経験者、関係機関等の協議体制を早急に構築する必要がある。 ・議事録の見える化を推進すること(個人情報などを除く)。報告書を見る限り、自然環境庁内会議における議論の具体的な内容が記載されていない。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・月1回開催し、自然環境の保全に向けた情報共有及び対応の検討を行いました。
平成29年度以降に対応予定のもの ・月1回開催し、自然環境の保全に向けた情報共有及び対応の検討を行います。 ・必要に応じて臨時会を開催するとともに、案件によっては学識経験者から助言をいただくなど、連携について柔軟に対応していきます。
その他 ・自然環境庁内会議では、土地利用についての相談など正式な手続き前の未成熟な情報についても情報を共有しています。このため、場所等の具体的な内容については公表できないことがあります。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議体設置と運営

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
定例会(月1回)、臨時会の開催	→	→	継続 予定	景観みどり課
市内の自然環境に関する課題解決への検討・協議	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
予算措置無し				

■重点施策18の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策名を「自然環境庁内会議の設置」から「自然環境庁内会議の効果的な運用」に変更しています。 ・概要の「貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。」「会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。」を「貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。」「会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標7

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。

目標8

生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

【目標担当課: 景観みどり課】

■目標7及び8の進捗状況

・改定作業に着手した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に生物多様性地域戦略の内容を盛り込むことを検討しています。自然環境評価調査における指標種や絶滅危惧種等の生息状況の推移等を基に検討を行います。また、ガイドラインについても検討を行います。

■目標7・8の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	<ul style="list-style-type: none"> ・目標7の目標年度を「平成32年度(2020年度)」に変更しています。 ・目標8の目標年度を「平成32年度(2020年度)」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

生物多様性と外来生物

トピックス

皆さんは「生物多様性」という言葉をご存知でしょうか。

これは、平たく言うと「性質や種類の異なる生きものが、数多く、幅広く存在すること」です。このことが、私たち人間にとって非常に重要とされています。どういったことなのでしょうか？

■私たちの暮らしと生物多様性の関わり

①供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、医薬品原料、水など人間の生活に重要な原材料を供給するサービス

②調整サービス

都市域の大気質の調整や気候調整、自然災害による被害を緩和・軽減するサービス

③文化的サービス

精神的な充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス

④基盤サービス

供給・調整・文化的サービスを支え、生態系の基盤を成すサービス



4つの生態系サービスのイメージ
(出典: 環境省)

このように、私たちの暮らしは酸素や食料、水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう自然の恵み(生態系サービス)によって支えられており、生物多様性とそれを支える自然環境を守り、共存していくことの重要性を再認識する必要があります。

重点
 施策

⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
 ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

■概要

- ・「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を策定し、協働によって推進します。
- ・策定にあたり、自然環境評価調査の結果を基礎データとした現況調査を市民参加により実施し、本市における生物多様性の現況や人との関わりの状況、取り組みの現状等を把握します。
- ・公園や住宅地、街路樹等を含めた市内のみどりの保全・再生や、土地改変などの際に生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインを作成します。
- ・ガイドラインは広く周知し、確実に運用します。
- ・定期的にモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・生物多様性地域戦略策定の基礎データとなる自然環境評価調査に着手しました。第1回の調査から約10年での指標種や準絶滅危惧種等の生息・生育状況を踏まえた検討を行います。自然環境評価調査については、新たな調査員もスムーズに調査にご参加いただけるよう引き続き支援します。

イ 課題

- ・「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定および生物多様性に係るガイドラインの作成については、自然環境評価調査の結果を考慮し、平成30年度に予定しているみどりの基本計画の改訂を踏まえ実施することから、今後、他市の事例等を調査するなど準備を進めておく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価

E

評価できる点

- ・市民参加の環境調査が行われた。
- ・生物多様性地域戦略の策定は先送りして、その基礎データとなる自然環境評価調査に着手し、最新の環境情報を把握した。

今後検討すべき課題

- ・モニタリングの調査結果を待たずに試案作りなど前倒しで進められる作業を進めることが必要である。
- ・生物多様性地域戦略のスムーズな策定をめざして、自然環境評価調査と併行して、「新みどりの基本計画との整合」や「全国各地で策定、運用されている地域のご良好事例の情報収集と分析」を継続していく必要がある。
- ・市職員によるモニタリング調査は、どこに結果が公表され、どのように利用されたのかわからない。



環境審議会評価に対する市の対応

平成28年度中に対応・実施しているもの

- ・重要な自然環境が残された地域の状況を把握するため、自然環境評価調査を実施しています。(28年度中間とりまとめ、29年度最終とりまとめ予定。)
- ・改定作業に着手した「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に生物多様性地域戦略の内容を盛り込むことを検討しています。これまでに実施した自然環境評価調査における指標種や絶滅危惧種等の生息状況の推移等を基に検討を行っています。また、ガイドラインについても検討を行っています。
- ・平成27年度に実施した市職員によるモニタリング調査結果の一部について、ホームページで公開するとともに自然環境評価調査調査員へ情報提供を行いました。

平成29年度以降に対応予定のもの


- ・引き続き、重要な自然環境が残された地域の状況を把握するため、自然環境評価調査を実施します。
- ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定に併せて「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の検討を行います。

その他



平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定と協働による推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 ----- 生物多様性に係るガイドラインの作成				景観みどり課
	「茅ヶ崎市みどりの基本計画」改定に併せて検討			

(2)市民参加による自然環境評価調査の実施と、本市における生物多様性の現況等の把握

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
自然環境評価調査 ----- 自然環境評価調査の結果集計と公表				景観みどり課
自然環境評価調査員養成講座を通じた調査員の養成		平成29年度に実施予定	一定期間毎に実施	
				

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
自然環境評価調査(再掲)	5,724千円	4,320千円	1,404千円	景観みどり課

■重点施策19・20の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
27	進捗状況に合わせてスケジュールを変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱3.1 4Rの推進

目標9

市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。

【目標担当課:資源循環課】

※平成20年度(2008年度)時点での市民1人あたりの資源物を除いたごみの排出量は763gとなっています。

目標10

リサイクル率(※)を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。

【目標担当課:資源循環課】

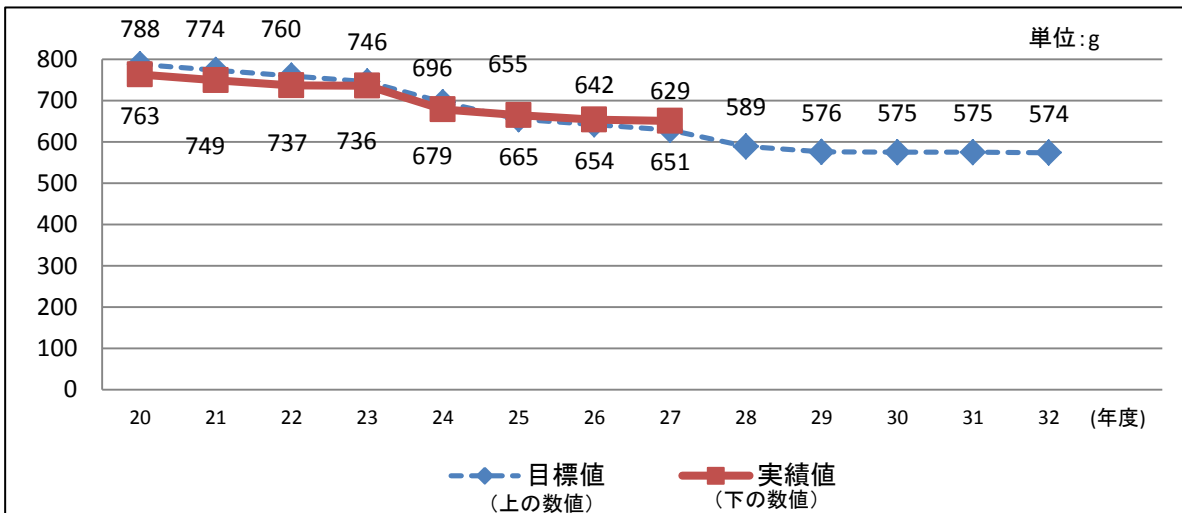
※ごみの排出量に占める資源物の割合。①資源ごみとして回収したもの、②収集後の選別処理により回収したもの、③焼却灰の溶融化量等をごみ排出量で除したもの。

■目標9の進捗状況

●市民1人1日あたりのごみ排出量の推移(資源物を除く)

平成27年度

651g



■目標9の変更履歴(～平成27年度)

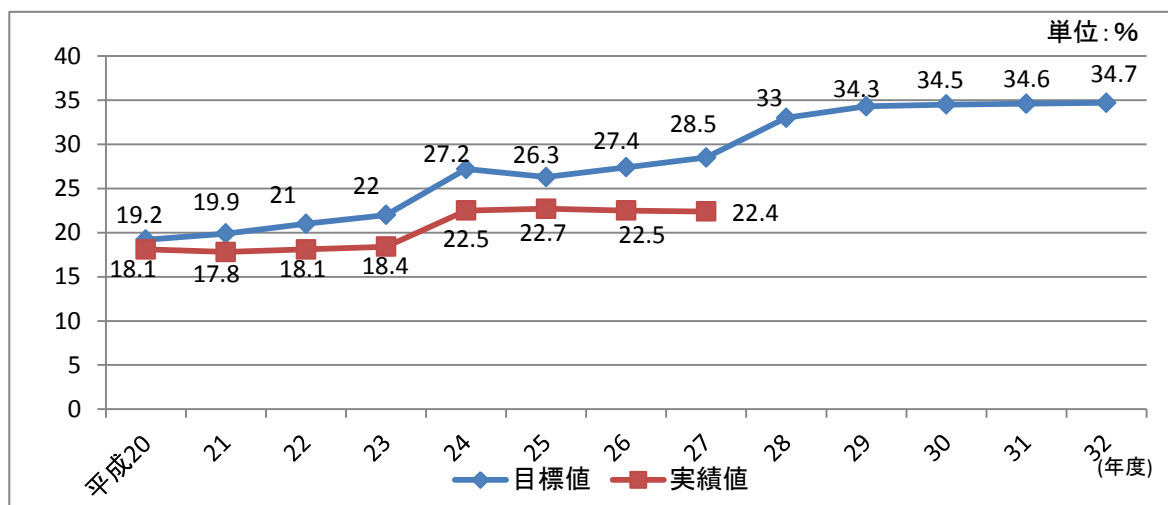
年度(平成)	変更内容
25	目標を「市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。」に変更しています

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

■目標10の進捗状況

●リサイクル率の推移

平成27年度 22.4%



※単年度の目標値は「一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」によるもの。
(平成24年度までは平成20年3月策定の計画、平成25年度以降は平成25年3月に改定した計画より抜粋)

(参考)資源物排出量の推移

単位:t

	平成26年度			平成27年度			
	予測(A)	実績(B)	(A)-(B)	予測(A)	実績(B)	(A)-(B)	
びん	1,753	1,855	-102	1,769	1,891	-122	
かん	1,083	729	354	1,098	716	382	
ペットボトル	764	719	45	774	707	67	
紙	新聞チラシ	1,652	1,034	618	1,737	953	784
	本・雑誌・雑紙	5,406	3,703	1,703	5,676	3,632	2,044
	段ボール	2,962	2,867	95	3,023	2,889	134
	飲料用紙パック	129	65	64	139	63	76
衣類・布類	1,956	995	961	2,079	1,081	998	
プラスチック製容器包装類	3,050	2,247	803	3,267	2,288	979	
廃食用油	110	78	32	111	80	31	
金属	126	66	60	134	73	61	
小型家電	0	2	-2	0	3	-3	
合計	18,991	14,360	4,631	19,807	14,376	5,431	

■目標10の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点
 施策

① リフューズ(要らないものを買わない・断る)

■概要

- ・マイバッグ持参の普及に向けた取り組みを推進します。
- ・不要なレジ袋および過剰包装の辞退をはじめ、不要なものを「買わない」、「受け取らない」という生活様式が本市の文化として定着するよう啓発事業を推進します。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・「エコシティ・茅ヶ崎マイバッグ推進会議」を通じ、不要なレジ袋の削減やマイバッグの推進について情報共有したほか、「なんでも夜市」において実施したアンケート結果により分別意識を数値で確認ができました。
- ・リサイクル推進店について、直接事業者へ訪問するなどの積極的な取り組みを実施し、事業者に対するごみの減量化・資源化にかかる啓発を推進することができました。

イ 課題

- ・事業者、市民に対する啓発事業を強化するとともに、マイバッグの推進など、日常生活におけるごみに関する意識の向上を目指す必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点	
・協働の取り組みについては、エコシティ・茅ヶ崎マイバッグ推進会議のこれまでの活動は、市民団体も所属して展開されており、評価できる。	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果から分別意識を数値で確認できたとしているが、結果の数値の表示、データ分析結果の取りまとめ、課題の提示を明確にすべきである。そうすることによってアンケートはいっそう意義あるものになる。 ・エコシティ・茅ヶ崎マイバッグ推進会議が解散する等、多様な主体と協働する仕組みが弱まるのは課題であり、検討し、対策をとるべきである。 ・「リサイクル推進店」については、新規認定の働きかけとともに、認定した店舗に対してもフォローを続けるべきである。 ・予算執行状況は、「予算立て＝計画」ゆえ、もう少し詳しい説明が必要である。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学生のごみ削減に関する意識を図り、今後の施策に生かしていくため、「お買い物袋アンケート」を実施しました。 ・エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議については、大型店のレジ袋辞退者数が会議設立当初から5倍となり、マイバッグで買い物をするという行為が一般的になったことから、会議としての当初の目的を達成したと判断し、平成28年5月をもって解散しました。 ・ごみ減量・リサイクル推進店については、事業者と協力し、認定店の拡大及び周知・啓発に努めました。 ・なんでも夜市のアンケート結果では、古紙類の「紙リサイクルボックス」の無料配布について知らない方が67%だったため、ごみ通信ちがさき10月号で周知しました。 ・1月17日から20日に啓発事業として「エコルとリサルの4日間」を開催し、その中でリサイクル推進店の紹介をしました。また、「ごみ通信ちがさき」3月1日号でも活動等の紹介をしました。
平成29年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・商店会連合会や大型店連絡協議会と連携して、エコ・シティ茅ヶ崎マイバッグ推進会議が果たしてきたマイバッグ運動を継続して推進します。 ・日ごろからマイバッグ運動・レジ袋削減運動を進めている商店会連合会や大型店連絡協議会、市の活動を市民に周知することにより、レジ袋削減をはじめ、ごみ削減全般に係る啓発を行います。 ・ごみ減量・リサイクル推進店については、事業者と協力し、引き続き認定店の拡大及び周知・啓発に努めます。
その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)リフューズを念頭に置いた生活様式の定着に向けた啓発事業の推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
マイバッグ持参の推進に向けた啓発活動	→	→	継続 予定	資源循環課
市内事業者へのレジ袋削減の協力呼びかけ	→	→		
ごみの排出に関するアンケート調査	→	→		
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発事業	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
ごみ処理に対する意識啓発事業	1,387千円	1,448千円	▲61千円	資源循環課
環境学習事業(出前講座など)	420千円	396千円	24千円	

■重点施策21の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



平成28年秋号 10月1日発行

茅ヶ崎市 環境部 資源循環課
〒253-8656 茅ヶ崎 茅ヶ崎一丁目1番1号
☎ 0467-82-1111

ホームページ: <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
Eメール: info@city.chigasaki.kanagawa.jp



主な内容

ごみ減量黄いろ信号 今こそリサイクル
えぼし麻呂とミーナのごみについて考えてみよう!

紙ごみ資源化プロジェクト

紙類のごみを減らそう!

- ・STEP1 こんなことで減らせる紙類のごみ
- ・STEP2 リサイクルできる紙をみつけてみよう!
- ・STEP3 古紙を種類ごとに分けよう!

INFORMATION

もう一度確認しよう!! ～蛍光灯の出し方～
いざ! リサイクル品展示室
見たい! 乗りたい! 触りたい! パッカー車が目の前に!!



「ごみ通信ちがさき」秋号
(平成28年10月1日発行)

主な内容
ごみ減量黄いろ信号 今こそリサイクル
えぼし麻呂とミーナのごみについて考えてみよう!

紙ごみ資源化プロジェクト
紙類のごみを減らそう!
・STEP1 こんなことで減らせる紙類のごみ
・STEP2 リサイクルできる紙をみつけてみよう!
・STEP3 古紙を種類ごとに分けよう!

INFORMATION
もう一度確認しよう!! ～蛍光灯の出し方～
いざ! リサイクル品展示室
見たい! 乗りたい! 触りたい! パッカー車が目の前に!!

重点
 施策

㊸ リデュース(ごみの排出を抑制する)

■概要

- ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。
- ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。
- ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。
- ・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・年間12回の事業系一般廃棄物の搬入物の調査を環境事業センターと連携して実施したほか、多量排出事業者に対し、訪問して調査・指導を行うことにより、分別の徹底、事業系廃棄物の排出抑制に努めました。
- ・ごみ通信ちがさき春号において、これまでと内容を一新し、より市民に関心を持ってもらうものにしたことで、市民の反応が増えました。このことから、市民のごみに対する意識の向上が図れたと考えられます。

イ 課題

- ・ごみの減量化・資源化について、ごみ通信ちがさきなどを通じて啓発を行っていますが、特に子どもに対する啓発を強化する必要があります。子どもでもわかりやすく、楽しく学べる講座等を企画していきます。
- ・生ごみ処理容器および家庭用生ごみ処理機の補助件数は、平成26年度は増加傾向にありましたが、平成27年度は減少しました。平成3年から実施していることから、市民への周知が浸透していると考えられ、今後、補助のあり方等について、ニーズを把握していく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみをいかに抑制するか」について、各分野で工夫し、努力を継続しているのは、本重要施策の成果と言える。 ・多量排出事業者に対する取り組みも積極的であり、評価できる。 ・ごみ排出量が多い事業者100社の聞き取り調査、指導は重要である(これで何が明らかになり、どのような変化があったのか、今後どのような対応を継続して行くか具体的に記載するとなお良い)。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、対象設定と啓発活動には柔軟性が求められ、これを課題とすべきである(たとえば、意識啓発のための自治会とのさらなる連携強化、予算の立て方の工夫、子どもも大人も対象とする啓発の強化方法といった点に、柔軟なアイデアが求められる)。 ・積極的にエコ活動を行っている会社は多く、当該企業との理解を得て、その取り組み事例を紹介しても良いのではないかと。 ・エコシティ・茅ヶ崎マイバック推進会議で、「マイバック推進運動」に関する出前授業を小学校で実施しており、これは成果になるので、記載すべきである。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の多い上位50社を、ごみ置き場に排出する時間帯に訪問し、効率的かつ効果的に排出指導しました。 ・市内在住の小学生を対象に、廃食用油を使った「秋のキャンドル作り体験」を開催し、13名の参加がありました。 ・今年度4月に市民まなび講座の環境学習に関するメニューをよりわかりやすくコンパクトに見直したほか、自治会向けの環境学習会を実施しました。 ・1人1日あたりの排出量を減らせるよう、ごみ通信、ホームページ及びイベント等でごみの減量化について啓発を強化しました。
平成29年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者向けの見学会や普及活動、キャンペーン等、更なる意識啓発活動を検討します。 ・引き続きごみ通信、ホームページ及びイベント等を通して幅広い年齢層にごみの排出抑制について啓発をしていきます。 ・コンポストについて、実施したアンケートの結果を基に、工夫や使用方法などの情報を発信し、購入者に対するアフターフォローに努めるほか、更なる普及のため広報紙やホームページで啓発するとともに、新たな周知方法について研究します。 ・自治会への啓発活動や、環境指導員への啓発活動について、効果的な手法を検討するとともに、従来の周知啓発活動についても引き続き強化してまいります。
その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1)ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み内容の周知と行動改善の促進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
生ごみ処理容器、家庭用電動式生ごみ処理機の普及啓発、購入補助	→	→	継続 予定	資源循環課
学校給食残さ堆肥化事業	→	→		資源循環課 農業水産課
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発	→	→		資源循環課

(2)子どもを中心とした学習機会の充実

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
出前授業や学習会とアンケート調査の実施(学校、自治会などを対象)	→	→	継続 予定	資源循環課
「バッカー君のごみ探検」の配付	→	→		
ごみ処理施設見学	→	→		

(3)事業者に対するごみ減量化に向けた取り組み

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン	→	→	継続 予定	資源循環課
ごみ減量・リサイクル推進店の周知と加入促進	→	→		
事業者100社への聞き取り調査	→	→		
事業系一般廃棄物の搬入物調査	→	→		
多量排出事業者へのごみ減量に向けた啓発・指導	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機補助事業	2,196千円	2,386千円	▲190千円	資源循環課
ごみ処理に対する意識啓発事業(再掲)	1,387千円	1,448千円	▲61千円	
環境学習事業(出前授業など)(再掲)	420千円	396千円	24千円	

■重点施策22の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	・概要の「必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。」の「可燃」を「家庭」に変更していません。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

重点
 施策

㊸ リユース(繰り返し使う)

■概要

- ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。
- ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・古本回収プロジェクト(FKP)によって買い取っていただいた金額は6,730円に上り、太陽光発電設備普及啓発基金と緑のまちづくり基金に寄付していただきました。取り組んだ児童からは「準備は自分達だけでなく、下級生にも手伝ってもらいみんなで進めた。当日は来場者に上手く説明できないこともあり、接客の難しさを実感したが、今回の活動で色々な経験が出来てよかった」との感想があり、教育の場としても有意義なものとなりました。
- ・不用品登録制度については、インターネットオークションやリサイクルショップの普及もあり、登録件数の減少が近年続いています。
- ・ごみ減量に関する意識向上のため来年度に向けて食のリユースの講座を企画しました。

イ 課題

- ・リサイクル推進店については、認定された後のPR事業や、啓発等の情報発信を検討し、より市民や事業者に周知していく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点	
<ul style="list-style-type: none"> ・リユースは、様々な方法を広く周知することが大事である。 ・環境事業センターで実施しているリサイクル展示室のほか、小学生が中心となった古本回収プロジェクトの実施により、取り組みの幅が広がったことが評価できる。 	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の市民団体を応援する意味でも、リサイクル関連団体の取り組みを積極的に記載すべきである。 ・不用品登録制度の登録数減少については、社会の現状、リユース市場の現状を把握したうえで、成果や課題を明確にすべきである(登録件数が減少した場合でも、市民同士で取引ができていればそれもリユースといえる。実態の把握が必要である)。 ・リユースの周知・徹底・啓発を続けると同時に、「具体的な行動」を示すと成果が出るのが分かってきたので、行動の誘発を検討すればさらに進展するのではないかな。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に引き続き、市立梅田小学校の6年生児童及び担当教員、ブックオフコーポレーション株式会社のご協力のもと、「ちがさき環境フェア2016」において、古本回収プロジェクト(FKP)を実施しました。環境フェア当日だけでなく、翌週も梅田小学校において古本を集める取り組みを児童からの発案で実施していただきました。買い取っていただいた冊数・金額は、861冊・8,835円にのぼり、太陽光発電設備普及啓発基金と緑のまちづくり基金に寄付していただきました。本プロジェクトは、リユースの周知・啓発を行うとともに、実際に子どもたちにリユースを体験していただき、大変有意義な取り組みとなりました。 ・フリーマーケット等の情報について、市が共催等により実施しているものの情報収集をしています。 ・市民への周知啓発活動については各種イベント等の機会や、ごみ通信ちがさき等の広報紙を利用し、重点的に実施しています。 ・引き続き広報紙をはじめとする様々な広報媒体を活用して不用品バンクの情報提供を図るとともに、必要に応じて市主催のイベント等にも出展することで、同事業の周知・啓発に努めました。
平成29年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・フリーマーケット等の情報について情報収集した結果をホームページやごみ通信ちがさきなどで周知啓発を行ってまいります。 ・リサイクル品展示室については、寒川町との広域連携について引き続き協議を進めるほか、市民への周知啓発活動については各種イベント等の機会や、ごみ通信ちがさき等の広報紙を利用し、重点的に実施します。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のインターネットオークションやリサイクルショップ等の普及もあり、不用品のあっせんについての社会・経済環境が整ってきたと考えます。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 家庭用品の再利用促進、各種制度や取り組みの運営推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
再使用可能な大型ごみを修理・補修しリユース家具として提供	→		継続 予定	環境事業センター
FKP(古本回収プロジェクト)	→			環境政策課
不用品登録制度(不用品バンク)の周知と推進	→			市民相談課
「パッカー君のごみ探検」の配付	→			資源循環課
ごみ処理施設見学の実施	→			
出前授業や学習会とアンケート調査の実施(学校、自治会などを対象)	→			

(2) リユースについての情報集約・発信

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発	→		継続 予定	資源循環課
リサイクル市やフリーマーケット等でのリサイクル展示品の展示、4Rの啓発等の提供を目的とした取り組み	→			
ごみ減量・リサイクル推進店を活用したキャンペーン	→			
ごみ減量・リサイクル推進店の周知と加入促進	→			
リユースの促進に向けた新たな取り組み	→			資源循環課 環境事業センター 市民相談課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案(A)	平成28年度予算額(B)	増減額(A-B)	担当課
ごみ処理に対する意識啓発事業(再掲)	1,387千円	1,448千円	▲61千円	資源循環課
環境学習事業(出前講座など)(再掲)	420千円	396千円	24千円	

■重点施策23の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	<p>・概要の「リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。」を「リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者」に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。」に変更しています。</p>

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

重点
 施策

④ リサイクル(資源として再生利用する)

■ 概要

- ・資源物における分別品目の拡充を図ります。
- ・食品残さの循環についてより身近に意識してもらえるよう、市民農園や家庭菜園を対象にコンポスト設置と利用を啓発し、実施可能な資源化施策の推進を図ります。
- ・バイオガス化の検討を行います。

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・ごみ通信ちがさきや市民まつり、環境フェア等を通じて、生ごみ処理容器の周知啓発を行ったところ、91基の販売と家庭用生ごみ処理機22基の補助を達成しました。
- ・使用済小型家電回収事業については、前年度の23拠点から26拠点到増設し、昨年度比約1t増の回収量を達成しました。
- ・市民まつりにおいて分別ゲームを実施し、子どもを対象に遊びを通して適正分別の意識向上を図りました。

イ 課題

- ・適正分別をより徹底するために、1種類の資源物に絞って集中的に啓発するなど、引き続き周知方法の研究、検討が必要です。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要欄に記載してある「資源物における分別品目の拡充を図ります」という目標は、重要な施策であると共に行政が対策推進の主体であることを表明しており、その活動状況と併せ継続して評価したい。 ・「使用済小型家電の回収」は、仕組みの整備と意識啓発に繋がっていると考えられ、評価できる。 ・当該年度は、回収ボックスを3拠点増やしたことで、全体の回収量を1tほど増やすことができたのも、成果と言える。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝の資源化は、今後のリサイクル率向上の主要対策だったはずであり、平成28年度開始を目指していたが、進展していない。別途取扱いを検討するとした、その妥当性の根拠に触れておく必要がある。「蛍光管の分別を優先する」という理由は本件とは別の問題であり、開始できなかった理由を、費用対効果の説明を含め詳述すべきである。 ・今後、リサイクルを容易にする商品があれば、行政として積極的リサイクル品目として採り上げ、仕組みづくりを行い市民に紹介すべきである。 	
↓	
<p>環境審議会評価に対する市の対応</p>	
<p>平成28年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝の資源化については、費用対効果等を引き続き検討します。また、実施時期の見直しに伴い、リサイクル率の目標数値の見直しについても併せて検討しています。 ・使用済小型家電の回収については、新たに市内のイオンに回収ボックスを設置しました。また、宅配便により小型家電を回収している事業者(リネットジャパン)と提携しました。 	
<p>平成29年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝資源化の実施に向け事業内容等の検討を行ったところ、市民の直接搬入場所の選定、寒川町との調整、リサイクル率の上昇率に係る費用対効果の妥当性等について改めて検討する必要があるとあり、次期一般廃棄物処理基本計画の策定(平成28年度～平成29年度)に併せて、有料化・個別収集導入の検討の中で論議していきたいと考えております。 	
<p>その他</p>	

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 資源物における分別品目の拡充と情報発信

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
「ごみ通信ちがさき」の発行等を通じたごみ処理に対する意識啓発	→		継続 予定	資源循環課
「ごみと資源物の分け方・出し方」、「ごみと資源物の収集カレンダー」の発行	→			
出前授業や学習会とアンケート調査の実施(学校、自治会などを対象)	→			
「パッカー君のごみ探検」の配付	→			
適正分別のための啓発、情報提供	→			
ごみ処理施設見学の実施	→			
集積場所における排出指導	→			
環境指導員、環境事業センターとの連携強化	→			
使用済小型家電の収集	→			
燃やせないごみ、大型ごみの資源化	→			
焼却残さの有効活用	→			
グリーン購入の啓発	→			
剪定枝の資源化検討・研究	→			
ごみ減量・リサイクル推進店の周知と加入促進	→			
リサイクル品展示室の活用	→			環境事業セン ター
紙リサイクルBOXの配布	→			環境政策課 資源循環課
インクカートリッジ里帰りプロジェクト	→			環境政策課

(2) 食品残さの循環と実施可能な資源化施策の推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
生ごみ処理容器および家庭用電動式生ごみ処理機の補助事業	→		継続 予定	農業水産課 資源循環課
家庭菜園利用者に対するコンポストの利用案内	→			
学校給食残さ堆肥化事業	→			

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
ごみ処理に対する意識啓発事業(再掲)	1,387千円	1,448千円	▲61千円	資源循環課
環境学習事業(出前講座など)(再掲)	420千円	396千円	24千円	
小学校の電動式生ごみ処理機維持管理	884千円	903千円	▲19千円	
学校給食残さ堆肥化事業費	250千円	250千円	0千円	農業水産課

■重点施策24の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

施策の柱3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標11

地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。

*ここで掲げる地元農畜水産物を取り扱う店舗とは、「茅産茅消応援団」参加店舗数を指します。

【目標担当課:農業水産課】

目標12

学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。

【目標担当課:学務課】

目標13

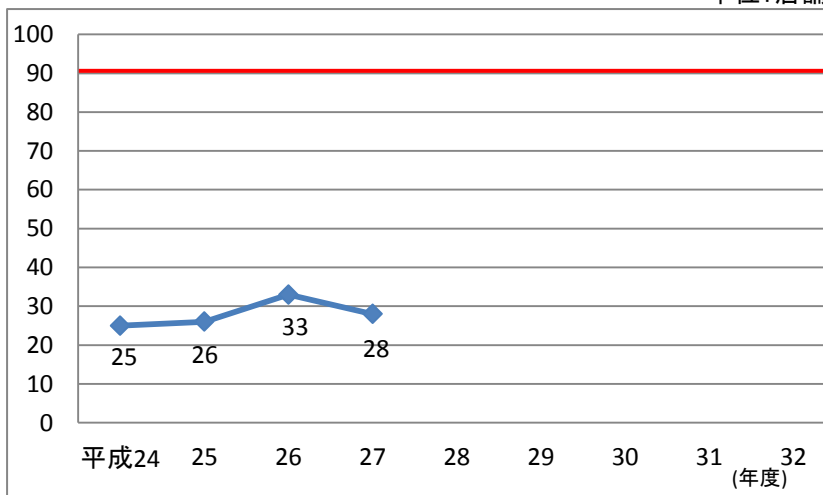
環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。

【目標担当課:農業水産課】

■目標11の進捗状況

年度(平成)	24年度	25年度	26年度	27年度
店舗数	25店舗	26店舗	33店舗	28店舗

単位:店舗



目標:90店舗

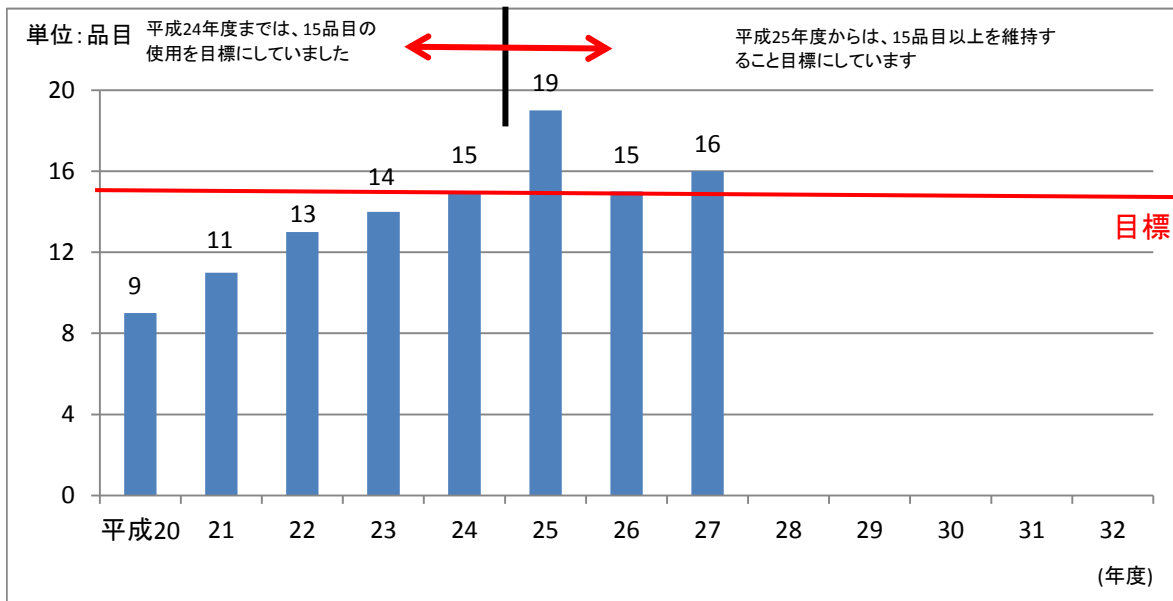
■目標11の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
24	・目標を「地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。」と変更しました。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

■目標12の進捗状況

年度(平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
店舗数	9品目	11品目	13品目	14品目	15品目	19品目	15品目	16品目



目標12の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
26	・目標を「学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。」と変更しました。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

■目標13の進捗状況

●エコファーマー認定生産者数

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人数	3名	3名	3名	3名	2名

●マルハナバチ導入育成事業補助金

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	19件	16件	16件	19件	17件

●熱水・土壌病害虫防除事業補助金

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	2件	2件	2件	1件	2件

●土壌改良事業補助金

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	82件	74件	68件	48件	62件

●施設野菜病害虫防除事業補助金

年度(平成)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数			22件	24件	21件

■目標13の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点
 施策

㊦ 地産地消の推進

■ 概要

- ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。
- ・市内における地産地消の取り組みや方法を市民や事業者にも広く紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。
- ・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・学校での農業活動にも協力を頂いている市民団体「三翠会」より、たげり黒米を購入して学校給食に使用し、学校栄養職員への研修も実施したことにより、献立作成者である学校栄養職員が地域の農業についての理解を深め、児童への情報提供についてもより具体的なものとすることができました。
- ・地産地消の推進について、農業・漁業体験プロジェクトのような親子で体験できるものを取り入れ、子どもに体験させることにより、よりよい意識啓発を行いました。
- ・保育園給食の中で地場産野菜をできる限り使用することで、地産地消の推進を図ることができました。

イ 課題

- ・学校給食での地場産物の使用率は、茅ヶ崎の農業の状況から考えて、十分に高いものであると考えられます。しかし、給食だけでのみ、今以上の茅ヶ崎産食材を使用することは、生産者・市場等にも多大な負担となり、決して本来の地産地消の目的に沿うものではないと思われます。給食での地産地消は、茅ヶ崎の農業の有り方に寄り添い進められるものであるため、今後、茅ヶ崎の農業がどのような方向を目指すかについて、継続的な検討と取り組みが求められていると考えます。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	A
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校と保育園の給食において、青果市場、生産者、青果商組合の協力により、地場産を取り入れているのは、茅ヶ崎市独自の取り組みであり評価できる。 ・「地産地消まつり」を行い、地産地消の推進を目指しているのも評価できる。今後も消費者に対する地産の野菜の紹介を続けて頂きたい。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は、環境指標として整理する必要がある。 ・農業者の高齢化や茅ヶ崎市の農業規模と市場ニーズの問題などといった、農業水産課における課題も認識し、勘案しつつ、まずは環境施策としての地産地消推進の理由と目的を再検討して、環境面を中心とする成果を模索すべきである。 ・もう一方で、これまでの施策実施経過から、農業施策と環境改善効果の関連も確認できるため、今後は農業面と環境面の政策の接点を明確にして、双方の成果を導く施策検討・構築に期待する。 ・「地産地消応援団」は、実施回数に限られるならば、市民団体と連携して各種の関連事業を展開していく必要もあるだろう。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成28年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進のためのイベントとして、4月に春の農業まつり、8月に果樹持寄り品評会(ブドウ、梨)、10月に畜産まつりを開催しました。11月に秋の農業まつり、果樹持寄り品評会(柿)、2月には湘南花の展覧会を開催します。また、6月、10月のさかなの市、10月の花と野菜のまつり、茅産茅消青果まつり、11月の富士見ファーム赤羽根市民農園収穫祭、2月のわかめまつりの開催支援を行っています。さらに、園芸講習会を年5回、買い物ツアーを年4回開催する等、地産地消の推進に努めています。農業・漁業体験プロジェクトは、市内親子10組に、農業・漁業の様々な体験をしていただくもので、年7回(基本土曜日開催)実施し、地産地消の大切さと魅力を、体験を通じて学んでいただきました。 ・藤沢市、寒川町との広域連携により、神奈川県育成成品種トマトである「湘南ポモロン」の商品開発事業を実施し、商業者による湘南ポモロンの加熱、加工による商品化の可能性を探るとともに、2市1町の消費者に湘南ポモロンの認知度向上と魅力を発信するため、「2市1町地域の魅力発見ツアー」を実施しました。 ・茅ヶ崎産柿の販路拡大と、市内商業者の地場産の活用希望を叶えるべく、「柿の商談会」を実施しました。 ・茅ヶ崎青果商組合などに協力をいただき、収穫量や使用量等を考慮し、保育園給食の中でできる限り使用しています。 ・学校給食は地場産食材の収穫時期に合わせた献立の作成を行い、また、保護者には給食だよりを活用して、地場産食材の使用についてお知らせしています。小売業、生産者との連携により、地産地消の推進を図っています。
<p>平成29年度以降に対応予定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進のための各種イベントを実施及び開催支援します。 ・道の駅を見据えた商品開発について、アイデアを出し合い、連携して実施できるよう努めます。 ・引き続き保育園給食での地産地消の取り組みを進めていきます。

その他

・農業・漁業体験プロジェクトは、市内親子10組に、農業・漁業の様々な体験をしていただくもので、年7回(基本土曜日開催)実施しましたが、畑体験では耕作放棄地をお借りして活用しているため、その管理にかなりの時間と労力を要しています。
 ・平成27年度に実施した中間見直しにおいて、資源循環型社会の構築における地産地消の意義を明確にするため、「■重点施策の変更履歴(～27年度)」のとおり、新たに概要を追加しました。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 学校給食における小売業者、生産者との連携による地産地消の推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
地場産野菜と水産物の継続的な使用	→	→	継続 予定	学務課
全校共通による地場産食材を使用した献立の提供	→	→		
茅ヶ崎産新米を使った給食を提供	→	→		
児童や保護者への地場野菜使用の周知	→	→		
栄養士による茅ヶ崎の農業についての学習、生産者・市場等との連絡調整	→	→		
保育園給食における地場産野菜などの使用	→	→		保育課

(2) 市内における地産地消の取り組み、方法等の紹介と、地場産農水産物・加工品の利用促進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
のぼり旗等による地産地消の周知PR	→	→	継続 予定	農業水産課
市内飲食店組合に対する茅産茅消応援団への参画呼びかけ	→	→		
地産地消の周知	→	→		
海辺の朝市の支援	→	→		
災害備蓄食糧おかゆの活用	→	→		
わいわい市の活用	→	→		

(3) 生産者と地域住民との交流、地場産農水産物・加工品を販売する機会の拡充

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
買い物ツアー、各種品評会、展覧会、園芸講習会などを通じた地産地消の推進	→	→	継続 予定	農業水産課
農業者による朝市の開催支援	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
地産地消推進事業費	20,210千円	20,820千円	▲610千円	農業水産課

重点施策25の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
27	<ul style="list-style-type: none"> ・概要に「地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。」を追加しました。 ・概要「関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。」を「関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。」に変更しました。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

2市1町地域の魅力発見ツアー



採れたての湘南ポモロン



湘南ポモロンのフルコース



ハウス見学の様子



わいわい市の様子

重点
 施策

㊦ 環境に配慮した農業の普及啓発

■ 概要

- ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。
- ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。
- ・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・給食残さ堆肥化事業については、アクシデントに見舞われたこともあり、学校へのサツマイモの提供及び学習機会の提供は未実施となってしまいました。
- ・畜産堆肥の小学校への寄贈により、各小学校において有効活用が図られるようお願いしました。

イ 課題

- ・環境保全型農業直接支援対策事業補助金の対象者は、平成27年度の法整備に伴い、対象が個人から団体になったことにより、対象者が0となりました。引き続き、各種補助金等により支援を行う必要があります。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点	
・冬期湛水を試験的に実施したことにより、茅ヶ崎には向かないという検討結果が出て、目標の見直しに繋がったのは良かった。	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境に配慮した農業の普及・啓発」という目標があるが、茅ヶ崎ではどのような環境に配慮した農業が可能か、十分に研究調査できていないように思われる。 ・普及啓発も重要だが、まずは、情報発信のための必要な情報の整理をすべきである。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・給食残さ堆肥化事業については、本年度も実施していますが、夏場の長雨により、作物の生育状況がかなり悪い状況になっています。 ・茅ヶ崎市畜産会による畜産堆肥の小学校への寄贈については、小学校校長会に説明および調整を行っています。
平成29年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農業の普及・啓発は、地産地消推進事業における茅ヶ崎産農畜産物の市内消費者への積極的なPRを行う事で、生産者にとっても「安全・安心」な農畜産物の生産に対する強烈的なプレッシャーに繋がっていると考えられます。茅ヶ崎産として恥ずかしい農畜産物をだすことはできないというプライドを持って、市内では安全で安心な様々な農畜産物が生産されており、さらなる品質の向上、さらなる安全・安心な農畜産物の供給に繋がるよう、イベント等を通じて周知・啓発を図ります。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ・冬期湛水の試験的実施については、経済的な収支が成り立たず継続が困難になったこと、また、市内への普及という点で実現可能性が低いことから、平成27年度をもって終了しました。 ・環境に配慮した農業は、効率化と相反し経済活動にとってマイナスとなる面があるため、経済活動としての農業に対する環境面の配慮を検討していく必要があります。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
市内小学校の給食残さをたい肥化して栽培した野菜を市内小学校3校へ提供	→	→	継続 予定	農業水産課
生産組合長回覧等を通じた環境保全型農業直接支援対策事業の周知	→	→		
市内小学校への堆肥の提供で畜産および堆肥、循環型農業の学習機会の提供	→	→		
緑肥推進事業	→	→		

(2) 水田の冬期湛水についての試験的導入

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
冬期湛水の試験的实施・調査	平成27年度末で 試験的的事业を終了			農業水産課 景観みどり課 環境政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
環境保全型農業推進事業費	3,374千円	3,574千円	▲200千円	農業水産課

■重点施策26の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
27	概要「生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。」を削除しました。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標14

市域のCO₂排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO₂(平成2年度(1990年度)の80%)にします。(平成2年度排出量:1,456千tCO₂)

【目標担当課:環境政策課】

目標15

「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO₂排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。

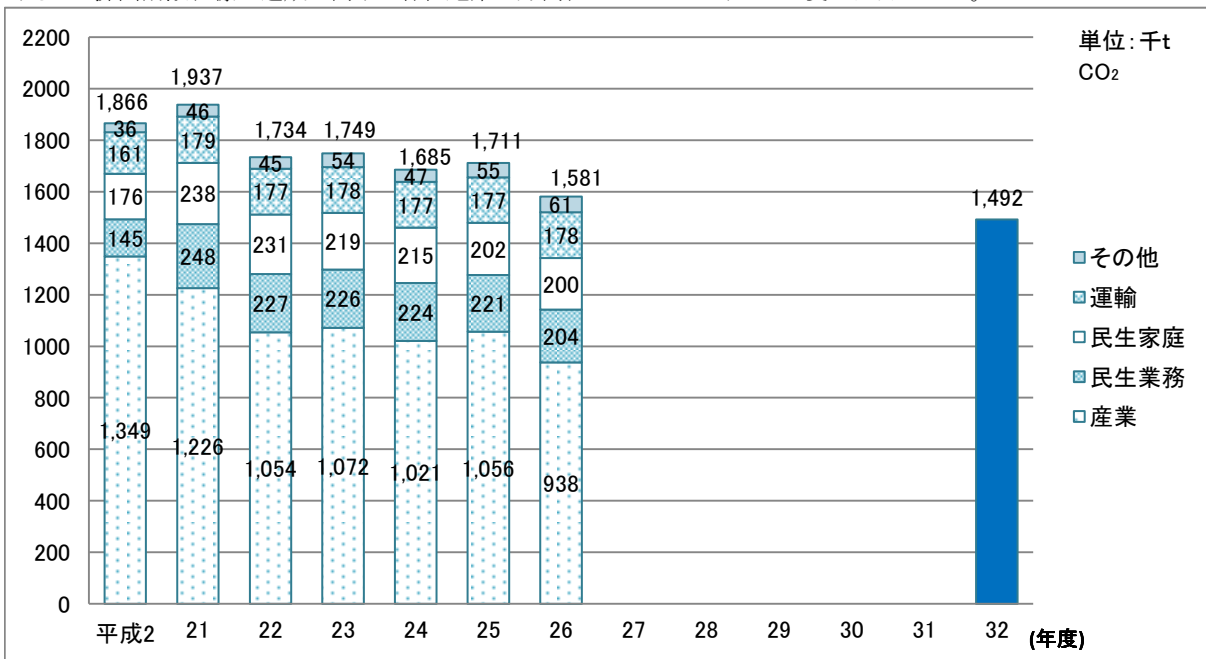
【目標担当課:環境政策課】

■目標14の進捗状況

	基準値 (平成2年度時点)	目標値 (平成32年度)	現状値 (平成26年度暫定値)
市域のCO ₂ 排出量 (基準値との比較) (変更前)	1,456千tCO ₂ (100%)	1,165千tCO ₂ (80%)	-
市域のCO ₂ 排出量 (基準値との比較) (変更後)	1,866千tCO ₂ (100%)	1,492千tCO ₂ (80%)	1,581千tCO ₂ (約84%)

※市域のCO₂排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成26年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成2年度から平成25年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度のCO₂排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

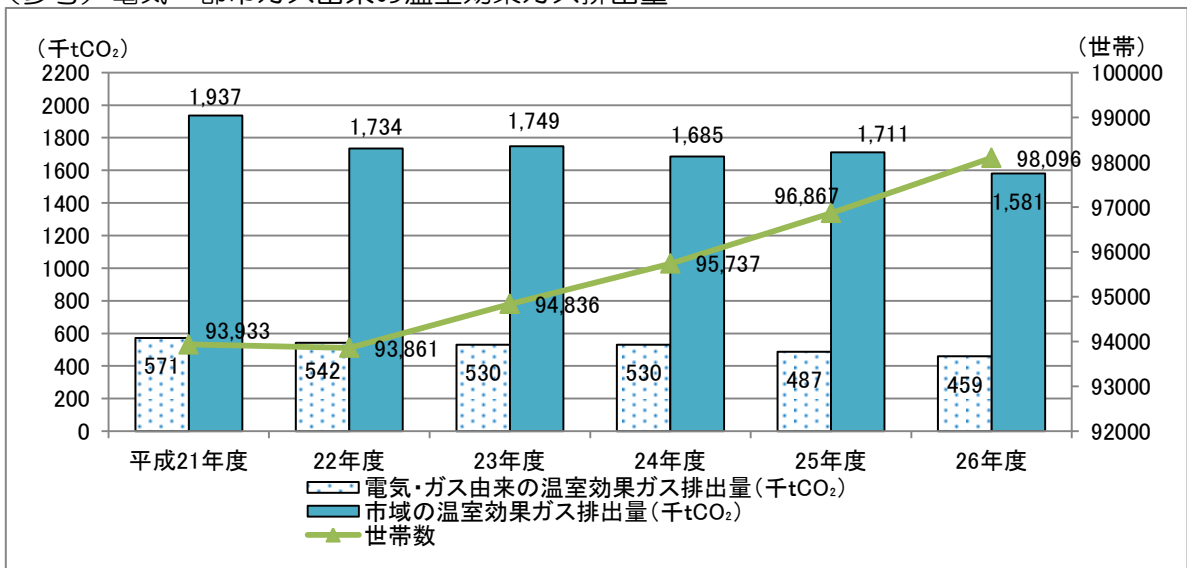
なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画におけるCO₂排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。



※電気の排出係数は、環境省発表の平成21年度実排出係数(0.000384)を使用し算出しています。

※市域の二酸化炭素(CO₂)排出量は「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁より公表)を基に算出しており、この統計データの最新年度が平成26年度のものとなることから、市域のCO₂排出量データの最新年度も平成26年度となります。

(参考) 電気・都市ガス由来の温室効果ガス排出量



■目標の変更履歴 (～平成28年度)

年度(平成)	変更内容
25	・目標を「市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,165千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の80%にします。)」に変更しています。
28	・目標を「市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の80%にします。)」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

■目標15の進捗状況

●エネルギー(電気)使用量の前年度との比較

	26年度		27年度		削減できた割合 の前年度比	(参考)気温の前年比(※2)	
	削減できた世帯数 /データ数	削減できた割合	削減できた世帯数 /データ数	削減できた割合		日平均	日最高平均
4月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
5月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
6月	23 / 41	56.1%	0 / 0	-	-	-	-
7月	16 / 41	39.0%	69 / 106	65.1%	増加	-0.5	-1.2
8月	27 / 44	61.4%	26 / 110	23.6%	減少	0.7	1.1
9月	34 / 45	75.6%	35 / 110	31.8%	減少	0	-0.6
10月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
11月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
12月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
1月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
2月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
3月	0 / 0	-	0 / 0	-	-	-	-
累計	100 / 171	58.5%	130 / 326	39.9%	減少		

※1平成26年度、27年度に提出された「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から、電気使用量について前年度との比較ができるデータを抽出し集計しています。

※2気象庁ホームページより。測定値は辻堂。単位は度。

■目標15の変更履歴 (～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	・目標を「エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。」に変更しています。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

重点
 施策

⑦ 情報発信・啓発活動の推進

■ 概要

- ・家庭、事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。
- ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。
- ・環境マネジメントシステムについて、積極的な情報提供により市内企業、特に中小企業への導入促進を図ります。
- ・市で導入した電気自動車を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
- ・茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会、湘南エコウェーブ、環境市民会議「ちがさきエコワーク」等と連携し、効果的に情報発信・啓発活動の推進を図ります。

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・「ちがさきエコネット」については、予定どおり平成27年4月よりサイトの運用を開始し、様々な媒体を通じてサイト開設の周知を行った多くの登録者を得ることができました。また、エコネット登録者を対象とした「省エネコンテスト」を実施し、家庭における節電に取り組んでいただきました。
- ・夏場の「節電コンテスト」、冬場の「省エネコンテスト」に参加していただいた方々の電力削減量は7,343kWh、CO₂削減量は3,891.8kgで、杉の木278本分に相当します。
- *14kg/本で換算（「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」農林水産省/林野庁より）

イ 課題

- ・各種広報媒体を活用した事業の周知、「ちがさきエコネット」の活用、省エネツールの利用促進などの取り組みを継続的かつ効果的に行うことで、より多くの家庭、事業者の皆様により積極的に地球温暖化防止に取り組んでいただく工夫をしていく必要があります。
- ・電気自動車の各種イベントでの活用や新たに貸与された電気自動車の活用の状況を積極的に周知することで、電気自動車の有用性を市民・事業者の皆様にご理解いただき、電気自動車の普及を進めていく必要があります。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信・啓発活動を積極的に実施した内容は評価できる。 ・「ちがさきエコネット」の運用、NPOとの共催による「電力自由化の講演」、環境フェアにて実施された「水素講演会」や「燃料電池自動車の同乗体験」の実施は、新たな試みとして評価できる。 ・具体的な成果が出てきたことを考えると、行政による情報提供と啓発の効果は大きく、今後も継続的に実施すべきである。 ・「スクールエコアクション」の取り組みは重要であり、続けていくべきである（ただし、もう少し取り組みを広げるべきである）。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコネットは登録数が少なく、環境フェアも来客数が少なかったため、宣伝方法の検討、イベント開催日の工夫などが望まれる。 ・エコネットの登録者数を増やす工夫は、とくに重要である。 ・ごみ関連の情報に比べると、温暖化の情報は市民に未だ伝わっておらず、周知方法の検討が必要である。 ・温暖化対策では、市民へのメリットを示しつつ、多様なニーズに対応する施策が求められる。 ・インターネットを利用する啓発とともに、紙媒体での周知も必要といえ、啓発ツールの検討が望まれる。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成28年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境フェアについては、開催日を調整するとともに、環境フェアに参加いただける団体等を増やすため、新たに企業を訪問したことにより、参加団体数が増加しました。来場者については、27年度と比較し300人増の約1,900人となりました。 ・27年度に引き続き、環境フェアで燃料電池自動車の同乗体験を実施するとともに、「すばる望遠鏡から見た宇宙～地球温暖化と惑星移住～」と題して、国立天文台ハワイ観測所長から講演をいただきました。 ・環境フェアの周知方法については、例年配布しているポスター・ちらしだけでなく、小学生向けのちらしを作成し、市内全小学校へおよそ13,000枚を配布した結果、来場者アンケートで「学校でもらったちらしをみて参加した」という回答があったほか、例年以上に親子連れの参加が多く見られました。 ・「ちがさきエコネット」については、昨年末に開催した冬の省エネコンテストの表彰式を行い、御提案いただいたアイデアは全てエコネットに公表しました。また、7月から9月にかけては夏の省エネコンテストを実施し、家庭における節電に取り組んでいただきました。コンテストに参加していただいた方々の電力削減量は1,503kWhとなりました。 ・また、28年度末にはエコ事業者による「省エネ活動展」を実施します。これは、エコ事業者登録している事業者が、自社の省エネに関する事業や取り組みを展示することで、省エネ活動に取り組む事業者の紹介やエコ事業者登録者数の増加、エコネットの周知などを目的に開催します。

平成29年度以降に対応予定のもの

・ちがさき環境フェアについては、より多くの来場者に楽しみながら環境について学べるイベントとなるよう、新たな企画や取り組み等を検討します。
 ・引き続き、「ちがさきエコネット」の加入者増を目指し、省エネコンテスト等の参加型イベント等を実施していくとともに、環境フェアなどのイベントで積極的にエコネットの周知を図っていきます。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 家庭や事業所に対する、省エネや新エネルギーの利用に関する情報発信

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
広報紙、ホームページなどを活用した情報発信	→	→	継続 予定	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用	→	→		
省エネルギーを目的としたコンテストの実施	→	→		
ちがさき環境フェアの開催	→	→		
市民と連携した講座等の実施	→	→		
地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート調査	→	→		
公共施設への緑のカーテン導入	→	→		
2市1町広域連携事業(湘南エコウェーブ)	→	→		

(2) 省エネツール利用の継続的な普及推進

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
省エネナビ、エコワットの貸出	→	→	継続 予定	環境政策課
緑のカーテン用苗の配布(市民向け)	→	→		

(3) 電気自動車等を活用した市民意識の向上

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
電気自動車試乗会の実施	→	→	継続 予定	環境政策課
電気自動車用急速充電器の利用	→	→		
EVの新たな活用法のPR	→	→		
電気自動車、燃料電池自動車の周知	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」運用管理	1,175千円	1,000千円	175千円	環境政策課
ちがさき環境フェア	1,061千円	1,078千円	▲17千円	
環境講座等	170千円	163千円	7千円	
市民への緑のカーテン用苗の配布	90千円	90千円	0千円	
地球温暖化、省エネルギーに関するアンケート調査	375千円	360千円	15千円	
2市1町広域連携事業(湘南エコウェーブ)	30千円	30千円	0千円	

■重点施策27の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
27	・概要「市で導入した電気自動車を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。」を「市で導入した電気自動車を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。」に変更しました。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

「すばる望遠鏡から見た宇宙～地球温暖化と惑星移住～」

ちがさき環境フェア2016講演会
インターネットライブ講演
すばる望遠鏡から観た宇宙
～地球温暖化と惑星移住～

★講演会場とハワイをインターネットで繋ぎます
ハワイには、日本の国立天文台ハワイ観測所と、新世代の大型光学赤外線望遠鏡「すばる望遠鏡」があります。今回の環境フェアでは、そのハワイにある国立天文台と会場をインターネット中継で繋ぎ、宇宙のこと、そして地球の環境のことを現地のハワイ観測所長からお話しいただきます！当日は質問も受け付けますので、みなさま是非聴きにきてください。

講師紹介

有本 信雄（ありもと のぶお） 先生
（国立天文台ハワイ観測所長・国立天文台教授）
1951年 新潟県生まれ
東北大学大学院理学研究科・天文学専攻・博士課程修了（理学博士）
1992年より東京大学大学院理学系研究科・助教授
2001年より国立天文台・総合研究大学院大学・教授
2012年、国立天文台ハワイ観測所長（すばる望遠鏡）
専門は銀河天文学、恒星進化論、銀河考古学



講演会当日の様子

講演会の内容

国立天文台ハワイ観測所と茅ヶ崎市役所をインターネットでつなぎ、国立天文台ハワイ観測所長の有本信雄さんより、宇宙について、そして温暖化が進む地球以外に人類が住むことの出来る惑星があるのかについてお話をさせていただきました。

- ★ **日時：9月24日（土） 14時～15時**
- ★ **場所：市役所本庁舎1階 市民ふれあいプラザ**
- ★ **申込：申込不要です。直接会場へお越し下さい**

主催 ちがさき環境フェア2016企画実行委員会
問い合わせ先 茅ヶ崎市環境政策課 TEL 0467-82-1111

重点
 施策

㊸ 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援

■概要

・家庭、事業所におけるトップランナー機器、省エネ機器、新エネルギー利用設備、電気自動車などの導入・利用に対する補助金給付等を実施し、省エネルギーの推進および新エネルギーの導入拡大を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・各種補助事業について、住宅用、共同住宅用太陽光発電設備設置費補助金、電気自動車購入費補助金は予定件数に達しませんでした。住宅用コージェネレーション設備はおおよそ予定件数に達し、パワーコンディショナ交換費は予定件数を達成しました。
- ・太陽光発電設備設置補助事業によるCO₂削減効果は437.99tで、スギの木約31,285本分に相当します。
 *14kg/本で換算(「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁より)
- ・太陽光発電クレジット制度は、27tCO₂分のクレジットが認証され、うち5tCO₂を湘南国際マラソンのエコ袋のカーボン・オフセットに活用しました。
- ・30件の新規参加世帯を得ることができ、合計83件となりました。

イ 課題

- ・太陽光発電設備設置に対する補助件数は減少傾向にあります。原因としては補助制度の減少による初期費用の増大と固定価格買取制度の余剰売電額の減額が主なものと考えられますが、社会情勢や技術の向上等を注視し、補助内容を精査する必要があります。
- ・設備導入による省エネ効果や付加価値を積極的にお伝えしていく必要があります。
- ・太陽光発電クレジット制度への参加者が少ない状況にあります。原因として、制度の周知が十分でないことに加え、手続きが煩雑であることが挙げられます。より多くの市民の方に参加していただけるよう工夫していく必要があります。
- ・太陽光発電クレジット制度にご協力いただける世帯・事業者を引き続き募っていく必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点	
・太陽光発電クレジット制度での27tCO ₂ のクレジット認証と5tCO ₂ のカーボンオフセット活用が同時に実績を上げたのは評価できる。双方とも、実績と制度の周知が大切であり、今後とも是非継続して頂きたい。 ・「商店会街灯LED化に対する補助事業」は、昨年と比べて設置数が約10倍増加しており、導入支援として評価できる。	
今後検討すべき課題	
・太陽光発電事業などの補助金は、打ち切りとともに普及率が下がることもあり、普及率を落さないための努力を続けて頂きたい。 ・支援の仕組みが一過性のものにならないために、市民のニーズを汲み取って、必要な事業に予算を当てるのが大切である。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
・補助事業は太陽光発電補助金、コージェネレーションシステム・太陽熱利用設備設置費補助金、電気自動車購入費補助金について、引き続き実施し、太陽光発電設備及びコージェネレーション・太陽熱利用設備設置費補助金についてはそれぞれ上限枠の53件に達しました。 太陽光発電クレジット事業については、28年度も引き続き湘南国際マラソンのランナーの着替えを入れる「エコ袋」の製造から廃棄までに発生するCO ₂ のカーボン・オフセットに活用するため5トン買い取っていただきました。また、25年以降の太陽光発電補助金受領者で本事業の参加対象となる633世帯に対し参加案内を送付することを予定しています。
平成29年度以降に対応予定のもの
・近年の太陽光発電設備の設置価格は、補助制度開始当初に比べ6割程度まで下がっており、設置に際しての負担がそれほど大きなものとならなくなってきています。加えて、国による再生可能エネルギー発電促進賦課金を活用した再生可能エネルギーの固定価格買取制度による余剰発電分の買い取りによる長期の売電収入もあり、新築住宅だけでなく既築の住宅においても設置する世帯が増加しています。 そのようなことから、本市におきましても現在の太陽光発電設備設置補助を含めた補助事業は廃止する方向で進め、将来にわたって普及率を落とさない再生可能エネルギー導入支援のあり方について再検討してまいります。 ・太陽光発電クレジット事業については、参加世帯を増やすため、事業周知を続けるとともに、クレジット活用事業者を増やすための取り組みについて検討いたします。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 家庭・事業所における省エネ機器や新エネルギー利用設備、電気自動車の導入等に対する補助事業

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
住宅用太陽光発電設備設置補助事業(戸建て住宅)	→	平成28年度 事業終了予定		環境政策課
電気自動車購入補助事業(個人、事業者向け)	→	→	継続 予定	
住宅用コージェネレーションシステム、家庭用太陽熱利用設備導入支援補助事業	→	平成28年度 事業終了予定		
太陽光発電普及啓発基金を活用した団体・事業者向け太陽光発電設備設置補助事業	→	→	継続 予定	産業振興課
商店街街灯LED化に対する補助事業	→	→		

(2) 太陽光発電に関する新たな事業の展開

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
太陽光発電クレジット制度の周知と参加者募集	→	→	継続 予定	環境政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
電気自動車購入費補助事業	300千円	300千円	0千円	環境政策課
太陽光発電設備普及啓発基金積立金	1,075千円	1,075千円	0千円	
商店街街灯LED化に対する補助事業	2,100千円	4,872千円	▲2,772千円	産業振興課
自然エネルギー等普及啓発事業委託(太陽光発電クレジット制度)	150千円	150千円	0千円	環境政策課

■重点施策28の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



茅ヶ崎おひさまクレジットを活用いただいた
事業者に感謝状を贈呈

重点
 施策

㊦ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

■概要

・行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向け、高効率照明器具や電気自動車の導入、夏季における緑のカーテン実施、新たな施設の建設における省エネ機器等の設置など、新技術を積極的に導入します。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・省エネ設備の導入については、市役所本庁舎に太陽光発電設備を導入し既設と合わせて99,215kWh発電し、約50tCO₂削減できました。(スギ約3,571本分に相当。)*14kg/本で換算(「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁より)
- ・既設の設備と合わせ、総合計画基本構想第2次実施計画に基づき、予定どおりにLED防犯灯を設置し、CO₂の削減ができました。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	A
評価できる点 ・従来から行われている取り組みは、順調に展開され継続されているといえる。	
今後検討すべき課題 ・市役所も新庁舎になり、今後も新しい取り組みを導入するチャンスでもあるため、さらなる検討をして頂きたい。あわせて、長期的な視点に立った対策も、導入を目指して頂きたい。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・市役所庁舎の他44施設に電力供給を行うPPS事業者について、契約期間満了により「F-Power」から「エネット」に変更しました。 ・市内1施設のガスヒートポンプの入れ替えを行い、4施設の空調6台を高効率空調設備に入れ替え、5施設合計437灯についてLED照明の導入、入れ替えを行いました。 ・ESCO事業により、市が管理する全ての防犯灯のLED化を進めました。
平成29年度以降に対応予定のもの ・新しい本庁舎については、照明、空調、動力等の各種機器の平成28年度の運用実績を踏まえ、省エネ運転の設定を検討していきます。 ・今後も、施設新築の際は太陽光発電設備の設置などについて、施設の用途、規模に応じて設置を進めるとともに、既存の施設についても、改修・修繕時にLED照明に変更するなど、省エネ設備導入を行います。 ・継続してESCO事業を進め、電気料の削減及びCO ₂ 排出量の削減を図ります。
その他 ・平成30年3月終了予定のごみ焼却施設基幹設備改良工事に伴い、蒸気タービンの仕様を変更したうえで更新するので、発電電力が1,800kwから3,000kwへ増強される予定です。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減に向けた新技術等の導入

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
公共施設への緑のカーテン導入	→	→	継続 予定	環境政策課
市役所新庁舎建設における省エネ機器等の導入	→	平成28年1月より 供用開始		
ごみ焼却炉から発生する熱の有効利用	→	→	継続 予定	環境事業 センター
特定規模電気事業者(PPS)の活用	→	→		各施設所管課等 (環境政策課)
公共施設への省エネ機器等の設置	→	導入の可能性を 随時検討		
防犯灯事業におけるLED灯具の導入	→	維持管理		安全対策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
緑のカーテン設置事業	0千円	8千円	▲8千円	環境政策課
防犯灯のLED化事業	31,585千円	5,442千円	26,143千円	安全対策課

■重点施策29の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

目標16

市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。

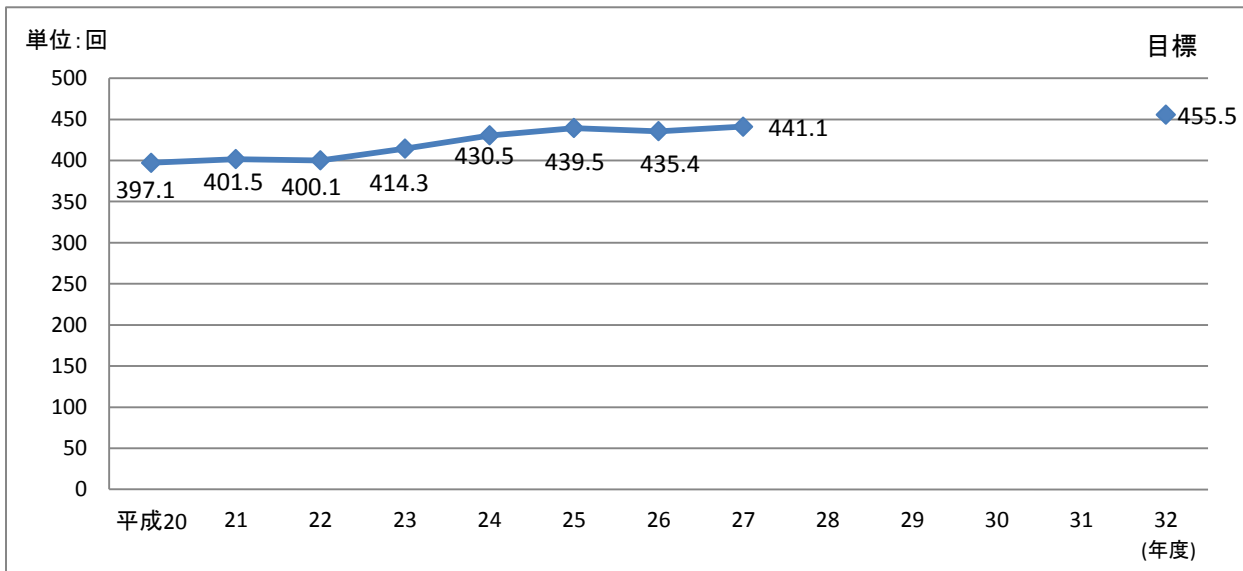
【目標担当課:都市政策課】

※市民1人あたりの年間公共交通利用回数:鉄道、路線バス、コミュニティバスの利用者数をその年度の人口で割ることにより算出します。

※鉄道利用者数はJRの各駅(茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅、香川駅、辻堂駅)の乗降者数であり、本市以外からの利用者も含んでいます。

目標16の進捗状況

年度(平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
回数	397.1回	401.5回	400.1回	414.3回	430.5回	439.5回	435.4回	441.1回

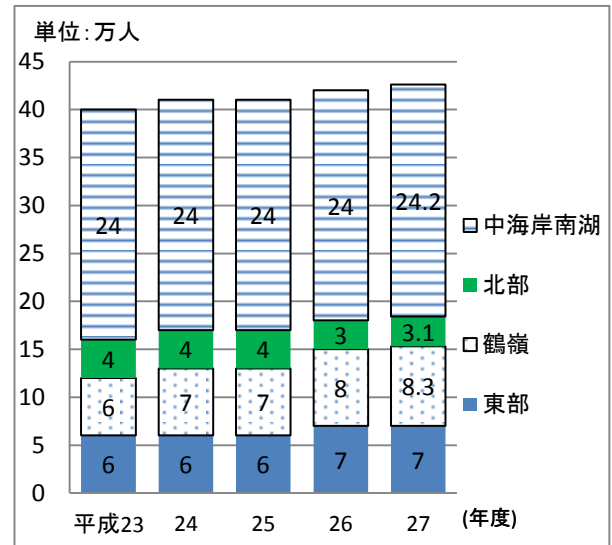
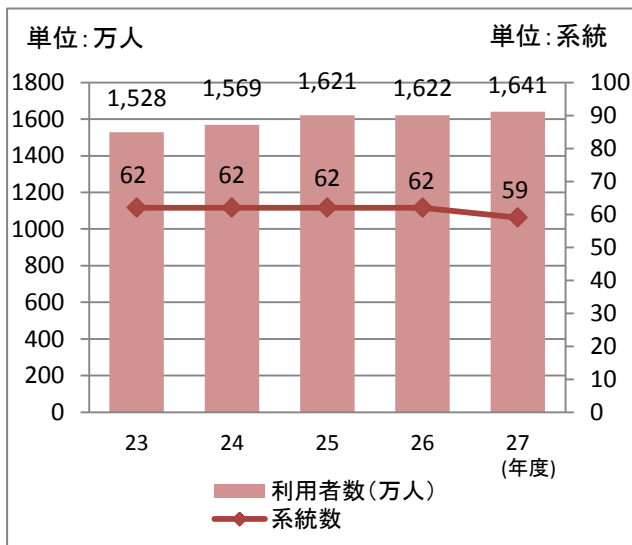


路線バスの利用状況(平成27年度)

利用人数	1,641万人
路線数	59系統

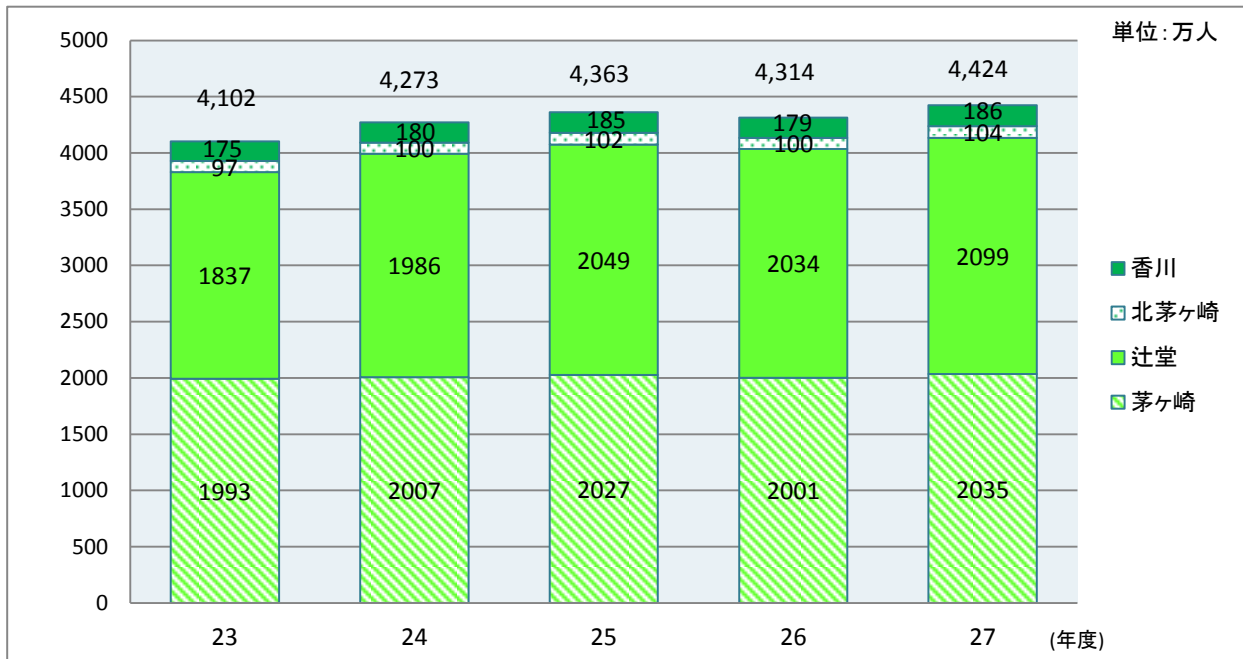
えぼし号の利用状況(平成27年度)

路線	東部	鶴嶺	北部	中海岸南湖
利用者数	約7万人	約8.3万人	約3.1万人	約24.2万人



鉄道の利用状況(平成27年度)

茅ヶ崎駅	辻堂駅	北茅ヶ崎駅	香川駅
約2,035万人	約2,099万人	約104万人	約186万人



■目標16の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点
 施策

⑩ 乗合交通の利便性の向上

■概要

・自家用車利用を抑制し交通に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、乗合交通を利用しやすい環境づくりに努め、快適な公共交通機関ネットワークを整備します。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

・鉄道の利用状況は減少しているものの、予約型乗合バスの乗合所を2箇所追加するなどの工夫により、利用者は増加しています。

イ 課題

・急速に進む高齢化に対応するため、誰もが利用しやすい環境整備を進める必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点 ・「コミュニティバス」、「予約型乗合バス」、「サイクルアンドバスライド」事業は、身近な生活の見直しが可能となり、市民が環境や温暖化対策へのつながりを実感できるため、継続は評価に値する。 ・「予約型乗合バス」は、乗合所が2箇所増えており、高齢化社会におけるニーズの吸い上げができています。	
今後検討すべき課題 ・高齢者対策と環境対策を重ね、大型バスと小回りのきく「コミュニティバス」や「予約型乗合バス」との調和が取れた、茅ヶ崎らしい取り組みをさらに推進する必要がある。 ・市民や利用者へ、環境施策と交通施策という2種類のメッセージをどのように重ねて伝えるか、検討すべきである。	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの ・コミュニティバス北部循環市立病院線において、利用の少ない最終便を取りやめ、朝の早い時間帯の便を増便予定です。 ・予約型乗合バスの利用促進キャンペーンや小出地域周辺で予約方法等の説明会を複数回実施し、さらなる周知を図りました。
平成29年度以降に対応予定のもの ・地域公共交通(タクシー、予約型乗合バス、コミュニティバス、路線バス)の連携を密にし、誰でも使いやすく選びやすい交通手段となるよう総合的なマップの作成などを検討します。
その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 乗合交通を利用しやすい環境づくりに向けた公共交通機関ネットワークの整備

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
ノンステップバスの導入(事業者に対する要望)	→	→	継続 予定	都市政策課
予約型乗合バスの改善	→	→		
地域公共交通の利用促進、運行改善(ルート、本数、ダイヤ、バス停環境等)	→	→		
サイクルアンドバスライドの整備	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
コミュニティバス運行事業	96,651千円	102,003千円	▲5,352千円	都市政策課

■重点施策30の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



サイクルアンドバスライド看板

重点
 施策

⑪ 徒歩・自転車利用の促進

■ 概要

- ・歩行者の安全と自転車利用の利便性・安全性向上を図り、自家用車の使用抑制を図ります。
- ・シェアサイクル事業について、今後の事業実施に向けた検討を行っていきます。
- ・サイクルアンドバスライドについて、施設の適正な維持管理を行い利便性の向上を図ります。

■ 平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・幹線道路における自転車の走行環境の設置が進んでおり、地元からも好評を得ています。
- ・観光案内所において、レンタサイクルを運用し、鉄道から自転車へのアクセスをより良くする仕組みができました。
- ・予定通り歩道設置工事を施工し、歩行者の安全性向上を図ることができました。
- ・自転車駐車場の利用台数を増大し、自転車利用ルールの周知を徹底したことで、環境にやさしい自転車利用の促進が図られました。
- ・歩車道の段差解消や切下げ部改良工事等については、他の道路工事とあわせて実施するなど工夫することにより、予算額以上に事業を実施しました。

イ 課題

- ・全人身交通事故における自転車に関係する事故が約30%を占めており、依然として多い状況です。今後は、自転車のルールの順守・マナーアップに向けた取り組みをさらに強化するとともに、茅ヶ崎駅南口の自転車駐車場の利便性向上と台数を拡大することで、自転車利用の促進を図る必要があります。
- ・引き続き、自転車の走行環境を整備する必要があり、現在整備をすすめている幹線道路以外の路線についても、検討を進める必要があります。
- ・レンタサイクルは夏の需要が非常に高いので、その需要をカバーできるような供給の体制を整える必要があります。

■ 環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
評価できる点	
・駐車場の整備、自転車の走行問題に対する道路上の表示などについては、施策の進展がうかがえる。	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境面での自転車利用を推進するならば、事故対策のPRも積極的に行って頂きたい。 ・自転車マナーの徹底については、子どもだけではなく、大人に対しても啓発を行う必要がある。 ・歩行者を対象とした交通ルールやマナーの周知も行うべきである。 ・交通安全面での課題と環境面での課題は、両方の成果に結びつくように、担当課同士でさらに議論を重ねて頂きたい。 	



環境審議会評価に対する市の対応
平成28年度中に対応・実施しているもの
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道切り下げ部改良工事(2箇所)、歩車道段差解消工事(7箇所)、視聴覚障害者誘導ブロック設置工事(8箇所)などの工事により、高齢者、障害者等を含む歩行者の移動等の円滑化を図りました。 ・学校を中心に、保護者、地域の大人が一丸となって取り組む「オリジナル『自転車止まれ』ステッカー大作戦！」を西浜小学校で開催しました(12月)。子どもはもちろん、大人への啓発も行いました。 ・交通安全教室において、自転車利用に際しての事故対策をカリキュラムに入れ実施しています。 ・自転車利用については、自転車安全利用五則を中心とした内容で、各種啓発活動を実施しており、また交通安全教室においては、マナーを含めた内容を子どもを介して家庭に伝えることを重視した方法で実施しています。 ・啓発活動や交通安全教室においては、自転車利用者はもとより、自動車運転者や歩行者に及ぶ全ての皆様に周知しています。 ・交通安全面での課題については、担当課間のみならず、地域・学校・警察・関係機関等と連携し対応しています。
平成29年度以降に対応予定のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道切り下げ部改良工事(4箇所)、歩車道段差解消工事(11箇所)、視聴覚障害者誘導ブロック設置工事(25箇所)などの工事により、さらに高齢者、障害者等を含む歩行者の移動等の円滑化を目指します。 ・引き続き、ステッカー事業の実施方法及び標示の見直しを行うとともに、より地域の子どもと大人への啓発効果の高い事業を検討、実施してまいります。 ・シェアサイクル事業実施にあたり、交通事故対策のPRを検討、実施してまいります。 ・交通安全教室、啓発活動についてこれまで実施してきたことを継続して実施していきます。 ・さらには、交通安全面について環境変化を的確に捉え、行政の横断的な情報共有と地域・学校・警察・関係機関等と連携し対応してまいります。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 歩行者の安全、自転車利用の利便性・安全性向上

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
民設自転車駐車場に対する補助金交付の情報提供と開設促進	→	→	継続 予定	安全対策課
公設自転車駐車場設置に向けた検討と候補地についての情報収集	→	→		
既存の公設自転車駐車場の維持管理と利便性向上	→	→		
自転車利用ルールの周知	→	→		
自転車走行空間の整備	→	→		都市政策課 道路管理課
歩道切下げ部改良工事	→	→		道路管理課
視覚障害者誘導ブロック設置工事	→	→		道路管理課 道路建設課
歩車道段差解消工事及び歩道設置工事	→	→		

(2) レンタサイクル事業の実施と新たな取り組みの検討

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
関係団体との協働によるシェアサイクル事業の検討・実施	→	→	継続 予定	都市政策課

(3) サイクルアンドバスライド事業における施設の適正な維持管理と利便性向上

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
適正な維持管理と地域の需要に応じた設置検討	→	→	継続 予定	都市政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
駐車場管理委託費	64,941千円	64,785千円	156千円	安全対策課
道路段差解消事業	5,509千円	3,599千円	1,910千円	道路管理課
歩道設置事業	30,402千円	90,008千円	▲59,606千円	道路建設課

■重点施策31の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上

目標17

庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

【目標担当課：環境政策課・景観みどり課】

■目標17の進捗状況

●茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステム(C-EMS)の周知啓発

項目	実施時期	内容
課長級職員研修	5月	地球温暖化対策における自治体の役割、特に注意すべき環境法令(講師:(株)知識経営研究所)
新採用職員研修	11月	茅ヶ崎市の環境、C-EMSの説明(講師:環境政策課職員)
外部監査	1月下旬~2月上旬	文書監査・訪問監査および前回外部監査結果への対応等に対する総合的な評価(報告書は市ホームページ、イントラネットで公表)
課内研修	随時	環境活動目標設定研修・新任異動者レク(適宜)・法令遵守を確認する会(4半期に1回)、環境リスク対応研修(年に1回以上)
C-EMSレターの発行	不定期	外部監査実施結果、各年度の取組結果、夏・冬の節電対策等を全庁的に伝達し情報共有。

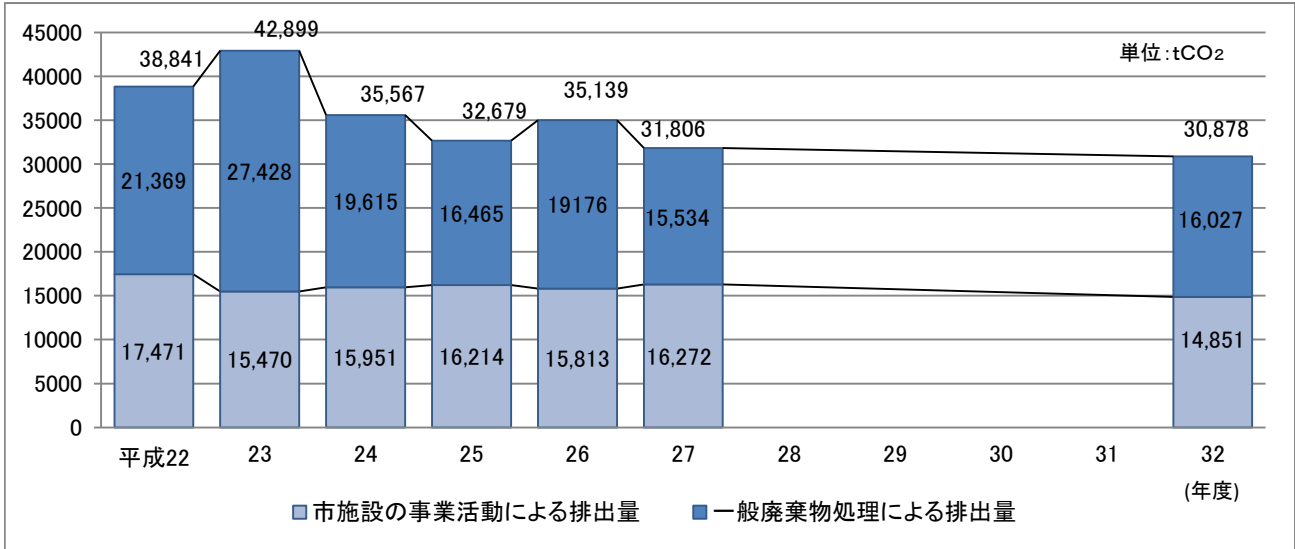
●生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習機会

項目	内容
自然環境(生物多様性)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部への異動者等を対象にした研修を実施しました。 ・庁内イントラネットにより全職員がいつでも資料を閲覧可能な状態にしています。 ・市民・職員を対象とした研修会を実施しました。
地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステム(C-EMS)の周知啓発と併せて実施しました。

●外部研修への参加(平成23年度から27年度までに受講のもの)

主催	主な研修内容	参加職員の所属課
環境省環境調査研修所	環境教育、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル、土壌汚染、水質汚濁等	環境政策課、環境保全課、資源循環課
神奈川県	水質システム、大気水質、アスベスト対策、水質汚濁防止法、水道、特定外来生物対策、みどり行政、景観行政、生物多様性等	環境保全課、景観みどり課
神奈川県環境科学センター	県・市町村環境学習担当者研修	環境政策課、環境保全課
(公財)かながわトラストみどり財団	みどりの実践団体交流会・研修会	景観みどり課
神奈川県森林協会 ほか	森林・林業研修会	
公益財団法人 地球環境戦略研究機関 国際生態学センター	連続講座「みどりを守り育む知恵・技術・心得」 ・里山の現状と未来 ・みどりの教育 ・植物社会学の知恵と技法 ・ふるさとの木とは？土地本来の自然とは？ ・都市で森をつくる ・ふるさとのみどりを守り育む	環境政策課、景観みどり課

(参考) 茅ヶ崎市行政の温室効果ガス排出量



目標17の変更履歴 (～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし



C-EMSマネージャー研修の様子

重点 施策	㉔ 庁内の環境意識の向上 ㉕ 庁内における人材育成
----------	------------------------------

■概要

- ・茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステムに基づき、庁内のさらなる環境意識の向上を図るとともに、環境配慮行動の率先的役割を果たします。
- ・環境に関する情報を行政内の全ての部署で共有します。
- ・生物多様性について積極的に学習の機会を設け、職員への周知を図ります。
- ・知識や技術を習得するための研修、先進自治体への視察等の実施を支援し、環境に関する専門的知識を有する職員を育成します。
- ・階層別職員研修のさらなる充実を図り、庁内横断的な施策をマネジメントできる能力を持った職員を育成します。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・C-EMSに基づく取り組みについて、27年度よりマネージャー研修参加者に担当者に加え、外部監査では文書監査に加え担当者のヒアリングを実施し、マネージャー級・リーダー級職員だけでなく、より多くの職員にC-EMSの取り組みを学ぶ機会を提供することが出来ました。

イ 課題

- ・職員の環境法令遵守について、一部遵守できていない点があることをC-EMS外部監査で指摘されています。今後も引き続きマネージャー研修への担当者の参加、外部監査ヒアリングの実施を継続し、職員1人1人の環境法令遵守意識の定着を図っていきます。
- ・参加する研修にばらつきがあるため、研修へ参加した職員からの研修内容の情報共有を徹底し、職員全体が同レベルの知識を習得する必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境法令遵守の教育、環境意識の向上、人材育成の取り組みが定期的、継続的に行われているのは良い。 ・市職員及び市民を取り込んだ「環境保全セミナー(神奈川県における生物多様性の保全の取組)」は、自然環境(生物多様性の保全)に係る新たな分野の研修として評価できる。 ・C-EMSの外部監査を通じて、庁内に潜在的に存在している欠陥(法令の一部不遵守)が表面化され、欠陥修正が可能になったこと、制度自体が健全に機能していることが分かったことは評価できる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に関する研修も幅広い職員に受けてもらいたい。 ・市が一事業者として行う環境管理システム(C-EMS)全体の更新についても検討時期にきているものとする。なお、この更新作業は、外部委託ではなく、これまでの貴重な経験を有する庁内担当課(者)が責任をもって行う必要がある。これにより独自の「茅ヶ崎市版EMS」が完成する。 ・環境法令遵守の行動の定着や、環境意識、人材育成のさらなる向上を目指すために、それに基づく成果や課題の捉え方を詳しく記載する必要がある。 	



「環境審議会評価に対する市の対応」へ

環境審議会評価に対する市の対応

平成28年度中に対応・実施しているもの

- ・平成27年度に引き続き、自然環境(生物多様性)に関する研修を市民及び職員を対象に実施する予定です。自然環境(生物多様性)への配慮について周知し、その重要性について共有を図ります。
- ・C-EMSマネージャー研修では、担当者のほか、施設所管課については施設の維持管理担当者や指定管理業務担当者の積極的な参加を呼びかけ、環境法令遵守に関する内容を中心とした研修を実施しました。特に、昨年度外部監査で指摘事項となった「フロン排出抑制法」に基づく点検記録の作成が徹底できていなかった点については、マニュアルを作成し研修で手順等の説明を行いました。
- ・C-EMS外部監査では文書監査・訪問監査に加え、昨年度に引き続き担当者ヒアリングを実施し、職員1人1人の環境法令遵守意識の定着を図っていきます。
- ・ちがさき環境フェアでは、新たな取り組みとして環境フェア企画実行委員会に庁内の関係課職員が参加しました。
- ・C-EMSレターで、外部監査の結果や庁内の省エネ活動の結果などを紹介し、職員の環境意識向上を図りました。
- ・2月に講師を招き、環境保全セミナーを開催しました。
- ・9月9日・10月31日に(公社)日本騒音制御工学会が開催した「騒音・振動技術講習会」に環境保全課職員1名を派遣し、騒音・振動技術の基礎と測定実習など専門的技術を習得させました。
- ・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」の進行管理に伴う各担当課との調整等を通じて環境意識の向上を図っています。
- ・都市部に異動してきた職員に対して、みどりの基本計画などについて研修を実施しました。
- ・財団法人日本環境衛生センターが実施している廃棄物行政担当者研修に参加し、廃棄物に関する専門知識の習得を図りました。
- ・市町村アカデミー等外部研修につきましては、全庁公募を実施しており、幅広い職員の受講に努めております。また、環境意識や人材育成の向上についての成果や課題に関しましては、基準を設けることは困難ですが、今年度も「職員研修報告会」を実施しており、研修派遣等とおして、学び習得した様々な先進事例や専門的知識を、ほかの職員へ成果報告をしております。環境分野における研修派遣における発表の場としても活用ができるよう、関係課かいつの調整を行っております。

平成29年度以降に対応予定のもの

- ・2月に講師を招き、環境保全セミナーを開催する予定です。
- ・「騒音・振動技術講習会」に環境保全課職員を派遣し、騒音・振動の専門的技術を習得させます。
- ・引き続き、都市部に異動してきた職員に対して、みどりの基本計画などについて研修を実施します。
- ・引き続き、研修に参加し廃棄物に関する専門知識の習得に努めます。
- ・引き続き、職員の更なる環境に関する知識・技術の向上のため外部研修への派遣、施策推進のためのマネジメント能力に重点を置いた庁内研修を実施します。また、研修報告会についても継続して実施します。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) C-EMSに基づく庁内の環境意識向上と環境配慮行動の実践

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	~H28~	H29	H30~	
C-EMS課内研修、新採用職員研修、マネージャー研修	→	→	継続 予定	環境政策課
C-EMS外部監査	→	→		
C-EMSレターの発行	→	→		
表彰制度「茅ヶ崎市エコオフィス賞」、「茅ヶ崎市エコ管理賞」の実施	→	→		

(2) 自然環境、生物多様性についての職員への周知

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	~H28~	H29	H30~	
「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に係るヒアリングおよび周知	→	→	継続 予定	景観みどり課
都市部局への異動職員への研修	→	→		
庁内イントラネットや通知による周知	→	→		
自然環境庁内会議の定期開催	→	→		
環境基本計画(生物多様性)に係る庁内研修	→	→		環境政策課 景観みどり課

(3) 知識や技術を習得するための研修の支援、環境に関する専門的知識を有する職員の育成

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
各種研修会への職員派遣	→		継続 予定	職員課 環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課
職員研修報告会の実施	→			

(4) 階層別職員研修の充実、マネジメント能力の醸成

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
新採用職員研修	→		継続 予定	職員課
担当主査級職員研修	→			
課長補佐級職員研修	→			
課長級職員研修	→			

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
C-EMS研修	162千円	162千円	0千円	環境政策課
C-EMS外部監査	378千円	378千円	0千円	
C-EMS消耗品	18千円	17千円	1千円	
廃棄物行政担当者研修会	35千円	35千円	0千円	資源循環課
担当主査級職員研修	391千円	391千円	0千円	職員課
課長補佐級職員研修	391千円	391千円	0千円	
課長級職員研修	616千円	616千円	0千円	

■重点施策32・33の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

目標18

市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
【目標担当課:環境政策課】

■目標18の進捗状況

●環境に関する主な事業への参加者数

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
環境フェア来場者数(人)	約1,300	約2,000	約2,000	約2,000	約1,600
里山はっけん隊！参加者数 (延べ人数)	23 (春は中止)	71	56	67	20 (1回実施)
こどもエコクラブ登録クラブ数	8クラブ	5クラブ	5クラブ	3クラブ	10クラブ
環境市民講座参加者数(人)	33	76	104	189	145
農業・漁業体験プロジェクト 参加者数(延べ人数) <small>*平成23・24年度は環境政策課、平成25年 度以降は農業水産課が実施</small>	50	61	148	218	202
公民館・文化資料館等に おける環境に関する講座 参加者数(人)	837	1,609	1,464	1,959	3,172

(参考)省エネルギー・地球温暖化に関する意識調査集計結果

・家庭における省エネルギー・地球温暖化防止への取り組み(平成27年度)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
意識している	95%	95%	93%	94%	81%	90%
意識していない	5%	5%	7%	6%	11%	10%
どちらともいえない					8%	

■目標18の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点
施策

③④ 意識啓発・人材育成

■概要

- ・市内の環境に関する情報や、市民活動団体、事業者、市等による環境への取り組みに関する情報等を積極的に発信します。
- ・市民・事業者を対象とした環境に関する事業をより充実させ、参加者の増大を図ります。
- ・社会教育などの機会を捉えて環境に関する講座等を実施し、地域の中で知識や経験を広げていくことのできる人材の育成を図ります。
- ・環境意識啓発について、先進自治体の事例も参考にします。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・「ちがさきエコネット」については、予定どおり平成27年4月よりサイトの運用を開始し、様々な媒体を通じてサイト開設の周知を行った多くの登録者を得ることができました。また、エコネット登録者を対象とした「省エネコンテスト」を実施し、家庭における節電に取り組んでいただきました。
- ・「里山はっけん隊！」や様々な講座等の参加者に対しては、環境への取り組みに対する意識を高めることができました。また、講座や自然観察会を通して、茅ヶ崎の環境について啓発を図りました。

イ 課題

- ・「ちがさきエコネット」の登録者を対象に実施した「冬の省エネコンテスト」のようなイベント等を企画し、自主的に地球温暖化防止に取り組んでいただける家庭や事業所を増やしていく必要があります。
- ・一つ一つの講座や自然観察会を丁寧に実施する等、地道な啓発を行う必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信がイベントや掲示板、インターネットなど様々な角度から行われている。 ・各種市民団体との協働による環境保全意識の啓発と人材育成が継続して実践された。 ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業は大人向けにおもしろい事業だった。 ・ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用を開始したことによって、新たな企画を実施できたことは評価につながる。 ・NO₂の測定等、市民と行政の協働は良好に行われてきた面もあり、市が行う調査などの事業への市民の参加も人材育成事業の成果に含むことができる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識を高める人材育成には、体験型の社会教育が良いのではないかと考える。イベントではその場限りになる。 ・行政からの情報発信は、広く届きやすく、市民の環境意識の啓発に繋がることが期待されているため、市民との協働・協力の様子、市民団体の努力、意識啓発や人材育成の成果に関連する情報発信が必要である。 ・ポータルサイト「ちがさきエコネット」の活用が目玉事業の一つなら、さらに注力し、運用後の改善、登録者数増加、実態・実数把握などを前進させてほしい。 ・環境意識の啓発と人材育成を繋げ、意識から行動へという流れを作り出すべく、丁寧に地道に行う事業、集中して一気に行う事業、さらには、有効な媒体活用、資源の配分など、正しく分類し、適切に判断して推進してほしい。 ・全国の先進自治体の良好事例を参考に、さらなる充実、拡大に努める必要がある。 	



環境審議会評価に対する市の対応
<p>平成28年度中に対応・実施しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民団体「柳谷の自然に学ぶ会」や神奈川公園協会との協働により、小学生とその保護者を対象に、自然観察や里山の恵みを使ったおやつ作りなどを体験する「里山はっけん隊！」を開催し、自然環境の保全の重要性について啓発を図りました。 ・「広報ちがさき環境基本計画特集号」を年1回発行しており、平成28年度は、環境市民団体にインタビューを行い活動内容を周知するとともに、自然環境の保全の重要性について啓発しました。 ・「ちがさきエコネット」について、7月から9月まで「夏の省エネコンテスト」を実施しました。これは、昨年度まで「節電コンテスト」として実施していたイベントを、エコネットを活用しインターネット上で参加できるようリニューアルして開催したもので、エコネットからの参加又は紙の申込書提出という2つの参加方法を用意しました。結果として、参加者を昨年の21名から38名まで増やす事が出来ました。 ・28年度後半には、ちがさきエコネットのエコ事業者を対象とした「省エネ活動展」を実施します。これは、エコ事業者が行っている省エネ活動のPRのほか、多くの市民に省エネに取り組む事業者やちがさきエコネットを知ってもらうことを目的として開催するものです。 ・年2回開講している、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館講座(基礎編)で「茅ヶ崎の自然史」を実施しているとともに、動画配信サイト「MaruhakuTV」でも公開しています。 ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館企画展「丸ごと101」内で、自然観察会「中央公園の自然」を実施しました。

平成29年度以降に対応予定のもの

- ・平成29年度以降も、「広報ちがさき環境基本計画特集号」において、環境問題への興味・関心を持っていただき、環境に配慮した行動を実践していただけるよう、意識啓発や人材育成につながる情報を引き続き発信します。
- ・引き続き、「ちがさきエコネット」上で省エネコンテストなどの市民や事業者が参加出来るイベント等を企画し、省エネ活動に取り組んで頂ける市民や事業者の増加を目指します。
- ・次年度以降も、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業を継続し、各公共施設でも特色ある環境に関する講座を開催していきます。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 市民活動団体・事業者、市等の環境への取り組みに関する情報等の発信と充実

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
広報紙、タウン紙、ホームページ、環境掲示板等を活用した情報発信	→	→	継続 予定	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用	→	→		
市主催あるいは市民団体・事業者との協働によるイベント等事業の実施と啓発	→	→		
人材育成への効果を把握するための内容を含めたアンケート等を実施	→	→		
各公共施設における環境に関する講座の実施	→	→		社会教育課
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業	→	→		

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
広報ちがさき環境基本計画特集号の発行(再掲)	856千円	856千円	0千円	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」運用管理(再掲)	1,175千円	1,000千円	175千円	
ちがさき環境フェア(再掲)	1,061千円	1,078千円	▲17千円	
里山はっけん隊！(再掲)	192千円	177千円	15千円	
環境講座等の開催(再掲)	170千円	163千円	7千円	
各公共施設における環境に関する講座の実施	630千円	565千円	65千円	社会教育課 青少年課 各公共施設

■重点施策34の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点
施策

㊦ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

■概要

- ・市民活動団体や事業者に対し効果的な支援を行います。
- ・広報紙やホームページ等を活用し、取り組みを市内外へPRする機会の提供や表彰制度などのインセンティブを設けることにより、活動の促進と市民への普及、自主的な参加拡大を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・「ちがさき環境フェア2015」の企画・運営については、平成26年度と同様、市民団体、事業者、学生、市が協力して実施し、環境基本計画(2011年版)の重要な視点である「協働」を体現したイベントとすることができました。市立梅田小学校の6年生及び担当教員、ブックオフコーポレーション株式会社のご協力のもと、「ちがさき環境フェア2015」において実施し、会場で集めた古本をブックオフコーポレーション(株)に買い取ってもらい、その売却益を環境に関する基金に寄附していただきました。
- ・地域別の資源物収集量に応じて上半期分と下半期分の2回補助金の交付を行い、地域活動の促進に寄与しました。

イ 課題

- ・地域の中でこの補助金制度を活用していただくためにも、さらなる資源物の分別について、ごみ通信ちがさきやホームページなどを通じて引き続き周知啓発をしていく必要があります。
- ・「ちがさき環境フェア」の実施等を通して、環境団体等とのさらなる連携を進める必要があります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	C
評価できる点	
・各担当課からの市民、各種市民団体、事業者への支援による環境保全の取組が継続して実施されている。	
今後検討すべき課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・単なる補助金制度にならないように進めていくべき。支援された取り組みの結果報告等があれば公表すべきである。 ・財政的支援に留まらず、環境に関する条例の知識など、情報の提供も支援事業と考えることができる。 ・行政の専門領域と市民の専門分野を結びつける仕組みを検討しても良いのではないか。 ・全国の先進自治体の良好事例を参考にして、さらなる充実、拡大に努める必要がある。例年の継続が主体で新たな取組は少ない。 ・市の要綱で設置されたエコワークは、個人・各市民団体・事業者から構成されていたボランティア組織であり、市民活動の横のつながりが大きく環境活動や施策の協力に貢献していた。平成27年度末に行われたため進捗状況報告書には未記載であるが、今回エコワークの要綱が廃止されて消滅し、関係性を切断された。市民団体・市民の協力で行われてきたさまざまな施策を平成28年度以降にどのように展開させるのが今後の課題である。 	



環境審議会評価に対する市の対応

平成28年度中に対応・実施しているもの

- ・「ちがさき環境フェア2016」については、市民活動団体・事業者・学生・市が協働し開催することが出来ました。環境フェア企画実行委員会には、市民活動団体・事業者のほか、日本大学の学生5名の参加がありました。また、環境フェアの当日参加団体も、新たに5団体の参加がありました。
- ・「ちがさきエコネット」のおしらせ欄には市民や事業者の省エネ活動を支援する情報を掲載し、メールマガジンを発行しています。
- ・「ちがさきエコネット」のエコ事業者が実施している省エネに関する事業や、事業所内で取り組んでいる活動を周知するため、エコ事業者による「省エネ活動展」を開催します。
- ・市民団体との協働による「海岸におけるマナー啓発事業」を開始しました。
- ・環境保全活動をしている市民団体や「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援を実施しています。
- ・地域別の資源物収集量に応じて補助金の交付を行い、地域活動の促進に寄与しました。

平成29年度以降に対応予定のもの

- ・引き続き、「ちがさきエコネット」では市民や事業者の省エネ活動を支援する情報を発信していきます。
- ・環境に関する各課かいが、それぞれの分野でそれぞれの環境団体と関わりを持つ取り組みを推進します。
- ・市民団体との協働による「海岸におけるマナー啓発事業」を2ヵ年(平成28、29年度)実施するとともに効果検証を行い継続実施について検討を行います。
- ・環境保全活動をしている市民団体や「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援を引き続き実施していきます。
- ・資源回収促進地域補助金制度を継続して実施します。

その他

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 市民活動団体や事業者に対する効果的な支援

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
ポータルサイト「ちがさきエコネット」を活用した事業者への支援	→			継続 予定
電気自動車購入費補助事業	→			
エコ事業者認定制度の活用	→			
環境美化推進事業	→			
環境美化に関する民間団体補助事業	→			
資源回収促進地域補助金制度	→			
緑化推進団体活動事業費補助金制度	→			
「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援	→			
環境保全活動をしている市民団体への支援	→			
				環境政策課
				環境保全課
				資源循環課
				景観みどり課

(2) 環境に関する取り組みを市内外へPRする機会の提供、活動の促進、市民への普及、自主的な参加拡大

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H27	H28	H29～	
「ちがさき環境フェア」の開催	→			継続 予定
				環境政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
環境講座等の開催(再掲)	170千円	163千円	7千円	環境政策課
ポータルサイト「ちがさきエコネット」運用管理(再掲)	1,175千円	1,000千円	175千円	
ちがさき環境フェア(再掲)	1,061千円	1,078千円	▲17千円	環境保全課
環境美化推進事業	1,581千円	1,650千円	▲69千円	
環境美化に関する民間団体補助事業	350千円	350千円	0千円	資源循環課
資源回収推進地域補助金制度	38,000千円	39,000千円	▲1,000千円	
緑化推進団体活動事業費補助金	48千円	48千円	0千円	景観みどり課
「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」への支援	16千円	16千円	0千円	

■重点施策35の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

目標19

各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

【目標担当課：環境政策課】

■目標19の進捗状況

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地域資源を活用した環境学習の回数	83回	88回	83回	97回	100回
地域資源を活用した環境学習の実施校数 (市立小中学校総数:32校)	31校	30校	29校	30校	31校
こどもエコクラブ登録クラブ数	8クラブ	5クラブ	5クラブ	3クラブ	10クラブ

*スクールエコアクションの報告から①地域の自然環境を活用した授業・取り組み、②環境に関する施設見学等の取り組み、③地域の関係団体等の協力のもとに行われた取り組み、④地域の美化に関する取り組みを数えています。

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
スクールエコアクション導入校	市立全小中学校 (32校)				

■目標19の変更履歴（～平成27年度）

年度(平成)	変更内容
23～27	・なし

重点
施策

③⑥ 地域と連携した環境教育
③⑦ 学校における取り組みの支援

■概要

- ・学校における環境教育の支援を目的として、学校と地域を結びつける情報の提供を可能にする仕組みを構築・運用していきます。
- ・市内の環境のモニタリングと子どもたちの意識啓発を複合的に実現する仕組みへの展開を図っていきます。
- ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。
- ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

■平成27年度における主な取り組みと課題

ア 主な取り組み

- ・スクールエコアクションに基づいた市内各小中学校での特色ある取り組みの情報発信や、「ちがさき環境フェア2015」での発表会等について、予定どおり実施できました。
- ・スクールエコアクション発表会は、生徒が寸劇を取り入れ、取り組み内容について工夫を凝らした発表を行うなど、学習効果が高く、見ている方も楽しいものとなりました。
- ・学校のニーズに応える形で、環境市民団体「ちがさきエコワーク」のご協力をいただき出前授業を実施するなど、市民団体と連携して学校における取り組みを支援できました。
- ・小学4年生を対象にゲームを取り入れた環境学習を実施し、ごみの適正分別について啓発を行いました。

イ 課題

- ・学校教職員にとって、学校における環境学習といえば、環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」という認識になるよう、周知に工夫を行う必要があります。
- ・学校ごとに実施したい学習や、取り上げてほしい内容が異なる場合があるため、ニーズに合わせた環境学習のメニュー作りが必要となります。

■環境審議会評価と市の対応

平成27年度の取り組みに対する環境審議会評価	B
<p>評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育に関する情報の整備、提供等のツールが順調に充実、拡大してきた。 ・学校や地域も、環境のことをよく考えて取り組んでいる。 ・出前授業などのメニューは整っており、さらに続けて頂きたい。 ・啓発や人材育成にも繋がるので、学校・地域との連携を継続し、さらに強化して頂きたい。 ・スクールエコアクションの導入は、市の要綱で設置されたボランティア組織であるエコワークが年数をかけて、学校側との協力のもとに仕組みを作り上げてきたものであるが、学校側の努力はもとより、子どもたちの環境意識が日常化されてきたことに、この仕組みの意義を改めて感じる。 	
<p>今後検討すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生に関心を持ってもらうのは大切である。研修に行かれた市職員の腕の見せ所である。出前講座等を行った際に学校などにアンケートや意見を募ることで改善の手がかりをつかみ効果を測定することもできるのではないか。 ・第一線の環境科学者による、教員、生徒、保護者、一般市民を対象とした講演会等の企画が環境教育の発展に繋がるものとする。県内には環境系の研究機関、大学も多く立地することから人材は豊富である。身近な環境に視点を向けることも重要であるが最先端技術の現状を知ることも重要と考える。 ・学校での環境教育は、子どもの自主性が大切であり、それをサポートする仕組み作りを検討する必要がある。 ・教育の効果測定は難しいが環境教育により得られる結果や成果の連動性を整理し、報告書に記載できないか。 	



「環境審議会評価に対する市の対応」へ

環境審議会評価に対する市の対応

平成28年度中に対応・実施しているもの

- ・小中学校の環境教育の取り組みの一環として、児童・生徒が作成した環境に関する取組内容を環境フェアにおいて掲示しました。取組内容を掲示した学校は、平成27年度から4校増加し、平成28年度は小学校3校、中学校8校の計11校となりました。日頃から、各小中学校においては、環境に関する取り組みを行っていますが、環境フェアにて掲示する学校が増えたことは、環境教育により得られる効果が出ているとともに小中学校における児童・生徒の自主性が向上していると考えられます。
- ・平成28年4月より開始された電力の小売全面自由化を環境の面から考える機会の場の提供を目的とした講演会を実施し、本市をはじめ、藤沢市、寒川町の住民88名にご参加いただきました。講演会は2部構成で行い、第1部では経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の職員、環境エネルギー科学を専門とする大学教授による基調講演を行い、第2部では小売電気事業者5社を招いてパネルディスカッションを行いました。講演会の実施により、電力自由化は電気代の節約だけでなく、再生可能エネルギーの普及拡大につながることを知っていただけたものと考えています。
- ・8月10日に茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会と共催で小中学生15名を対象に横浜国立大学附属鎌倉中学校の先生を講師に招き、駒寄川の生物相調査を実施しました。
- ・4月28日に円蔵中学校2年生33名に「身近な河川の水質を調べよう」と題し簡易測定による水質調査を通じ、環境意識の向上及び行動力を身につける授業を実施しました。
- ・環境教育に係る事業を実施する環境部各課が、学校のニーズに応じた事業を適切な時期に実施できるよう、学校教育指導課が環境政策課に対して、学校の年間活動計画等の情報提供を行いました。このことにより、環境政策課が、教員向け情報通信紙「環境学習News」を学校行事等に合わせた時期に作成して学校に送付することができました。その結果、複数の学校から環境部各課に出前授業の依頼が入りました。今後も学校の状況やニーズについて環境政策課と情報共有し、学校が行う環境教育に係る適時・適切な支援を行っていきます。
- ・市内小学4年生を対象にした出前授業について、子ども達の興味をより引くためにゲーム形式や紙芝居を複数企画し、事前に先生と打ち合わせを行って啓発効果を高めるよう努めました。
- ・リサイクル勉強会として、市内在住小学生を対象に、廃食用油からキャンドルを作る「キャンドル作り体験」を行いました。

平成29年度以降に対応予定のもの

- ・8月に茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会と共催で小中学生を対象に、市内河川において生物相調査を実施します。
- ・4月に円蔵中学校2年生を対象に簡易測定による水質調査を通じ、環境意識の向上及び行動力を身につける授業を実施します。
- ・今後も、小学生や自治会向けの環境学習を継続し、わかりやすく親しみやすい啓発に取り組んでいきます。

その他

- ・環境フェアにおけるスクールエコアクション等、各学校が日頃の実践の成果を発信できる機会等を有効に活用して、環境教育に係る子どもたちのモチベーションを高められるようにするために、学校支援を行います。
- ・学校における環境教育は、総合的な学習の時間の中で取り扱われることが多い。しかしながら、実際に総合的な学習の時間の活動を始める際には、導入段階あるいは発展学習の段階での学習材の設定に苦慮することが多く、導入段階における子どもたちの環境学習へのイメージが膨らむような資料の提供や体験学習の提案、発展学習の段階における、子どもたちの学習意欲及び主体性を高めるための専門分野の講師や活動団体等の紹介及び連携の推進が有効であると考えます。

平成29年度の施策展開

■具体的な取り組み内容

(1) 環境教育の充実に向けた情報提供の仕組みの構築・運用

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」掲載情報の随時更新	→	→	継続 予定	環境政策課
学校関係者への支援サイト周知	→	→		

(2) 学校の環境教育に対する支援等

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
自然観察会等への支援	→	→	継続 予定	環境保全課 景観みどり課
学校教員への支援	→	→		環境政策課
出前授業の実施	→	→		環境政策課 資源循環課
「パッカー君のごみ探検」の配付	→	→		資源循環課

(3) スクールエコアクションの導入・運用と学校生活での環境活動の実践

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
スクールエコアクションに基づく取り組みの促進	→			環境政策課 学校教育指導課
スクールエコアクション発表会の実施と、学校訪問等を通じた発表内容の充実に向けた支援	→			

(4) 児童や生徒の環境への関心の向上に向けた情報提供

具体的な取り組み内容	年度			担当課
	～H28	H29	H30～	
教員向けの環境学習情報誌の発行	→			環境政策課

■平成29年度実施事業と予算額

事業名	当初予算案 (A)	平成28年度予算額 (B)	増減額 (A-B)	担当課
環境学習事業(出前講座など)(再掲)	420千円	396千円	24千円	資源循環課
スクールエコアクション発表会	30千円	30千円	0千円	環境政策課

■重点施策36・37の変更履歴(～平成27年度)

年度(平成)	変更内容
27	・概要の「市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。」を「市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。」に変更しました。

※変更内容の詳細はP109からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 目標・重点施策の見直し内容一覧」をご覧ください。

電力自由化講演会のようす



東京大学松本准教授の講演



事業者による相談ブース



パネルディスカッションの様子

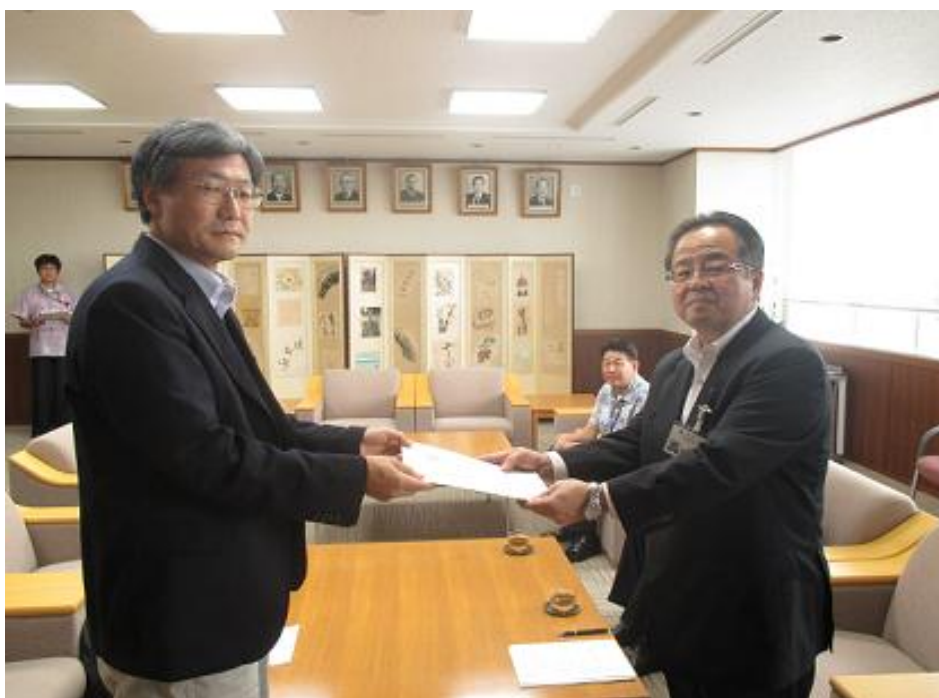
Ⅱ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成28年度版)に対する答申

平成28年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」について、茅ヶ崎市環境基本条例第22条の規定により、茅ヶ崎市環境審議会に諮問したところ、平成28年9月に答申をいただきました。本書のⅠ章では、この答申内容を受けて市が検討した施策展開についてお示しています。

なお、本答申の「7.目標の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」及び「重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧」についてはP.16～95にある「環境審議会評価」欄と重複することから、ここでは省略させていただきます。また、本答申については、市ホームページでもご覧いただけます。

茅ヶ崎市環境審議会 答申

検索 



茅ヶ崎市長に答申を提出する小池文人会長(左)

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成28年度版)に対する答申

平成28年9月29日

茅ヶ崎市環境審議会

はじめに

現代の日本において人口減少問題は最も重要な課題の一つである。高齢化によるサービス需要の増大に対して、労働力となる年齢層の人口が減少しており、産業も含めた労働力の確保が困難になりつつある。1 人が一生の間に育てる子どもの数は東京などの人口密集地域で少なく、自然の多い地域で多い現象が知られており、環境をととのえて子供が育つまちづくりを行っていくのは、環境行政にとって重要な任務である。

茅ヶ崎市環境審議会では、茅ヶ崎市長からの「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)」に位置付けられた重点施策の進捗状況の評価と、進捗状況に対する意見具申の諮問を受け、その進捗状況について、担当課の実施状況と自己評価ならびに市民のご意見を参考にして、茅ヶ崎市環境審議会としての意見を取りまとめ答申を行った。茅ヶ崎市環境審議会としての答申作成にあたっては、前年度と同様に、環境審議会委員を「自然環境分科会(中森泰三分科会長以下 5 名)」と「生活環境分科会(山田修嗣分科会長以下 6 名)」に分け、分科会として進捗状況に対する協議を行い、その結果に基づいて従前の評価基準を適用して、分科会評価結果とした。これを各分科会長から審議会に報告して頂き、取りまとめたものを環境審議会答申とした。また、評価の過程で得られた課題や今後検討すべきこと、具体的な提案等を意見として付記した。

なお平成 27 年度末から平成 28 年度当初にかけては、茅ヶ崎市の環境に関して大きなできごとが続いた。平成 26 年度に指定された清水谷特別緑地保全地区に続き、赤羽根字十三区特別緑地保全地区が平成 28 年 3 月 30 日に指定された。また、これまで市民や事業者の環境活動をとりまとめて市民・事業者の参画の中心となってきた環境市民会議「ちがさきエコワーク」の設置要綱が平成 27 年度末をもって廃止され、解散することとなった。これらの施策については年度の境界であることもあって進捗状況報告書(平成 28 年度版)にも記載されていないため、本答申では簡単に扱うのにとどめている。また「ちがさきエコワーク」の解散については平成 28 年度に実施される事業から影響が出ると思われる。これらについては環境審議会における進捗状況評価の中で平成 28 年度以降に十分な評価を行う必要がある。

本答申を活用されて、未来のすばらしい茅ヶ崎市の豊かな環境共生社会が構築され、日本の未来に貢献されることを期待する。

末筆ながら、本答申作成に際し、茅ヶ崎市環境審議会の各委員の皆様をはじめ、市役所の環境関連部局の職員の皆様のご尽力、ご協力に感謝申し上げます。

平成 28 年 9 月

茅ヶ崎市環境審議会 会長 小池 文人

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成28年度版)に対する
茅ヶ崎市環境審議会としての意見
(目標及び重点施策の平成27年度の進捗状況について)

1. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の特徴と本評価の特徴

環境問題は比較的新しい課題であり、環境を扱う部門は行政組織のみならず社会の様々な場面で多様な分野に分散配置されている。このため責任ある対応が難しい状況になりやすく、これを防ぐため、茅ヶ崎市では市内の環境全般を扱う環境基本計画を上位の行政計画と位置づけ、市民のまわりの総合的な環境の向上を図っている。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、(1)人の健康と生活環境に関するもの(公害・生活環境問題)、(2)自然環境に関するもの(自然環境問題)、(3)都市環境に関するもの(都市環境問題)、(4)環境の負荷に関するもの(資源・エネルギー・廃棄物問題)、(5)地球環境保全に関するもの(地球環境問題)を扱うが、その中でも比較的新しく提起された問題でこれまで対応が遅れていた問題を中心に、以下の5テーマにおける重点的な推進を目指している。

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

テーマ3 資源循環型社会の構築

テーマ4 低炭素社会の構築

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

それぞれのテーマの下に2項目程度の「施策の柱」をおき、その着実な推進のため、「施策の柱」ごとに目標(数値化が困難な場合は取り組みの有無など)をたてている。さらにテーマごとに取り組むべき具体的な重点施策、およびそれに次ぐ補完的施策を挙げている。なお、この目標は見直しながら進めるとしている。これらの目標は設定直後の平成24年(2012年)の環境審議会にてその妥当性と評価を行っているが、毎年目標の妥当性を評価するのは適当でないと判断し、茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)が5年を経過した中間時点にあたる平成27(2015)年で、その時の現状との整合性の視点から再評価することが望ましいとされた。本年は平成27(2015)年度に改訂された目標にもとづいて重点施策レベルの実施状況の評価を行う。

2. 平成27年度(2015年度)における重点施策の進捗状況評価の概要

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)に掲げた重点施策について、表1の目安によって平成27年度の進捗状況を自然環境分科会(重点施策1~20)、生活環境分科会(重点施策21~31)で検討した結果を環境審議会で審議し答申にとりまとめた。また、重点施策32~37は共通施策として両分科会で評価を行ったものを取りまとめ、環境審議会全体の評価とした。なお、いくつかの重点施策についてはまとめて評価を行っている。

重点施策の評価結果の総括を表2に示す。なお、詳細な結果については、7.重点施策の進捗状況に対する環境審議会評価一覧を参照されたい。

表1 重点施策に対する評価の目安

評価	評価の内容	目安(例)	評価	評価の内容	目安(例)
A	極めて順調に進んでいる	90%以上	D	あまり進んでいない	40～59%
B	概ね順調に進んでいる	75～89%	E	今後、積極的な取り組みが必要	39%以下
C	ある程度進んでいる	60～74%	—	取り組みなし	0%

表2 茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）に掲げた重点施策全課題の平成27年度内における進捗状況の評価結果の総括表（評価の中央値を下線で示す）

テーマ		テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	テーマ3 資源循環型社会の構築	テーマ4 低炭素社会の構築	テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	全テーマ
評価と項目							
A	極めて順調に進んでいる	0	0	1	1	0	2
B	概ね順調に進んでいる	2	1	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>13</u>
C	ある程度進んでいる	<u>6</u>	<u>1</u>	2	0	1	10
D	あまり進んでいない	2	0	0	0	0	2
E	今後、積極的な取り組みが必要	1	1	0	0	0	2

全体を見ると、おおむね順調に進行しており、特にテーマ3、4、5に関しては順調である。しかしテーマ1、2において昨年度と比較した進捗は見られるもののさらなる推進が必要であり、今後の努力が望まれる。

3. 大きな進展が見られた重点施策

年度により評価を行った環境審議会委員のメンバーに違いがあるため厳密な比較はできないが、平成26年度の事業と比較し平成27年度に2段階以上の大きな向上がみられた重点施策について以下に詳説する（たとえば評価DからBへの向上など）。なお逆に2段階以上の大きな後退がみられた重点施策はなかった。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり， 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

重点施策 16 自然環境の保全に向けた条例の制定 および 17 保全すべき地域の指定

両重点施策はまとめて評価された。

赤羽根十三区の特別緑地保全地区については、詳細測量を実施して保全地区を指定した。また、緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しに向けたパブリックコメントを実施した。いずれも具体的な進捗があり評価される。

ただし条例に関しては、自然環境の保全に貢献する内容の条例を速やかに制定して、条例に沿った保全地区の指定を実施することや、市民への説明、市民意見の反映方法には検討の余地がある。

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり, 施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

重点施策 18 自然環境庁内会議の設置

自然環境に係る庁内会議の要綱を改正して迅速かつ積極的な運用に努めたことが評価される。

ただし、自然環境庁内会議の役割はいまだ不十分で、自然環境の保全に配慮した行政の迅速な遂行に向け、さらなる情報の共有、連携をめざす必要があり、必要に応じて学識経験者、関係機関等の協議体制を早急に構築する必要がある。また議事録の見える化を推進すること（個人情報などを除く）が次の課題である。

4. 高い評価が維持されてきた重点施策

ここでは平成 26 年度と 27 年度に継続して高い評価が得られた重点施策について詳説する。以下の 2 件の重点施策は評価 A が継続している。

テーマ 3 資源循環型社会の構築, 施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

重点施策 25 地産地消の推進

小学校と保育園の給食において、青果市場、生産者、青果商組合の協力により、地場産を取り入れているのは、茅ヶ崎市独自の取り組みであり評価できる。また「茅産茅消青果まつり」を行い、地産地消の推進を目指しているのも評価できる。今後も消費者に対する地産の野菜の紹介を続けて頂きたい。

なお、都市内に存在する農地や、そこでの生産物を地域内で消費することについての環境の面からの貢献について十分に周知されていないので、給食や、市の主催による市内農業者の直売所をめぐるツアー、朝市、わいわい市などを利用した、市民や関係者への広報が必要である。農業施策と環境改善効果の連関も確認できるため、今後は農業面と環境面の政策の接点を明確にして、双方の成果を導く施策検討・構築に期待する。「茅産茅消応援団」は、実施回数が限られるならば、市民団体と連携して各種の関連事業を展開していく必要もあるだろう。

テーマ 4 低炭素社会の構築, 施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

重点施策 29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

太陽光発電、コジェネレーションシステム、空調設備の高効率化、人感センサーも利用した LED 照明、ごみ焼却センターでの発電と売電、温水プール利用、など従来から行われている取り組みや新庁舎移行にともなう取り組みが順調に展開されている。

ただし、森林による温度の緩和により空調の必要性が減少したり、植生により大気中の二酸化炭素吸収とその貯留が行われるなどの、自然環境の効果をさらに利用すべきである。

5. 低い評価が継続してきた重点施策

平成 26 年度と 27 年度に継続して低い評価が得られた重点施策について詳説する。以下の 2 件の重点施策は評価 E が継続している。

テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全、 施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

重点施策 9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】

県の河川整備計画の事業対象地（遊水池）であり、これに沿った土地所有者、市民団体、援農ボランティア等の連携、調整、協働による実効性の高い取組を急ぐ必要がある。多様な環境の保全が重要なため、水田、畑、樹林等の一体的な保全を徹底し、これらが混在する行谷が分断されないよう方向性や施策を進めていく。そのためには市と土地所有者、市民団体、援農ボランティア等の素早く的確な情報共有が必要である。今後の保全方法等の方向性を具体的にした上で、県と整備方法等を議論すべきである。なお平成 28 年度からエコワークが解散し、この場所の保全活動ができるのか難しい状況である。

ポジティブな面では、平成 27 年度において数件だが援農ボランティアの斡旋が行われており、保全において重要な細流の付近での外来種の除草、在来種のための保全作業も実施された。また県からの「相模川水系河川整備計画の遊水池の位置選定に関する意見聴取」に対して、環境保全の観点を含めた意見が提出された。

テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり、 施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

重点施策 1 9 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 および 2 0 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

両重点施策はまとめて評価された。

現在進行中の自然環境評価調査（平成 29 年度とりまとめ予定）をもとに具体的な検討を行うとしているが、調査結果を待たずに試案作りなど前倒しで進められる作業を進めることが必要である。生物多様性地域戦略のスムーズな策定をめざして、自然環境評価調査と併行して、「新みどりの基本計画との整合」や「全国各地で策定、運用されている地域の良い事例の情報収集と分析」を継続して行く必要がある。また進捗状況報告書（平成 28 年版）に記載されている、7つのコア地域や 32カ所の保存樹林に対する「市職員によるモニタリング調査」は結果が公表されていないので、結果を公表して共有したうえで、どのように利用されたのかについても公表すべきである。

なおポジティブな面として、基礎データとなる自然環境評価調査に着手し、市民参加の環境調査によって最新の環境情報を把握している点があげられる。

6. 施策を推進するためのアプローチ例

昨年度の評価（平成 26 年度の事業）までは自然環境（テーマ 1 および 2）の進捗が遅れていた。いまだに遅れてはいるものの、平成 27 年度には関係担当課等の努力により自然環境庁内会議の展開や赤羽根十三区の特別緑地保全地区指定の進展などの進捗がみられた。他方で重点施策 9 における行谷の保全のように、進捗が困難であった上に新しい課題が発生するなどの例もみられる。

継続して高い評価であった重点施策は、産業の発展と環境が同方向を向いている場合であるようにも見える。地産地消の推進は都市内の環境と農業の発展の両方に貢献する。また市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入は、機器の調達を通して産業の発展に寄与する。幅広い視野をもって事業者等と連携することで進展が期待される環境施策は、他にも存在する可能性がある。

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成28年度版)に対する 市民意見への回答

平成28年6月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成28年度版)」について、平成28年6月24日(金)から平成28年7月7日(木)の14日間にわたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、1名の方より4件のご意見をいただきました。ここでは、いただいたご意見とそれに対する市からの回答をお示ししています。

**茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成28年度版)に対する市民意見への回答**

- 募集期間 平成28年6月24日(金)～平成28年7月7日(木)
- 意見提出者数 1人
- 意見の件数 4件

●内容別の意見件数	項目	件数
	①進捗状況報告書全般について	3
②目標および重点施策	1	
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1	
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	0	
テーマ3 資源循環型社会の構築	0	
テーマ4 低炭素社会の構築	0	
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	0	
③その他	0	
合計		4

①進捗状況報告書全般について			
No.	意見の内容	担当課	回答
1	27年度の各施策の担当部署の評価をみると、26年度に比べて次のようにいくつかの重点施策に進展が見られたことは評価できる。 27年度/26年度 A 2件/1件B 15件/14件、C 8件/7件 D 2件/4件 E 2件/3件 各施策が充実して評価ランクが年々向上していくことを期待したい。	環境政策課	今後も各担当課とともに施策の充実を図ってまいります。
2	実施結果等の記述が箇条書きとなり読みやすくなった。また、図表などを使ってビジュアルにしたので、市民に分かりやすくなったように思われる。	環境政策課	今後もより良い報告書となるよう努めてまいります。
3	P10・11の凡例に記載のある※用語集説明記載は、もっと大きい文字で下線を付けて「資料編用語集に記載」とした方が読む人に分かりやすいと思う。	環境政策課	いただいたご意見を踏まえ、表記方法について変更いたします。

②目標および重点施策					
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全					
施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立					
No.	ページ	目標/重点施策	意見の内容	担当課	回答
4	23	重点7	赤羽根十三区の特緑指定と保全管理計画が策定されたことは市民に内容を知ってもらうためにも、HPに掲載されていることを明記した方が良い。	環境政策課	報告書の内容をより詳しくご理解いただけるよう、改善を図ってまいります。

(参考)

茅ヶ崎市環境基本計画（2011年版）

目標・重点施策の見直し内容一覧

平成28年3月

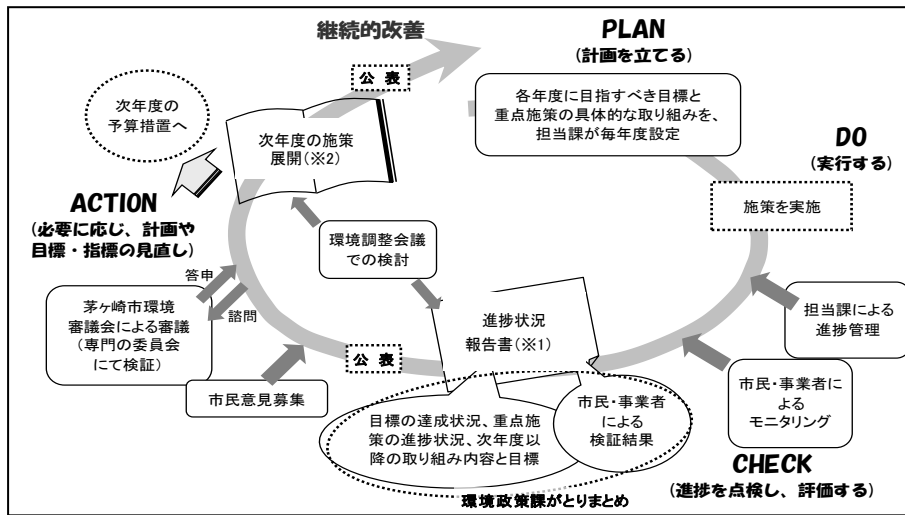
■見直しを行った目標・重点施策一覧

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理においてこれまでに見直しを行った目標及び重点施策は以下のとおりです。

テーマ	施策の柱	目標/重点施策	ページ
1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	目標 2	114
		重点施策①	
		重点施策②	
	重点施策③～⑫	115	
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	重点施策⑭	115
2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	目標 5	116
		目標 6	
		重点施策⑯	
		重点施策⑰	
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	重点施策⑱	117
		重点施策⑲	
		重点施策⑳	
		重点施策㉑	
3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	目標 9 (※平成25年度変更)	120
		重点施策㉒	
		重点施策㉓	
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	目標 11 (※平成24年度変更)	121
		目標 12 (※平成26年度変更)	
		重点施策㉔	122
		重点施策㉕	
		重点施策㉖	
4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	目標 14 (※平成26・28年度変更)	123
		目標 15	
		重点施策㉗	124
5 計画を進めていくための人づくり	5.3 学校における環境教育の充実	重点施策㉘	124

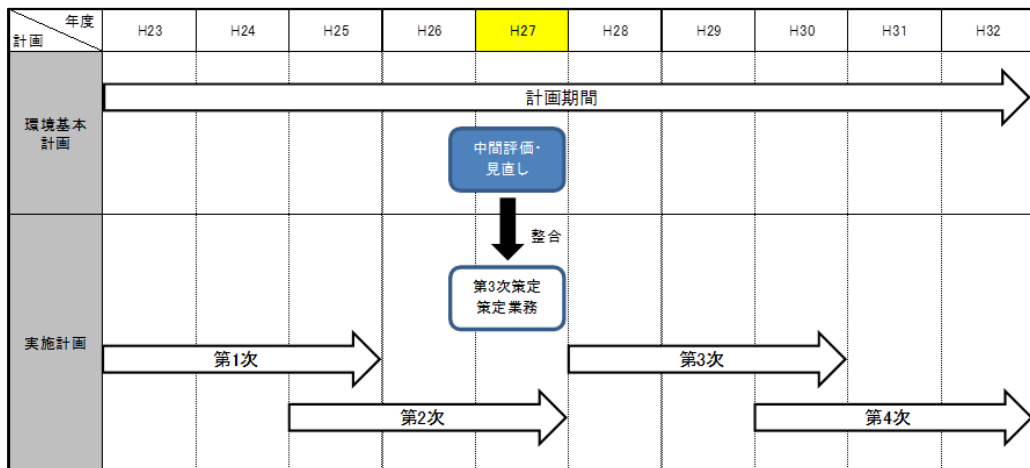
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)について

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(以下、本計画という)の策定後、本計画の進行管理方法(下図)に基づき、本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。担当課の取り組みや、環境審議会による外部評価の結果等により、目標については、必要な変更を加えながら進行管理を行っています。また、重点施策については毎年度検証を行い、必要な軌道修正と次年度予算への反映を図っています。



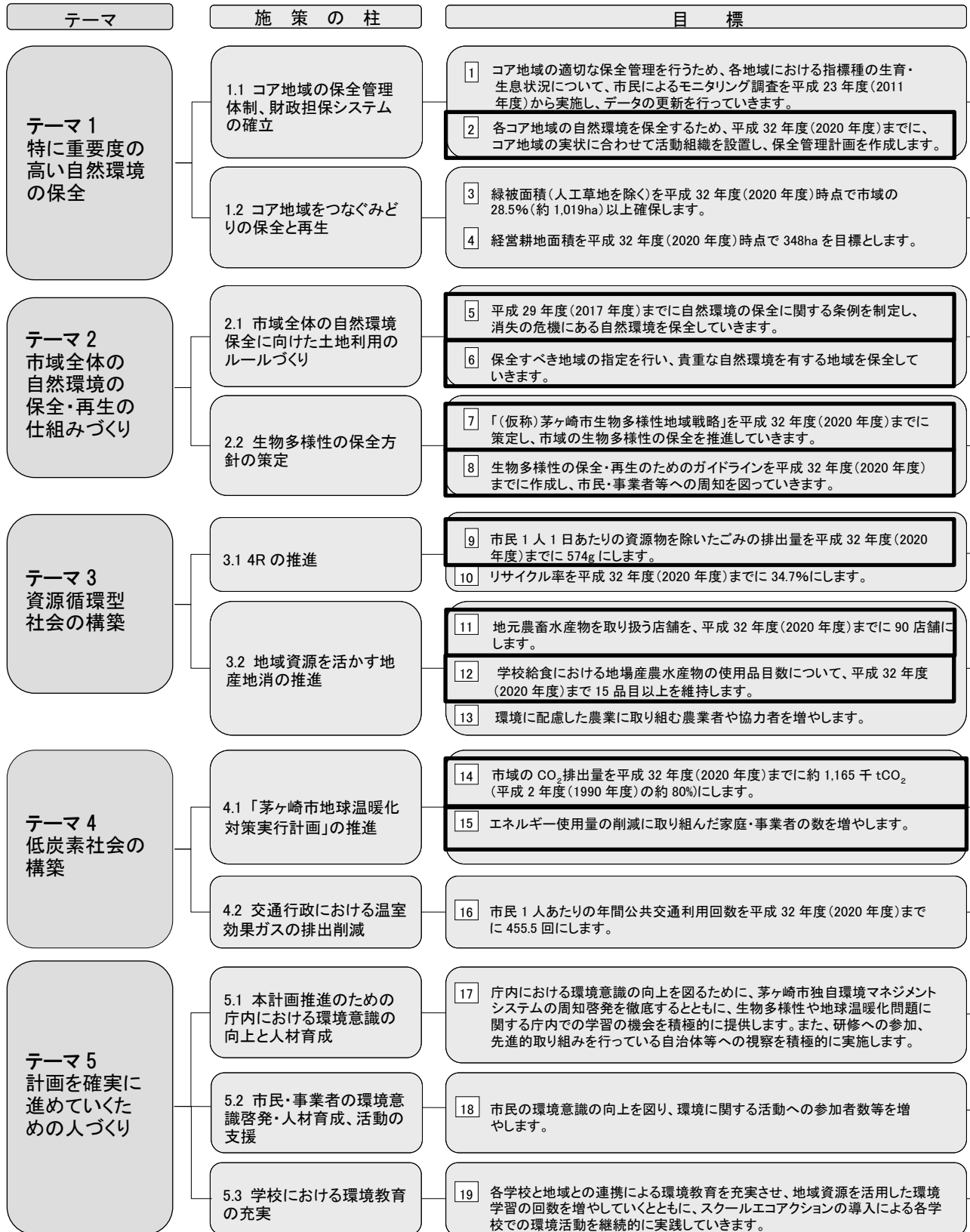
■茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の中間見直しと本冊子について

本計画は、策定後5年程度を目途に、施策の状況や市内の環境の変化、社会情勢の変化等に応じて必要な修正を行うこととしておりました。そこで、平成27年度に施策の進捗状況や環境審議会による検証結果等を踏まえ、目標と重点施策を対象として見直しを行いました。



本冊子は、これまでの本計画の進行管理や中間見直しにおいて変更した目標及び重点施策を明らかにするために作成したものであり、本計画への追録としてお示しするものです。

■現在の体系図



重点施策

重点施策の推進を支え、補完する施策

- ① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理計画の作成・実施
- ② 財政担保システムの確立
- ③～⑫各コア地域における施策

1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

- ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生
- ⑭ 農業支援による農地の保全・再生
- ⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
1.2(3)水環境の保全
1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用

- ⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定
- ⑰ 保全すべき地域の指定
- ⑱ 自然環境庁内会議の効果的な運用

2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導
2.1(2)快適で安全な住環境の確保

- ⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
- ⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全
2.2(2)海岸の自然環境の保全

- ㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る)
- ㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する)
- ㉓ リユース(繰り返し使う)
- ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)

3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

- ㉕ 地産地消の推進
- ㉖ 環境に配慮した農業の普及促進

3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進
3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発

- ㉗ 情報発信・啓発活動の推進
- ㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援
- ㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援
4.1(2)市における率先的な取り組み

- ㉚ 乗合交通の利便性向上
- ㉛ 徒歩・自転車利用の促進

4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減

- ㉜ 庁内の環境意識の向上
- ㉝ 庁内における人材育成

5.1(1)市における環境配慮の取り組みの推進

- ㉞ 意識啓発・人材育成
- ㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減
5.2(3)環境に関する活動の支援

- ㊱ 地域と連携した環境教育
- ㊲ 学校における取り組みの支援

5.3(1)学校における環境教育の推進

テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

目標 2 (※平成 27 年度より変更)

変更前	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 25 年度(2013 年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
変更後	各コア地域の自然環境を保全するため、平成 32 年度(2020 年度)までにコア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。

重点施策① コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置※			※3年以内に全てのコア地域で活動が進められることを目指します。						
		保全管理のための計画の作成※									
		計画に基づく活動の推進									
変更後	①コア地域ごとの保全管理計画の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置									
		保全管理のための計画の作成									
		計画に基づく活動の推進									

重点施策② 財政担保システムの確立 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	②財政担保システムの確立	システムの検討		財政担保システムの運用、見直し(適宜)							
		庁内及び関係主体間調整									
		計画に基づく活動の推進									
変更後	②財政担保システムの確立	システムの検討									
		庁内及び関係主体間調整									
		計画に基づく活動の推進									

重点施策③～⑫ 各コア地域における施策（※平成 27 年度より変更）

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進（重点施策①と同様）				
変更後	③～⑫各コア地域における施策									
	既存の取り組みを継続					計画に基づく活動の推進（重点施策①と同様）				

施策の柱 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

重点施策⑭ 農業支援による農地の保全・再生（※平成 27 年度より変更）

●概要

変更前	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や農機具の共同利用等による農業支援を行います。
変更後	・水田をはじめとした農地の継続利用を促すため、援農ボランティア制度や「農業経営基盤強化促進法」に基づく利用権設定による農地の貸し借りの推進等の農業支援を行います。

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

目標 5 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 24 年度(2012 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。
変更後	平成 29 年度(2017 年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標 6 (※平成 27 年度より変更)

変更前	平成 25 年度(2013 年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
変更後	保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

重点施策⑩ 自然環境の保全に向けた条例の制定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前										
変更後										

重点施策⑰ 保全すべき地域の指定(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一							
		→ 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整								→ 保全すべき地域の運用、周知
変更後	⑰保全すべき地域の指定	現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一			→ 現況調査※	重点施策⑱の現況調査と同一			
						→ 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整				→ 保全すべき地域の運用、周知

重点施策⑱ 自然環境庁内会議の設置(※平成 27 年度より変更)

●重点施策名

変更前	自然環境庁内会議の設置
変更後	自然環境庁内会議の効果的な運用

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行います。 ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携します。

施策の柱 2.2 生物多様性の保全方針の策定

目標 7 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 24 年度(2012 年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。
変更後	「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成 32 年度(2020 年度)までに策定し、市域の生物多様性の保全を推進していきます。

目標 8 (※平成 27 年度より変更)

変更前	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 24 年度(2012 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
変更後	生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成 32 年度(2020 年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。

重点施策⑱ 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定 (※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
変更前										
変更後										

重点施策⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成(※平成 27 年度より変更)

●スケジュール

変更前		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成		ガイドラインの作成								ガイドラインの運用、周知
変更後		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成							ガイドラインの作成と運用、周知			

テーマ3 資源循環型社会の構築

施策の柱 3.1 4Rの推進

目標 9 (※平成 25 年度より変更)

変更前	市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします。
変更後	市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。

重点施策② リデュース(ごみの排出を抑制する)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、また「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」における協議内容を分かりやすく周知し、行動改善を促進します。 ・ごみ処理施設の見学等をはじめ、特に子どもを対象とした学習機会の充実を図ります。 ・事業者に対して積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度への参画を呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。 ・必要に応じて家庭ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

重点施策②③ リユース(繰り返し使う)(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの情報を市内のリサイクル推進店情報に集約し、市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の再利用を促進するため、各種制度や取り組みの運営推進に努めます。 ・リサイクル推進店未認定のリサイクルショップやリターナブルびん取扱店、リペアショップなどの認定を促進し、認定店舗の情報を市民・事業者に発信することで資源の有効活用とごみの減量化を図ります。

施策の柱 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

目標 11 (※平成 24 年度より変更)

変更前	生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 4 施設・60 人に増やします。
変更後	地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成 32 年度(2020 年度)までに 90 店舗にします。

目標 12 (※平成 26 年度より変更)

変更前	学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成 32 年度(2020 年度)までに 15 品目に増やします。
変更後	学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成 32 年度(2020 年度)まで 15 品目以上を維持します。

重点施策⑳ 地産地消の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、直売所などの生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充を進めます。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の活性化、食の安全の確保を目的に、地域で採れたもの(資源)を地域で消費する「地産地消」(循環)を推進します。 ・学校給食における地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。 ・市内における地産地消の取り組みや方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。 ・関係機関と協力し、生産者と地域住民が交流しながら地場産農水産物・加工品を販売する場の拡充をはじめ、生産者のニーズに合った販路の拡大に対する支援を進めます。

重点施策㉑ 環境に配慮した農業の普及促進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。 ・生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点から効果的とされる水田の冬期湛水について、試験的な導入を視野に検討を行います。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業に関する技術や事例等の情報提供を行います。 ・有機栽培や減農薬栽培などに取り組む農業者への補助等を実施します。

テーマ 4 低炭素社会の構築

施策の柱 4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

目標 14 (※平成 26 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 524 千 t CO ₂ (平成 20 年度(2008 年度)の約 63%)にします。 ※平成 20 年度(2008 年度)は約 849 千 t CO ₂ となっています。
変更後	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)

(※平成 28 年度より変更)

変更前	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,165 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,456 千 t CO ₂)
変更後	市域の CO ₂ 排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに約 1,492 千 t CO ₂ (平成 2 年度(1990 年度)の 80%)にします。(平成 2 年度排出量:1,866 千 t CO ₂)

※市域の CO₂排出量は毎年資源エネルギー庁が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」を用い算出していますが、平成 26 年度の公表分から統計データの各種の精度改善措置を講じることを理由に過去に遡って平成 2 年度から平成 25 年度までのデータが修正されたことを受け、当該年度の CO₂排出量を再計算し基準値及び目標値を変更しました。

なお、今回の変更にあたって基準値に対する目標値の削減率(20%)は変更しておらず、地球温暖化対策実行計画における CO₂排出削減目標の達成に向けた各種施策の方向性についてはこれまでと変わりありません。

目標 15 (※平成 27 年度より変更)

変更前	「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から 1 世帯・1 事業所あたりの CO ₂ 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
変更後	エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。

重点施策⑳ 情報発信・啓発活動の推進(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及に向けたインフラ整備を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ等を通じて、省エネや新エネルギーの利用に関する情報を定期的に発信します。 ・省エネナビなどの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。 ・市で導入した電気自動車等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者との連携・協力のもと、電気自動車の普及やインフラ整備、燃料電池自動車(水素自動車)等の普及を図ります。

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱 5.3 学校における環境教育の充実

重点施策㉑ 学校における取り組みの支援(※平成 27 年度より変更)

●概要

変更前	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)(※)を導入・運用し学校生活での環境活動の実践と浸透のための仕組みを確立します。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。
変更後	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における環境教育の推進に向け、学校版環境マネジメントシステム(スクールエコアクション)を運用し学校生活での環境活動の充実を図ります。 ・児童や生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動内容、事業者や市の取り組みなどを紹介し、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)

環境審議会答申への対応と次年度の施策展開(平成28年度版)

平成29年(2017年)3月発行

発行部数 250部

発行:茅ヶ崎市

編集:環境部環境政策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467(82)1111

内線 1211、1212

FAX 0467(57)8388

メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

